

# 基本計画（営業の許可・認可に係る手続）

（平成29年6月に各省から提出されたもの）

## <目次>

金融庁 . . . . . 1

国交省 . . . . . 4

厚労省 . . . . . 23

## 「行政手続コスト」削減のための基本計画

省庁名	金融庁
重点分野名	営業の許可・認可に係る手続

### 【記載要領】

- 「1 手続の概要及び電子化の状況」については、「基本計画の対象手続一覧表」に基づき、基本計画の作成対象となる事項について、手続の概要及びその電子化の状況を記載する。
- 「2 削減方策（コスト削減の取組内容及びスケジュール）」については、「基本計画の対象手続一覧表」のうち、基本計画の作成対象となる各事項について、コスト削減の取組内容及びスケジュールを記載する。その際、①規制そのものの見直し、行政手続の簡素化、IT化についての検討、②行政手続簡素化3原則に沿った対応の検討、③行政手続コスト削減に際し取り組むべき事項、について検討した結果、盛り込める内容を記載する。  
また、「省庁間の連携が必要な取組」、「地方公共団体の理解・協力が必要な取組」については、その旨を記載し、取組の内容を説明する。  
取組期間が3年を超える場合には、その必要性について十分な説明を記載する。
- 「3 コスト計測」の「1. 選定理由」については、基本計画の作成対象となる事項のうち、コスト計測の対象とする各事項について、その選定理由を記載する。  
「2. コスト計測の方法及び時期」については、選定した各事項について、作業時間の計算方法及び計測時期を記載する。なお、計測時期については、その判断の根拠を明確に記載する。

## A. 預金取扱金融機関等（銀行法等）

### 1 手続の概要及び電子化の状況

- (1) 銀行等の日本における営業所の設置、位置の変更、種類の変更又は廃止の届出 等
  - ① 手続の概要  
例えば、銀行法第8条第1項に基づき、銀行は、支店その他の営業所の設置、位置の変更、種類の変更又は廃止をしようとするときは届け出なければならない等、営業を行うにあたって、所定の事由について法令上各種届出等が必要とされている。
  - ② 電子化の状況  
600件/15955件

### 2 削減方策（コスト削減の取組内容及びスケジュール）

- (1) 銀行等の日本における営業所の設置、位置の変更、種類の変更又は廃止の届出 等
  - 行政手続の電子化の徹底（デジタルファースト原則）  
例えば、銀行法第8条第1項に基づく、日本における営業所の設置、位置の変更、種類の変更又は廃止の届出などは、現在、e-Govを用いたオンライン上の手続も可能になっているが、金融機関の現場において、当該手続の周知が進んでおらず、十分に活用されていない状況となっている。こうした状況を踏まえ、当該手続を活用しうる金融機関の現状・意見も聞きながら、平成32年3月頃までに、オンライン上の手続の周知等といった方策をとることにより、オンラインでの各種届出等の提出を促し、金融機関の届出等にかかるコストを削減する。
  - 書類の記載事項の見直し 等  
届出等に関する記載について、既に一度提出している記載事項の再度の提出や、ディスクロージャー誌やウェブサイト上で一般に公表されている事項の提出について、簡略化又は省略を可能とする等の、事務の効率化に資する方向での記載事項の見直しを検討する。

### 3 コスト計測

#### 1. 選定理由

- (1) 銀行等の日本における営業所の設置、位置の変更、種類の変更又は廃止の届出 等

- ・ 日本における営業所の設置、位置の変更、種類の変更又は廃止の届出  
銀行法第8条第1項に基づく、日本における営業所の設置、位置の変更、種類の変更又は廃止の届出は、平成28年度1年間で270件である一方、オンラインでの提出が認められているにも関わらず、オンラインでの件数は平成28年度は1年間で1件も行われていないことから、オンライン手続の利用促進により、大幅なコスト削減が望めるため。
- ・ 営業開始等の届出  
銀行法第53条第1項に基づく営業開始等の届出は、平成28年度1年間で2185件である一方、オンラインでの提出が認められているにも関わらず、オンラインでの件数は平成28年度は1年間で1件も行われていないことから、オンライン手続の利用促進により、大幅なコスト削減が望めるため。

## 2. コスト計測の方法及び時期

- (1) 銀行等の日本における営業所の設置、位置の変更、種類の変更又は廃止の届出 等
  - ・ 日本における営業所の設置、位置の変更、種類の変更又は廃止の届出  
(コスト計測の方法)  
行政手続コスト  
＝(届出1件当たりの事業者の作業時間及び紙での届出にかかる事業者の往復時間)  
×(年間件数)  
※ コスト計測に当たっては、いくつかの事業者を選定した上で、届出作成にかかる時間、届出の際の移動時間等についてヒアリングを実施する等のサンプル調査を行うことで算定することとする。  
(コスト計測の時期)  
基本計画の策定後早期の計測を図る一方で、事業者の状況や負担等を考慮し、コスト計測については平成29年9月頃に行うこととする。
  - ・ 営業開始等の届出  
(コスト計測の方法)  
行政手続コスト  
＝(届出1件当たりの事業者の作業時間及び紙での届出にかかる事業者の往復時間)  
×(年間件数)  
※ コスト計測に当たっては、いくつかの業者を選定した上で、届出作成にかかる時間、届出の際の移動時間等についてヒアリングを実施する等のサンプル調査により算定することとする。  
(コスト計測の時期)  
基本計画の策定後早期の計測を図る一方で、事業者の状況や負担等を考慮し、コスト計測については平成29年9月頃に行うこととする。

## B. 保険会社等（保険業法等）

### 1 手続の概要及び電子化の状況

- (1) 保険会社、保険持株会社の子会社に関する届出、役員を選任・解任に係る届出 等
  - ① 手続の概要  
例えば、保険業法第127条第1項に基づき、保険業を開始したときや役員を選任・退任があった場合、子会社対象会社を子会社としようとする場合、資本金の額又は基金の総額の増額をする場合はその届出を行わなければならない等、営業を行うにあたって、所定の事由について法令上各種届出等が必要とされている。
  - ② 電子化の状況  
134件/5745件

### 2 削減方策（コスト削減の取組内容及びスケジュール）

- (1) 保険会社、保険持株会社の子会社に関する届出、役員を選任・解任に係る届出 等
  - 行政手続の電子化の徹底（デジタルファースト原則）  
例えば、保険業法第127条第1項に基づく各種届出について、現在、e-Gov電子申請システムでの手続に対応していない。このような手続に関しては、具体的には平成32年3月までにオンライン上での届出が可能となるよう、所要の態勢を整備するとともに、利用促進に向け業界周知を行うことにより、オンラインでの各種届出等の提出を促し、事業者の届出等にかかるコストを削減す

る。

- ◎ 書類の記載事項の見直し 等  
届出等に関する記載について、既に一度提出している記載事項の再度の提出や、ディスクロージャー誌やウェブサイト上で一般に公表されている事項の提出について、簡略化又は省略を可能とする等の、事務の効率化に資する方向での記載事項の見直しを検討する。

### 3 コスト計測

#### 1. 選定理由

- (1) 保険会社、保険持株会社の子会社に関する届出、役員の選任・解任に係る届出 等
  - ・ 保険会社の営業開始等の届出  
保険業法第 127 条第 1 項等に基づく、保険業の開始等の届出は、現在オンライン化はなされておらず、平成 28 年度 1 年間で 4633 件であるため、オンライン手続を可能にすることで大幅なコスト削減が望めるため。
  - ・ 少額短期保険業の開始等の届出  
保険業法第 272 条の 21 第 1 項に基づく、少額短期保険業の開始等の届出は、現在オンライン化はなされておらず、平成 28 年度 1 年間で 344 件であるため、オンライン上の届出を可能にすることで大幅なコスト削減が望めるため。

#### 2. コスト計測の方法及び時期

- (1) 保険会社、保険持株会社の子会社に関する届出、役員の選任・解任に係る届出 等
  - ・ 保険会社の営業開始等の届出  
(コスト計測の方法)  
行政手続コスト  
＝ (届出 1 件当たりの事業者の作業時間及び紙での届出にかかる事業者の往復時間) × (年間件数)  
※ コスト計測に当たっては、いくつかの事業者を選定した上で、届出作成にかかる時間、届出の際の移動時間等についてヒアリングを実施する等のサンプル調査を行うことで算定することとする。  
(コスト計測の時期)  
基本計画の策定後早期の計測を図る一方で、事業者の状況や負担等を考慮し、コスト計測については平成 29 年 9 月頃に行うこととする。
  - ・ 少額短期保険業の開始等の届出  
(コスト計測の方法)  
行政手続コスト  
＝ (届出 1 件当たりの事業者の作業時間及び紙での届出にかかる事業者の往復時間) × (年間件数)  
※ コスト計測に当たっては、いくつかの事業者を選定した上で、届出作成にかかる時間、届出の際の移動時間等についてヒアリングを実施する等のサンプル調査を行うことで算定することとする。  
(コスト計測の時期)  
基本計画の策定後早期の計測を図る一方で、事業者の状況や負担等を考慮し、コスト計測については平成 29 年 9 月頃に行うこととする。

### C. 金融商品取引業者等（金融商品取引法等）

#### 1 手続の概要及び電子化の状況

- (1) 金融商品取引業者等の事業報告書の提出 等
  - ① 手続の概要  
例えば、金融商品取引法第 46 条の 3 第 1 項等に基づき、金融商品取引業者等は、事業年度ごとに事業報告書を作成し、これを提出しなければならない等、営業を行うにあたって、所定の事由について、法令上各種届出等が必要とされている。
  - ② 電子化の状況  
19960 件/58633 件

### 2 削減方策（コスト削減の取組内容及びスケジュール）

- (1) 金融商品取引業者等の事業報告書の提出 等
  - ◎ 行政手続の電子化の徹底（デジタルファースト原則）  
例えば、金融商品取引法に基づく金融商品取引業者等による各種届出等については、オンライン上の手続が可能となっているが、多くの手続については、オンライン上のシステムが利用されていない。  
オンラインによる届出等が可能であることについて、事業者へ周知等することで、平成 32 年 3 月の届出等が行われるまでにオンライン化を推進し、事業者の届出等にかかるコストを削減する。
  - ◎ 書類の記載事項の見直し 等  
届出等に関する記載について、既に一度提出している記載事項の再度の提出や、ディスクロージャー誌やウェブサイト上で一般に公表されている事項の提出について、簡略化又は省略を可能とする等の、事務の効率化に資する方向での記載事項の見直しを検討する。

### 3 コスト計測

#### 1. 選定理由

- (1) 金融商品取引業者等の事業報告書の提出 等
  - ・ 登録金融機関による事業報告書の提出  
金融商品取引法第 48 条の 2 第 1 項に基づき、登録金融機関は、事業年度ごとに事業報告書を作成し、これを提出することとされている。当該事業報告書は、平成 28 年度 1 年間で 1166 件と多数に上るが、このうち、オンライン手続件数はわずか 21 件であったことから、オンライン化の利用促進による大幅なコスト削減が望めるため。
  - ・ 金融商品取引業者等による休止等の届出  
金融商品取引法第 50 条第 1 項に基づき、金融商品取引業者等は、業務を休止、又は再開したとき等に、届出をすることとされている。当該届出については、平成 28 年度 1 年間で 6194 件と多数に上るが、このうち、オンライン手続件数はわずか 95 件であったことから、オンライン化による大幅なコスト削減が望めるため。

#### 2. コスト計測の方法及び時期

- (1) 金融商品取引業者等による事業報告書の提出 等
  - ・ 登録金融機関による事業報告書の提出  
(コスト計測の方法)  
行政手続コスト  
＝ (事業報告書 1 件当たりの事業者の作業時間及び紙での届出にかかる事業者の往復時間) × (年間件数)  
※ コスト計測に当たっては、いくつかの事業者を選定した上で、事業報告書作成にかかる時間、提出の際の移動時間等についてヒアリングを実施する等のサンプル調査を行うことで算定することとする。  
(コスト計測の時期)  
当該事業報告書は、毎事業年度経過後 3 か月以内に提出することとされている。一般に、事業年度は 4 月～3 月の事業者が多く、事業年度経過後 3 か月に当たる 6 月までに、事業報告書が提出されることとなることから、コスト計測については、平成 29 年 7～8 月頃に行うこととする。
  - ・ 金融商品取引業者等による休止等の届出  
(コスト計測の方法)  
行政手続コスト  
＝ (届出 1 件当たりの事業者の作業時間及び紙での届出にかかる事業者の往復時間) × (年間件数)  
※ コスト計測に当たっては、いくつかの事業者を選定した上で、届出作成にかかる時間、届出の際の移動時間等についてヒアリングを実施する等のサンプル調査を行うことで算定することとする。  
(コスト計測の時期)  
当該届出は、特定の時期に集中するものではないため、コスト計測については、本基本方針策定後の平成 29 年 7～8 月頃に行うこととする。

## D. その他

### 1 手続の概要及び電子化の状況

#### D-1. 貸金業者（貸金業法）

##### （1）貸金業の登録の更新、貸金業者の基本的事項の変更の届出、事業報告書の提出 等

###### ① 手続の概要

例えば、貸金業を営む場合は、内閣総理大臣又は都道府県知事の登録が必要であるが、当該登録は3年ごとに更新を受けなければ効力を失うため、貸金業法第3条第2項に基づき、貸金業者は3年ごとに登録の更新申請を行っている。

また、営業を開始する際はその旨の届出を行い、貸金業を営む際に申請した項目に関して変更がある場合の届出、事業年度ごとの事業報告書の提出等、営業を行うにあたって、所定の事由について法令上各種届出等が必要とされている。

###### ② 電子化の状況

0件/7233件

#### D-2. 特定目的会社（資産の流動化に関する法律）

##### （1）特定目的会社の商号、営業所の名称及び所在地等の変更又は資産流動化計画の変更の届出 等

###### ① 手続の概要

例えば、資産の流動化に関する法律第9条第1項に基づき、特定目的会社は、資産の流動化に係る業務を行う際に予め届け出た、商号・営業所の名称、所在地等の変更又は資産流動化計画に変更がある場合の届出、事業年度ごとの事業報告書の提出等、営業するにあたって、所定の事由について法令上各種届出等が必要とされている。

###### ② 電子化の状況

0件/1802件

#### D-3. 前払式支払手段発行者・資金移動業者（資金決済に関する法律）

##### （1）第三者型発行者の変更届出 前払式支払手段の発行に関する報告 等

###### ① 手続の概要

例えば、前払式支払手段を発行する場合等は、資金決済に関する法律第11条第1項に基づく事業を営む際に申請した項目に関して変更がある場合の届出、資金決済に関する法律第23条第1項に基づく基準日ごとの前払式支払手段の未使用残高や発行保証金の額の報告等、営業を行うにあたって、所定の事由について法令上各種届出等が必要とされている。

###### ② 電子化の状況

7件/9476件

### 2 削減方策（コスト削減の取組内容及びスケジュール）

#### D-1. 貸金業者（貸金業法）

##### （1）貸金業の登録の更新、貸金業者の基本的事項の変更の届出、事業報告書の提出 等

###### ◎ 行政手続の電子化の徹底（デジタルファースト原則）

貸金業法に係る申請・届出に関しては、登録貸金業者の大半が都道府県登録の業者であることから、現在、e-Gov電子申請システムは対応していない状態である。

他方で、オンライン化の推進は、事業者負担の軽減につながるものと思料されることから、内閣総理大臣（財務局）登録の貸金業者がe-Gov電子申請システムに対応できるか検討し、検討の結果、実現可能なものについては、平成32年3月までに、オンラインによる所要の態勢を整備するとともに、利用促進に向け業界周知を行うことにより、オンラインでの各種申請・届出等の提出を促し、事業者の申請・届出等にかかるコストを削減する。

###### ◎ 書類の記載事項の見直し 等

届出等に関する記載について、既に一度提出している記載事項の再度の提出や、ディスクロージャー誌やウェブサイト上で一般に公表されている事項の提出について、簡略化又は省略を可能とする等の、事務の効率化に資する方向での記載事項の見直しを検討する。

#### D-2. 特定目的会社（資産の流動化に関する法律）

##### （1）特定目的会社の商号、営業所の名称及び所在地等の変更又は資産流動化計画の変更の届出 等

###### ◎ 行政手続の電子化の徹底（デジタルファースト原則）

資産の流動化に関する法律に係る申請・届出に関しては、大半が、現在、e-Gov電子申請システムは対応していない状態である。

このような手続に関しては、事業者のe-Gov電子申請システムの対応可能性も検討の上、平成32年3月までに、オンラインによる所要の態勢を整備するとともに、利用促進に向け業界周知を行うことにより、オンラインでの各種申請・届出等の提出を促し、事業者の申請・届出等にかかるコストを削減する。

###### ◎ 書類の記載事項の見直し 等

届出等に関する記載について、既に一度提出している記載事項の再度の提出や、ディスクロージャー誌やウェブサイト上で一般に公表されている事項の提出について、簡略化又は省略を可能とする等の、事務の効率化に資する方向での記載事項の見直しを検討する。

#### D-3. 前払式支払手段発行者・資金移動業者（資金決済に関する法律）

##### （1）第三者型発行者の変更届出 前払式支払手段の発行に関する報告 等

###### ◎ 行政手続の電子化の徹底（デジタルファースト原則）

資金決済に関する法律に係る申請・届出に関しては、大半が、現在、e-Gov電子申請システムは対応していない状態である。

このような手続に関しては、事業者のe-Gov電子申請システムの対応可能性も検討の上、平成32年3月までに、オンラインによる所要の態勢を整備するとともに、利用促進に向け業界周知を行うことにより、オンラインでの各種申請・届出等の提出を促し、事業者の申請・届出等にかかるコストを削減する。

###### ◎ 書類の記載事項の見直し 等

届出等に関する記載について、既に一度提出している記載事項の再度の提出や、ディスクロージャー誌やウェブサイト上で一般に公表されている事項の提出について、簡略化又は省略を可能とする等の、事務の効率化に資する方向での記載事項の見直しを検討する。

### 3 コスト計測

#### 1. 選定理由

##### D-1. 貸金業者（貸金業法）

###### （1）貸金業の登録の更新、貸金業者の基本的事項の変更の届出、事業報告書の提出 等

###### ・ 事業報告書の提出

貸金業法第24条の6の9に基づく事業報告書の提出は、平成28年度1年間で1886件と多数に上ることから、オンライン手続が利用可能になれば、大幅なコスト削減が望めるため。

##### D-2. 特定目的会社（資産の流動化に関する法律）

###### （1）特定目的会社の商号、営業所の名称及び所在地等の変更又は資産流動化計画の変更の届出 等

###### ・ 特定目的会社の事業報告書の提出

資産の流動化に関する法律第216条に基づく、事業報告書の提出は、平成28年度1年間で850件と年間件数も多く、オンライン手続の利用促進により、大幅なコスト削減が望めるため。

##### D-3. 前払式支払手段発行者・資金移動業者（資金決済に関する法律）

###### （1）第三者型発行者の変更届出 前払式支払手段の発行に関する報告 等

###### ・ 前払式支払手段の発行に関する報告

資金決済に関する法律第23条第1項に基づく、前払式支払手段の発行に関する報告は、平成28年度1年間で3853件と年間件数も多く、オンライン手続の利用促進により、大幅なコスト削減が望めるため。

#### 2. コスト計測の方法及び時期

##### D-1. 貸金業者（貸金業法）

###### （1）貸金業に関する届出等

###### ・ 事業報告書の提出

###### （コスト計測の方法）

###### 行政手続コスト

=（事業報告書1件当たりの事業者の作業時間及び紙での提出にかかる事業者の往復時間）

× (年間件数)  
 ※ コスト計測に当たっては、いくつかの業者を選定した上、事業報告書作成に係る時間、提出の際の移動時間等についてヒアリングを実施する等のサンプル調査を行うことで算定することとする。  
 (コスト計測の時期)  
 基本計画の策定後早期の計測を図る一方で、事業者の状況や負担等を考慮し、コスト計測については、平成 29 年 9 月頃に行うこととする。

D-2. 特定目的会社 (資産の流動化に関する法律)

(1) 特定目的会社に関する届出等

- ・ 事業報告書の提出  
 (コスト計測の方法)  
 行政手続コスト  
 = (事業報告書 1 件当たりの事業者の作業時間及び紙での提出にかかる事業者の往復時間) × (年間件数)  
 ※ コスト計測に当たっては、いくつかの業者を選定した上、事業報告書作成に係る時間、提出の際の移動時間等についてヒアリングを実施する等のサンプル調査を行うことで算定することとする。  
 (コスト計測の時期)  
 基本計画の策定後早期の計測を図る一方で、事業者の状況や負担等を考慮し、コスト計測については、平成 29 年 9 月頃に行うこととする。

D-3. 前払式支払手段発行者・資金移動業者 (資金決済に関する法律)

(1) 前払式支払手段発行者・資金移動業者に関する届出等

- ・ 前払式支払手段の発行に関する報告  
 (コスト計測の方法)  
 行政手続コスト  
 = (報告書 1 件当たりの事業者の作業時間及び紙での提出にかかる事業者の往復時間) × (年間件数)  
 ※ コスト計測に当たっては、いくつかの事業者を選定した上、報告書作成に係る時間、提出の際の移動時間等についてヒアリングを実施する等のサンプル調査を行うことで算定することとする。  
 (コスト計測の時期)  
 基本計画の策定後早期の計測を図る一方で、事業者の状況や負担等を考慮し、コスト計測については、平成 29 年 9 月頃に行うこととする。

(以上)

基本計画 (営業の許可・認可に関する手続)

目次

倉庫業法	1
貨物利用運送事業法	3
不動産の鑑定評価に関する法律	5
宅地建物取引業法	5
マンションの管理の適正化の推進に関する法律	8
不動産特定共同事業法	8
建設業法	9
浄化槽法	10
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	11
測量法	12
特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律	13
建築基準法	14
軌道法	15
鉄道事業法	15
道路運送法	20
タクシー業務適正化特別措置法	24
特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する法律	25
貨物自動車運送事業法	25
土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法	28
道路運送車両法	29
海上運送法	30
内航海運業法	31
港湾運送事業法	31
航空法	32
国際観光ホテル整備法	36
旅行業法	36

「行政手続コスト」削減のための基本計画

省庁名	国土交通省
重点分野名	営業の許可・認可に係る手続

**【記載要領】**

○ 「1 手続の概要及び電子化の状況」については、「基本計画の対象手続一覧表」に基づき、基本計画の作成対象となる事項について、手続の概要及びその電子化の状況を記載する。

○ 「2 削減方策（コスト削減の取組内容及びスケジュール）」については、「基本計画の対象手続一覧表」のうち、基本計画の作成対象となる各事項について、コスト削減の取組内容及びスケジュールを記載する。その際、①規制そのものの見直し、行政手続の簡素化、IT化についての検討、②行政手続簡素化3原則に沿った対応の検討、③行政手続コスト削減に際し取り組むべき事項、について検討した結果、盛り込める内容を記載する。  
また、「省庁間の連携が必要な取組」、「地方公共団体の理解・協力が必要な取組」については、その旨を記載し、取組の内容を説明する。  
取組期間が3年を超える場合には、その必要性について十分な説明を記載する。

○ 「3 コスト計測」の「1. 選定理由」については、基本計画の作成対象となる事項のうち、コスト計測の対象とする各事項について、その選定理由を記載する。  
「2. コスト計測の方法及び時期」については、選定した各事項について、作業時間の計算方法及び計測時期を記載する。なお、計測時期については、その判断の根拠を明確に記載する。

倉庫業法

**1 手続の概要及び電子化の状況**

- (1) 倉庫業の登録
  - ① 手続の概要  
倉庫業を営もうとする者は、国土交通大臣の行う登録を受けなければならない。登録を受けようとする者は、倉庫業法第4条第1項に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。申請書には倉庫業法施行規則第2条第2項に掲げる書類を添付しなければならない。
  - ② 電子化の状況  
実施無し。
- (2) 倉庫の位置等の変更登録
  - ① 手続の概要  
倉庫業の登録を受けた者で倉庫業法第4条第1項各号に掲げる事項について変更しようとするときは倉庫業法施行規則第4条第1項に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣及び地方運輸局長に提出しなければならない。申請書には倉庫業法施行規則第4条第2項に掲げる書類を添付しなければならない。
  - ② 電子化の状況  
実施無し。
- (3) 倉庫業に係る軽微な変更の届出
  - ① 手続の概要  
倉庫業者で倉庫業法第7条第1項ただし書の軽微な変更をしたときはその日から30日以内に、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

- ② 電子化の状況  
実施無し。
- (4) 営業廃止の届出
  - ① 手続の概要  
倉庫業者は、その営業を廃止したときは、その日から30日以内にその旨を国土交通大臣に届け出なければならない。
  - ② 電子化の状況  
実施無し。
- (5) 倉庫料金届出書の提出
  - ① 手続の概要  
倉庫業者はその営業に係る倉庫保管料及び倉庫荷役料その他の営業に関する料金を定め又は変更したときは、料金の設定又は変更後30日以内に倉庫業法施行規則第24条第1項に掲げる事項を記載した倉庫料金届出書を国土交通大臣及び地方運輸局長に提出しなければならない。
  - ② 電子化の状況  
実施無し。
- (6) 役員変更届出書の提出
  - ① 手続の概要  
倉庫業者（法人に限る。）は、その役員を変更したときは、その日から30日以内に、氏名等及び変更に係る役員の氏名を記載した役員変更届出書に当該変更に係る役員が欠格事由に該当しない旨の宣誓書を添付してこれを地方運輸局長に提出しなければならない。
  - ② 電子化の状況  
実施無し。
- (7) 期末倉庫使用状況報告書、受寄物入出庫高及び保管残高報告書の提出
  - ① 手続の概要  
倉庫業者は、四半期毎に期末倉庫使用状況を記載した期末倉庫使用状況報告書並びに受寄物入出庫高及び保管残高を記載した受寄物入出庫及び保管残高報告書を当該四半期の経過後30日以内に地方運輸局長に提出しなければならない。
  - ② 電子化の状況  
実施無し。

**2 削減方策（コスト削減の取組内容及びスケジュール）**

- (1) 倉庫業の登録
  - (2) 倉庫の位置等の変更登録
  - (3) 倉庫業に係る軽微な変更の届出
  - (4) 営業廃止の届出
  - (5) 倉庫料金届出書の提出
  - (6) 役員変更届出書の提出
  - (7) 期末倉庫使用状況報告書、受寄物入出庫高及び保管残高報告書の提出
- 行政事務手続簡素化及び標準処理期間の短縮に向けた取り組みとして、(1)～(7)について、過去に一度提出させている書類について再度の提出を省略することや、各種の届出手続について軽微な変更の届出の対象事項とできないか等の調査・検討を行う。【平成29年度中に実施】この調査結果等を踏まえて、実現の可能な事項については、その実施方法や時期について検討を行い、順次実施していく。【平成30年度以降順次実施】。

**3 コスト計測**

- 1. 選定理由**
- (7) 期末倉庫使用状況報告書、受寄物入出庫高及び保管残高報告書の提出  
年間申請件数が多く、手続コストの削減による効果が高いと見込まれるため。

## 2. コスト計測の方法及び時期

(7) 期末倉庫使用状況報告書、受寄物入庫高及び保管残高報告書の提出

- ① 方法：事業者ヒアリングにより実施。
- ② 時期：事業者からの申請受理の機会を捉え、平成29年度中に実施する。また、平成30年度以降、前年と概ね同時期に実施。

## 貨物利用運送事業法

### 1 手続の概要及び電子化の状況

(1) 第1種貨物利用運送事業の登録

- ① 手続の概要  
第1種貨物利用運送事業を営もうとする者は国土交通大臣の行う登録を受けなければならない。登録を受けようとする者は、貨物利用運送事業法第4条第1項に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。申請書には貨物利用運送事業法施行規則第4条第2項に掲げる書類を添付しなければならない。
- ② 電子化の状況  
実施なし。

(2) 第1種貨物利用運送事業の変更の届出

- ① 手続の概要  
第1種貨物利用運送事業者で、貨物利用運送事業法第4条第1項第1号から第3号までに掲げる事項について変更があったとき又は同法7条第1項ただし書の軽微な変更をしたときは、その日から30日以内に、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。
- ② 電子化の状況  
実施なし。

(3) 第1種貨物利用運送事業の廃止の届出

- ① 手続の概要  
第1種貨物利用運送事業者は、その事業を廃止したときは、その日から30日以内に、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。
- ② 電子化の状況  
実施なし。

(4) 第2種貨物利用運送事業の事業計画及び集配事業計画の変更の認可

- ① 手続の概要  
第2種貨物利用運送事業者は、事業計画及び集配事業計画の変更をしようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。変更の認可を申請しようとする者は、貨物利用運送事業法施行規則第20条第1項に掲げる事項を記載した変更認可申請書を提出しなければならない。
- ② 電子化の状況  
実施なし。

(5) 第2種貨物利用運送事業の集配事業計画の変更等の届出

- ① 手続の概要  
第2種貨物利用運送事業者は、貨物利用運送事業法施行規則第18条第2項第4号イに掲げる事項に係る変更であって、利用運送機関の種類の変更に伴うもの以外のものを変更するときは、あらかじめ、同施行規則第18条第1項第3号、第4号及び第6号から第8号に掲げる事項又は同施行規則第18条第2項第2号、第3号及び第5号に掲げる事項に係る変更であって、利用運送機関の種類の変更に伴うもの以外のものを変更したときは、遅滞なく、国土交通大臣に届け出なければならない。届出をしようとする者は、同施行規則第21条第2項に掲げる事項を記

載した事前届出書又は同施行規則第22条第2項に掲げる事項を記載した事後届出書を提出しなければならない。

- ② 電子化の状況  
実施なし。
- (6) 事業報告書及び事業実績報告書の提出
- ① 手続の概要  
貨物利用運送事業を営む者は、貨物利用運送事業報告規則第2条に定めるとおり事業報告書及び事業実績報告書を提出しなければならない。
  - ② 電子化の状況  
実施なし。
- (7) 貨物利用運送事業者（内航運送又は貨物自動車運送に限る）の運賃及び料金の設定又は変更の届出
- ① 手続の概要  
貨物利用運送事業者（内航運送又は貨物自動車運送に係る第1種貨物利用運送事業を営む者に限る）は、運賃及び料金を定め又は変更したときは、運賃及び料金の設定又は変更後30日以内に貨物利用運送事業報告規則第3条第1項に掲げる事項を記載した届出書を所轄地方運輸局長に提出しなければならない。
  - ② 電子化の状況  
実施なし。
- (8) 貨物利用運送事業者及び貨物利用運送事業に関する団体の届出
- ① 手続の概要  
貨物利用運送事業者及び貨物利用運送事業に関する団体は、貨物利用運送事業法施行規則第49条第1項各号に掲げる場合に該当することとなったときは、その旨を国土交通大臣又は地方運輸局長に届け出なければならない。
  - ② 電子化の状況  
実施なし。

### 2 削減方策（コスト削減の取組内容及びスケジュール）

- (1) 第1種貨物利用運送事業の登録
  - (2) 第1種貨物利用運送事業の変更の届出
  - (3) 第1種貨物利用運送事業の廃止の届出
  - (4) 第2種貨物利用運送事業の事業計画及び集配事業計画の変更の認可
  - (5) 第2種貨物利用運送事業の集配事業計画の変更等の届出
  - (6) 事業報告書及び事業実績報告書の提出
  - (7) 貨物利用運送事業者（内航運送又は貨物自動車運送に限る）の運賃及び料金の設定又は変更の届出
  - (8) 貨物利用運送事業者及び貨物利用運送事業に関する団体の届出
- 手続の簡素化および標準処理期間の短縮に向けた取り組みとして、今年度申請分より一部申請、届出手続について申請書様式の国土交通省HPへの掲載による申請書類作成負担の軽減や提出書類の削減等を行い申請、届出書類の簡素化を開始している【平成29年度から実施】。
- 当該運用の結果を踏まえ、別の手続における申請、届出書類の簡素化や更なる手続書類の簡素化について段階的に検討を行う【平成30年度以降順次実施】。

## 不動産の鑑定評価に関する法律

### 1 手続の概要及び電子化の状況

- (1) 不動産鑑定業者の更新の登録
  - ① 手続の概要  
不動産鑑定業を営もうとする者は、2以上の都道府県に事務所を設ける者は国土交通省に、その他の者についてはその事務所の所在地に属する都道府県に備える不動産鑑定業者登録簿に登録を受けなければならない。  
なお、不動産鑑定業者の登録の有効期間は5年であるため、引き続き不動産鑑定業を営むためには更新の登録を受けなければならない。
  - ② 電子化の状況  
電子申請に関する環境が整備されていないため実施されていない。
- (2) 不動産鑑定業者の変更の登録
  - ① 手続の概要  
登録をした不動産鑑定業者は、登録事項（名称又は商号、役員、事務所の所在地・名称、事務所ごとの専任の鑑定士の氏名等）に変更があったときは、登録をした行政庁宛に変更届を提出しなければならない。
  - ② 電子化の状況  
電子申請に関する環境が整備されていないため実施されていない。
- (3) 書類の提出
  - ① 手続の概要  
不動産鑑定業者は、毎年1回、過去1年間における事業実績の概要を記載した書類、事務所ごとの不動産鑑定士の変動を記載した書類等を登録した行政庁宛に提出しなければならない。
  - ② 電子化の状況  
電子申請に関する環境が整備されていないため実施されていない。

### 2 削減方策（コスト削減の取組内容及びスケジュール）

- (1) 不動産鑑定業者の更新の登録
- (2) 不動産鑑定業者の変更の登録
- (3) 書類の提出
  - HP上によくある添付漏れや記載ミス等の例を掲載し、申請の手戻りがゼロとなるよう工夫する。  
【平成29年度中に実施】

## 宅地建物取引業法

### 1 手続の概要及び電子化の状況

- (1) 宅地建物取引業の免許
  - ① 手続の概要  
宅地建物取引業を営もうとする者は、二以上の都道府県の区域内に事務所を設置して営業しようとする場合には国土交通大臣の、一の都道府県の区域内に事務所を設置して営業しようとする場合には当該事務所の所在地を管轄する都道府県知事の免許を受けなければならない。
  - ② 電子化の状況  
電子申請に関する環境が整備されていないため、実施されていない。  
なお、本手続については、平成19年9月から、電子申請による受付を開始したが、利用率は極めて低調なまま推移し、向上する見込みはなく、費用対効果が認められないことから、平成23年

12月をもって中止した経緯がある。

- (2) 宅地建物取引業の免許の更新
  - ① 手続の概要  
宅地建物取引業の免許の有効期間は5年であるため、有効期間満了も引き続き宅地建物取引業を営む場合は、免許の更新を受けなければならない。
  - ② 電子化の状況  
電子申請に関する環境が整備されていないため、実施されていない。  
なお、本手続については、平成19年9月から、電子申請による受付を開始したが、利用率は極めて低調なまま推移し、向上する見込みはなく、費用対効果が認められないことから、平成23年12月をもって中止した経緯がある。
- (3) 免許申請事項の変更の届出
  - ① 手続の概要  
免許を受けた宅地建物取引業者は、商号又は名称、役員の氏名、事務所の名称及び所在地等に変更があった場合には、免許を受けた行政庁にその旨を届け出なければならない。
  - ② 電子化の状況  
電子申請に関する環境が整備されていないため、実施されていない。  
なお、本手続については、平成19年9月から、電子申請による受付を開始したが、利用率は極めて低調なまま推移し、向上する見込みはなく、費用対効果が認められないことから、平成23年12月をもって中止した経緯がある。
- (4) 廃業の届出
  - ① 手続の概要  
免許を受けた宅地建物取引業者は、宅地建物取引業を廃止した場合、合併により消滅した場合等には、免許を受けた行政庁にその旨を届け出なければならない。
  - ② 電子化の状況  
電子申請に関する環境が整備されていないため、実施されていない。  
なお、本手続については、平成19年9月から、電子申請による受付を開始したが、利用率は極めて低調なまま推移し、向上する見込みはなく、費用対効果が認められないことから、平成23年12月をもって中止した経緯がある。
- (5) 営業保証金供託済の届出
  - ① 手続の概要  
宅地建物取引業者は、営業保証金を供託したときは、免許を受けた行政庁にその旨を届け出なければならない。
  - ② 電子化の状況  
電子申請に関する環境が整備されていないため、実施されていない。  
なお、本手続については、平成19年9月から、電子申請による受付を開始したが、利用率は極めて低調なまま推移し、向上する見込みはなく、費用対効果が認められないことから、平成23年12月をもって中止した経緯がある。
- (6) 事務所新設の場合の営業保証金の供託済の届出
  - ① 手続の概要  
宅地建物取引業者は、事業の開始後に新たに事務所を設置し、営業保証金を供託したときは、免許を受けた行政庁にその旨を届け出なければならない。
  - ② 電子化の状況  
電子申請に関する環境が整備されていないため、実施されていない。
- (7) 業務を行う場所の届出
  - ① 手続の概要  
宅地建物取引業者は、売買契約の締結又は契約の申込みを受ける物件の案内所等の業務を行う場所を設置する場合は、免許を受けた行政庁及びその所在地を管轄する都道府県知事に所在地、業務内容等を届け出なければならない。
  - ② 電子化の状況  
電子申請に関する環境が整備されていないため、実施されていない。  
なお、本手続については、平成19年9月から、電子申請による受付を開始したが、利用率は極



めて低調なまま推移し、向上する見込みはなく、費用対効果が認められないことから、平成23年12月をもって中止した経緯がある。

#### (8) 営業保証金取戻し公告の届出

- ① 手続の概要  
宅地建物取引業者が営業保証金の取戻しをしようとして公告をしたときは、遅滞なく、免許を受けた行政庁にその旨を届け出なければならない。
- ② 電子化の状況  
電子申請に関する環境が整備されていないため、実施されていない。

### 2 削減方策（コスト削減の取組内容及びスケジュール）

- (1) 宅地建物取引業の免許
- (2) 宅地建物取引業の免許の更新
- (3) 免許申請事項の変更の届出
- (4) 廃業の届出
- (5) 営業保証金供託済の届出
- (6) 事務所新設の場合の営業保証金の供託済の届出
- (7) 業務を行う場所の届出
- (8) 営業保証金取戻し公告の届出

○ 宅地建物取引業法に基づく手続は省令で定められた様式により統一されているが、本省及び地方整備局等のHPに掲載している申請書類は、編集のできないPDF形式となっている場合がある。事業者の負担の減少のため、ワードやエクセル等の編集可能な様式に変更するとともに、必要に応じて記載要領等を作成し掲載する。【平成29年度中に実施】

### 3 コスト計測

#### 1. 選定理由

- (2) 宅地建物取引業の免許の更新
- (3) 免許申請事項の変更の届出  
年間申請件数が多く、手続コストの削減による効果が高いと見込まれるため。

#### 2. コスト計測の方法及び時期

- (2) 宅地建物取引業の免許の更新
- (3) 免許申請事項の変更の届出
  - ①方法：事業者ヒアリングにより実施。
  - ②時期：事業者からの申請受理や業界団体との意見交換等の機会を捉え、平成29年度中に実施。  
また、平成30年度以降、前年度と概ね同時期に実施。

## マンションの管理の適正化の推進に関する法律

### 1 手続の概要及び電子化の状況

- (1) マンション管理業の登録事項の変更の届出
  - ① 手続の概要  
登録を受けたマンション管理業者は、商号・名称又は氏名、住所、事務所の名称及び所在地、役員の氏名等に変更があったときは、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。
  - ② 電子化の状況  
電子申請に関する環境が整備されていないため、実施されていない。
- (2) マンション管理業者の廃業等の届出
  - ① 手続の概要  
登録を受けたマンション管理業者は、マンション管理業を廃止した場合、合併により消滅した場合等には、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。
  - ② 電子化の状況  
電子申請に関する環境が整備されていないため、実施されていない。

### 2 削減方策（コスト削減の取組内容及びスケジュール）

- (1) マンション管理業の登録事項の変更の届出
- (2) マンション管理業者の廃業等の届出
  - マンションの管理の適正化の推進に関する法律に基づく手続は省令で定められた様式により統一されているが、本省及び地方整備局等のHPに掲載している申請書類は、編集のできないPDF形式となっている場合がある。事業者の負担の減少のため、ワードやエクセル等の編集可能な様式に変更するとともに、必要に応じて記載要領等を作成し掲載する。【平成29年度中に実施】

## 不動産特定共同事業法

### 1 手続の概要及び電子化の状況

- (1) 不動産特定共同事業の許可内容の変更の届出
  - ① 手続の概要  
許可を受けた不動産特定共同事業者は、商号又は名称、役員の氏名、事務所の名称及び所在地等に変更があった場合には、許可を受けた主務大臣（国土交通大臣及び金融庁長官）又は都道府県知事にその旨を届け出なければならない。
  - ② 電子化の状況  
届出の電子化はされていない。

### 2 削減方策（コスト削減の取組内容及びスケジュール）

- (1) 不動産特定共同事業の許可内容の変更の届出
  - 変更届出については、変更届出書の必要添付書類のリストを公表することにより手続をわかりやすくすることで、許可事業者の負担の軽減を図る。【平成29年度中に実施】

## 建設業法

### 1 手続の概要及び電子化の状況

#### (1) 建設業の許可

##### ① 手続の概要

建設業を営もうとする者は、2以上の都道府県の区域内に営業所を設けて営業をしようとする場合には国土交通大臣の、1の都道府県の区域内にのみ営業所を設けて営業をしようとする場合には当該営業所の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。また、建設業の許可の有効期間は5年とされ、許可の更新を受けなければその効力を失う。

許可を受けようとする者及び許可の更新を受けようとする者は、2以上の都道府県の区域内に営業所を設けて営業をしようとする場合には国土交通大臣に、1の都道府県の区域内にのみ営業所を設けて営業をしようとする場合には当該営業所の所在地を管轄する都道府県知事に許可申請書及び添付書類を提出しなければならない。

##### ② 電子化の状況

申請手続の電子化についてはなされていない。

#### (2) 変更の届出

##### ① 手続の概要

許可を受けた建設業者は、「商号又は名称」、「営業所の名称及び所在地」、「(法人である場合)資本金額及び役員等の氏名」、「(個人である場合)その者の氏名及び支配人の氏名」、「経營業務の管理責任者及び営業所専任技術者」に変更があったときは、当該許可を受けた行政庁に変更届出書を提出しなければならない。

##### ② 電子化の状況

申請手続の電子化についてはなされていない。

#### (3) 決算報告

##### ① 手続の概要

許可を受けた建設業者は、毎事業年度終了の時ににおいて工事経歴書、直前三年の各事業年度における工事施工金額を記載した書面、貸借対照表、損益計算書等を、毎事業年度経過後4月以内に、当該許可を受けた行政庁に提出しなければならない。

##### ② 電子化の状況

申請手続の電子化についてはなされていない。

#### (4) 廃業等の届出

##### ① 手続の概要

許可を受けた建設業の廃止等を行ったときは、当該許可を受けた行政庁宛に廃業届を提出しなければならない。

##### ② 電子化の状況

申請手続の電子化についてはなされていない。

### 2 削減方策（コスト削減の取組内容及びスケジュール）

#### (1) 建設業の許可

#### (2) 変更の届出

#### (3) 決算の報告

#### (4) 廃業等の届出

- 行政手続の簡素化により申請者の負担を軽減するため、電子申請のあり方や虚偽申請に係る対応のあり方を含め、申請書類等の簡素化について検討を行う。また、許可の更新等に当たっての申請書類については、既に省略可能な書類等を定めて、一定の行政手続コストの削減に寄与する取組を行っているところではあるが、更なる申請書類等の削減について検討する（地方公共団体の理解・協力が必要な取組）。

- 変更の届出や廃業等の届出など、提出を要する様式が一つに限られている手続についても、添付書類も含めて削減できる書類がないか等について、併せて検討する（地方公共団体の理解・協力が必要な取組）。

- なお、建設業の許可業者はその大半が都道府県知事の許可を受けているため、上記取組に当たっては都道府県建設業許可部局への意見照会を行った上で対応を決める。

【各取組について平成29年度中に都道府県建設業許可部局へ意見照会の上、検討開始】

### 3 コスト計測

#### 1. 選定理由

##### (1) 建設業の許可

##### (2) 変更の届出

##### (3) 決算の報告

##### (4) 廃業等の届出

年間申請件数が多く、手続きコストの削減による効果が高いと見込まれるため。

#### 2. コスト計測の方法及び時期

##### (1) 建設業の許可

##### (2) 変更の届出

##### (3) 決算の報告

##### (4) 廃業等の届出

①方法：業界団体等へのヒアリングにより実施。

②時期：事業者の届出や業界団体との意見交換等の機会を捉え、平成29年度中に実施する。また、平成30年度以降、前年度と概ね同時期に実施。

## 浄化槽法

### 1 手続の概要及び電子化の状況

#### (1) 浄化槽工事業の登録

##### ① 手続の概要

浄化槽工事業を営もうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。また、浄化槽工事業の登録の有効期間は5年とされ、登録の更新を受けなければならない。

登録を受けようとする者及び登録の更新を受けようとする者は、当該都道府県知事に登録申請書を提出しなければならない。

##### ② 電子化の状況

申請手続の電子化についてはなされていない。

### 2 削減方策（コスト削減の取組内容及びスケジュール）

#### (1) 浄化槽工事業の登録

- 申請様式については、各都道府県においてホームページに掲載するなど、事業者が申請様式を取得する手間の軽減に努めている都道府県が多いところ、今後、国土交通省のホームページにも掲載するとともに、各都道府県の運用実態を確認したうえで、申請書類をホームページへ掲載する都道府県を

増やす方向で検討する（地方公共団体の理解・協力が必要な取組）。

- また、各申請に対する標準処理期間について定めていない都道府県が存在することから、各都道府県の運用実態を確認したうえで、標準処理期間について定める都道府県を増やす方向で検討する（地方公共団体の理解・協力が必要な取組）。
- 都道府県によって、申請窓口の部署が異なることから、今後、国土交通省ホームページにおいて、各都道府県における申請窓口の一覧を掲載することについて検討する（地方公共団体の理解・協力が必要な取組）。
- なお、浄化槽工事業の登録は都道府県知事により行われているため、上記取組に当たっては都道府県浄化槽工事業登録部局への意見照会を行った上で対応を決める。  
【各取組について、平成29年度中に都道府県浄化槽工事業登録部局へ意見照会の上、検討開始】

## 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律

### 1 手続の概要及び電子化の状況

- (1) 解体工事業の登録
  - ① 手続の概要  
解体工事業を営もうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。また、解体工事業の登録の有効期間は5年とされ、登録の更新を受けなければその効力を失う。  
登録を受けようとする者及び登録の更新を受けようとする者は、当該都道府県知事に登録申請書を提出しなければならない。
  - ② 電子化の状況  
申請手続の電子化についてはなされていない。
- (2) 変更の届出
  - ① 手続の概要  
登録を受けた登録解体工事業者は、「商号、名称又は氏名及び住所」、「営業所の名称及び所在地」、「(法人である場合)役員等の氏名」、「(未成年者である場合)法定代理人の氏名及び住所等」に変更があったときは、当該登録を受けた行政庁に変更届出書を提出しなければならない。
  - ② 電子化の状況  
申請手続の電子化についてはなされていない。
- (3) 廃業等の届出
  - ① 手続の概要  
登録を受けた解体工事業の廃止等を行ったときは、その旨を、当該登録を受けた行政庁に届け出なければならない。
  - ② 電子化の状況  
申請手続の電子化についてはなされていない。

### 2 削減方策（コスト削減の取組内容及びスケジュール）

- (1) 解体工事業の登録
- (2) 変更の届出
- (3) 廃業等の届出
  - 「解体工事業の登録」、「変更の届出」に係る申請様式については、ホームページへの掲載により事業者が申請様式を取得する手間の削減に努めている地方公共団体も多く存在しているが、各地方公共団体の運用実態を確認したうえで、申請書類をホームページへ掲載する機関の拡大について検討する（地方公共団体の理解・協力が必要な取組）。
  - 「解体工事業の登録」、「変更の届出」に関する申請書類の様式については省令で様式が統一されている一方、「廃業等の届出」に関する申請書類については様式の定めが無いことから、各地

方公共団体の運用実態を確認したうえで、統一を様式することについて検討する（地方公共団体の理解・協力が必要な取組）。

- さらに、各申請に対する標準処理期間について定めていない地方公共団体も存在することから、各地方公共団体の運用実態を確認したうえで、標準処理期間について定める機関の拡大について検討する（地方公共団体の理解・協力が必要な取組）。
- なお、解体工事業の登録は都道府県知事により行われているため、上記取組に当たっては都道府県浄化槽工事業登録部局への意見照会を行った上で対応を決める。  
【各取組について、平成29年度中に都道府県浄化槽工事業登録部局へ意見照会の上、検討開始】

## 測量法

### 1 手続の概要及び電子化の状況

- (1) 測量業者の登録
  - ① 手続の概要  
測量業を営もうとする者は、測量法の定めるところにより、測量業者としての登録を受けなければならない。なお、測量業者としての登録の有効期間は、5年とする。
  - ② 電子化の状況  
電子化がなされ、インターネット上での提出が可能である。
- (2) 測量業者の更新の登録
  - ① 手続の概要  
測量業者としての登録の有効期間満了後引き続き測量業を営もうとする者は、更新の登録を受けなければならない。
  - ② 電子化の状況  
電子化がなされ、インターネット上での提出が可能である。
- (3) 測量業者の変更登録
  - ① 手続の概要  
測量業者は、商号又は名称、営業所の名称及び所在地、資本金又は出資の額及び役員等の氏名、主として請け負う測量の種類等に変更があったときは、遅滞なく、国土交通大臣に変更登録の申請をしなければならない。
  - ② 電子化の状況  
電子化がなされ、インターネット上での提出が可能である。
- (4) 営業経歴書等の提出
  - ① 手続の概要  
測量業者は、毎事業年度終了の日から三月以内に、当該事業年度の営業経歴書及び当該事業年度に係る書類を国土交通大臣に提出しなければならない。
  - ② 電子化の状況  
電子化がなされ、インターネット上での提出が可能である。
- (5) 定款等の変更に係る書面の提出
  - ① 手続の概要  
測量業者は、定款を変更したときはその都度、毎事業年度終了の時に於いて、使用人数等に関する書面の記載事項について変更があるときは当該事業年度終了の後遅滞なく、その変更に係る事項を記載した書面を国土交通大臣に提出しなければならない。
  - ② 電子化の状況  
電子化がなされ、インターネット上での提出が可能である。
- (6) 測量業者の廃業等の届出
  - ① 手続の概要

登録を受けた測量業者が測量業を廃止した場合等に該当することとなった時には、国土交通大臣に廃業届を提出しなければならない。

- ② 電子化の状況  
電子化がなされ、インターネット上での提出が可能である。

## 2 削減方策（コスト削減の取組内容及びスケジュール）

- (1) 測量業者の登録
- (2) 測量業者の更新の登録
- (3) 測量業者の変更登録
- (4) 営業経歴書等の提出
- (5) 定款等の変更に係る書面の提出
- (6) 測量業者の廃業等の届出

- オンライン申請についてHPの記載の充実、申請の方法に関するパンフレットの作成・配布により各手続きの電子化を促進する。【平成 29 年度中に実施】

## 3 コスト計測

### 1. 選定理由

- (4) 営業経歴書等の提出  
年間申請件数が多い、手続きコストの削減による効果が高いと見込まれるため。

### 2. コスト計測の方法及び時期

- (4) 営業経歴等の提出
  - ①方法：事業者ヒアリングにより実施。
  - ②時期：事業者からの申請受理や業界団体との意見交換等の機会を捉え、平成 29 年度中に実施。また、平成 30 年度以降、前年度と概ね同時期に実施。

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律

## 1 手続の概要及び電子化の状況

- (1) 住宅建設瑕疵担保保証金の供託等の届出
  - ① 手続の概要  
特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成 19 年法律第 66 号）の規定に基づき、建設業者は、各基準日（毎年 3 月 31 日及び 9 月 30 日）において当該基準日前 10 年間に引き渡した新築住宅について、住宅建設瑕疵担保保証金の供託及び住宅建設瑕疵担保責任保険契約締結の状況について、建設業の許可を受けた国土交通大臣（地方整備局長等）又は都道府県知事（2（1））において「各行政庁」という。）に届け出るものとされている。
  - ② 電子化の状況  
上記手続きについては、電子申請に関する環境が整備されていないため実施されていない。
- (2) 住宅販売瑕疵担保保証金の供託等の届出
  - ① 手続の概要  
特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律の規定に基づき、宅建業者は、各基準日（毎年 3 月 31 日及び 9 月 30 日）において当該基準日前 10 年間に引き渡した新築住宅について、住宅販売瑕疵担保保証金の供託及び住宅販売瑕疵担保責任保険契約締結の状況について、宅建業の免

許を受けた国土交通大臣（地方整備局長等）又は都道府県知事（2（2）において「各行政庁」という。）に届け出るものとされている。

- ② 電子化の状況  
上記手続きについては、電子申請に関する環境が整備されていないため実施されていない。

## 2 削減方策（コスト削減の取組内容及びスケジュール）

- (1) 住宅建設瑕疵担保保証金の供託等の届出
- (2) 住宅販売瑕疵担保保証金の供託等の届出

- 届出手続きの簡素化について、平成 29 年度中に、各行政庁における事務処理方法に留意しつつ検討する。

## 3 コスト計測

### 1. 選定理由

- (1) 住宅建設瑕疵担保保証金の供託等の届出
- (2) 住宅販売瑕疵担保保証金の供託等の届出  
年間届出件数が多いため。

### 2. コスト計測の方法及び時期

- (1) 住宅建設瑕疵担保保証金の供託等の届出
- (2) 住宅販売瑕疵担保保証金の供託等の届出
  - ①方法：事業者ヒアリングにより実施。
  - ②時期：事業者の届出や業界団体との意見交換等の機会を捉え、平成 29 年度分を平成 29 年度に実施する。また、平成 30 年度以降、前年度と概ね同時期に実施。

建築基準法

## 1 手続の概要及び電子化の状況

- (1) 構造方法等の認定
  - ① 手続の概要  
構造方法等の認定（以下「大臣認定」という。）は、建築基準法第 68 条の 25 に基づき、特殊な建築材料や構造方法等について、その性能が建築基準法に適合していることを国土交通大臣が認定する制度である。大臣認定に係る手続きでは、申請書の提出による申請を要する。
  - ② 電子化の状況  
電子申請としていない。

## 2 削減方策（コスト削減の取組内容及びスケジュール）

- (1) 構造方法等の認定
  - 事業者のニーズを踏まえつつ、行政手続きの電子化の導入について検討中。

## 軌道法

### 1 手続の概要及び電子化の状況

- (1) 車両の衝突事故等の発生の届出
  - ① 手続の概要  
軌道法施行規則第30条の規定に基づき、列車の衝突等の事故や輸送に障害を生じた事態が発生した場合には、事業者は、その事故の種類や原因を国土交通大臣に届け出ることとしている。
  - ② 電子化の状況  
電子化した様式を全事業者に配布しており、基本的に電子媒体で届出されている。
- (2) 動力車操縦者資質管理報告書の提出
  - ① 手続の概要  
軌道法施行規則第35条の2第1項の規定に基づき、事業者は、動力車操縦者の資質の管理の状況をとりまとめて地方運輸局長に提出することとしている。
  - ② 電子化の状況  
電子化した様式を全事業者に配布しており、基本的に電子媒体で提出されている。

### 2 削減方策（コスト削減の取組内容及びスケジュール）

- (1) 車両の衝突事故等の発生の届出
  - 本手続は既に電子化されており、電子化した様式を全事業者に配布しているが、今後、電子媒体での届出が可能であることについて、改めて事業者に対し周知の徹底を図る【平成29年度中に実施】。
- (2) 動力車操縦者資質管理報告書の提出
  - 本手続は既に電子化されており、電子化した様式を全事業者に配布しているが、今後、電子媒体での提出が可能であることについて、改めて事業者に対し周知の徹底を図る【平成29年度中に実施】。

## 鉄道事業法

### 1 手続の概要及び電子化の状況

- (1) 鉄道施設の変更の認可
  - ① 手続の概要  
鉄道事業法第12条第1項に基づき、既存の鉄道施設について、変更を行うときは、その工事計画が鉄道に関する技術上の基準に適合することについて、国土交通大臣（内容によっては地方運輸局長に委任）の認可を受けることとしている。
  - ② 電子化の状況  
紙媒体で提出されている。
- (2) 鉄道施設の軽微な変更の届出
  - ① 手続の概要  
鉄道事業法第12条第2項に基づき、既存の鉄道施設について、国土交通省令に定める軽微な変更を行うときは、その工事計画が鉄道に関する技術上の基準に適合することについて、認可の申請に代わり、国土交通大臣（地方運輸局長に委任）に届け出ることとしている。
  - ② 電子化の状況  
紙媒体で提出されている。
- (3) 車両の確認
  - ① 手続の概要

鉄道事業法第13条第1項に基づき、鉄道車両を新たに事業の用に供しようとするときには、その車両が鉄道の技術上の基準を定める省令に適合することについて、国土交通大臣（内容によっては地方運輸局長に委任）の確認を受けることとしている。

- ② 電子化の状況  
紙媒体で提出されている。
- (4) 車両の構造又は装置の変更の確認
  - ① 手続の概要  
鉄道事業法第13条第2項に基づき、確認を受けた車両について、その構造又は装置を変更してこれを事業の用に供しようとするときは、国土交通大臣（地方運輸局長に委任）の確認を受けることとしている。
  - ② 電子化の状況  
紙媒体で提出されている。
- (5) 車両の構造又は装置の軽微な変更の届出
  - ① 手続の概要  
鉄道事業法第13条第3項に基づき、確認を受けた車両の軽微な変更を行う場合に関しては、国土交通大臣（地方運輸局長に委任）に、あらかじめ、その旨を届け出ることとしている。
  - ② 電子化の状況  
紙媒体で提出されている。
- (6) 運賃等の設定の届出
  - ① 手続の概要  
鉄道事業法第16条第3項前段に基づき、鉄道運送事業者は、同条第1項の認可を受けた旅客運賃等の上限の範囲内で旅客運賃等を定め、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出ることとしている。
  - ② 電子化の状況  
紙媒体、電子媒体のどちらでも提出可能としている。
- (7) 運賃等の設定の変更の届出
  - ① 手続の概要  
鉄道事業法第16条第3項後段に基づき、鉄道運送事業者は、同項前段に基づき、国土交通大臣に届け出た旅客運賃等を変更しようとするときも、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出ることとしている。
  - ② 電子化の状況  
紙媒体で提出されている。（なお、オンラインでの提出も可能であったが、利用率が低調であったためオンライン申請を休止した。）
- (8) 国土交通省令で定める料金の設定の届出
  - ① 手続の概要  
鉄道事業法第16条第4項前段に基づき、鉄道運送事業者は、特別車両料金その他の客車の特別な設備の利用についての料金その他の国土交通省令で定める旅客の料金を定めるときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出ることとしている。
  - ② 電子化の状況  
紙媒体で提出されている。（なお、オンラインでの提出も可能であったが、利用率が低調であったためオンライン申請を休止した。）
- (9) 列車の運行計画の変更の届出
  - ① 手続の概要  
鉄道事業法第17条の規定に基づき、事業者は、列車の運行計画を変更するときは国土交通大臣に届け出ることとしている。
  - ② 電子化の状況  
紙媒体、電子媒体のどちらでも提出可能としている。ただし、各事業者にて使用している運行計画をそのまま国土交通大臣に届出させているため、特に様式は定めていない。また、書類の大きさも事業者独自のものであるため、紙媒体にて届け出られている。
- (10) 運輸に関する協定の届出

- ① 手続の概要
 

鉄道事業法第18条に基づき、鉄道運送事業者が、他の運送事業者と連絡運輸若しくは直通運輸又は運賃に関する協定その他の運輸に関する協定をしようとするときは、その旨を国土交通大臣に届け出ることとしている。
- ② 電子化の状況
 

紙媒体、電子媒体のどちらでも提出可能としている。
- (11) 運輸に関する協定の変更の届出
  - ① 手続の概要
 

鉄道事業法第18条に基づき、鉄道運送事業者が、他の運送事業者と連絡運輸若しくは直通運輸又は運賃に関する協定その他の運輸に関する協定を変更しようとするときは、その旨を国土交通大臣に届け出ることとしている。
  - ② 電子化の状況
 

紙媒体、電子媒体のどちらでも提出可能としている。
- (12) 事故等の報告
  - ① 手続の概要
 

鉄道事業法第19条の規定に基づき、列車の衝突等の事故や輸送に障害を生じた事態が発生した場合には、事業者は、その事故の種類や原因を国土交通大臣に届け出ることとしている。
  - ② 電子化の状況
 

電子化した様式を全事業者に配布しており、基本的に電子媒体で届け出られている。
- (13) 索道事業の休廃止の届出
  - ① 手続の概要
 

鉄道事業法第37条第1項に基づき、索道事業者は、索道事業の全部又は一部を休止し、又は廃止したときは、遅滞なくその旨を国土交通大臣（地方運輸局長に委任）に届け出ることとしている。
  - ② 電子化の状況
 

紙媒体で提出されている。
- (14) 6月以上休止している索道事業の再開の届出
  - ① 手続の概要
 

鉄道事業法第37条第2項に基づき、索道事業者は、6ヶ月以上休止している索道事業の全部又は一部を再開しようとするときは、当該索道施設が第35条の国土交通省令で定める技術上の基準に適合していることを確認し、その旨を国土交通大臣（地方運輸局長に委任）に届け出ることとしている。
  - ② 電子化の状況
 

紙媒体で提出されている。
- (15) 索道施設の変更の認可
  - ① 手続の概要
 

鉄道事業法第38条において準用する同法第12条第1項に基づき、既存の索道施設について、変更を行うときは、その工事計画が索道に関する技術上の基準に適合することについて、国土交通大臣（内容によっては地方運輸局長に委任）の認可を受けることとしている。
  - ② 電子化の状況
 

紙媒体で提出されている。
- (16) 索道事業の安全統括管理者又は索道技術管理者の選任又は解任の届出
  - ① 手続の概要
 

鉄道事業法第38条において準用する同法第18条の3第5項に基づき、索道事業者は「安全統括管理者」または「運転管理者」を読み替えた「索道技術管理者」を選任及び解任する場合には、それぞれ国土交通大臣（地方運輸局長に委任）に届出を提出することとしている。
  - ② 電子化の状況
 

紙媒体で提出されている。
- (17) 業務実施規程の変更の届出
  - ① 手続の概要

- ② 電子化の状況
 

紙媒体で提出されている。
- (18) 鉄道事業者の名称等の変更等の届出
  - ① 手続の概要
 

鉄道事業法施行規則第78条第1項に基づき、氏名若しくは名称、住所、法人の役員等の変更又は休止している事業の再開及び鉄道事業者が死亡した場合には、遅滞なくその旨を届け出ることとしている。
  - ② 電子化の状況
 

紙媒体で提出されている。
- (19) 事業報告書及び鉄道事業実績報告書の提出
  - ① 手続の概要
 

鉄道事業法第55条第1項及び鉄道事業等報告規則第2条第1項に基づき、鉄道事業者は、国土交通大臣及びその経営する鉄道事業に係る路線が存する地域を管轄する地方運輸局長に、前年4月1日から3月31日までの期間に係る鉄道事業実績報告書を提出することとしている。

鉄道事業法第55条第1項及び鉄道事業等報告規則第2条第1項に基づき、鉄道事業者は、毎事業年度の経過後100日以内に、当該事業年度に係る事業報告書を提出することとしている。
  - ② 電子化の状況
 

両手続とも、紙媒体、電子媒体のどちらでも提出可能としている。
- (20) 動力車操縦者資質管理報告書の提出
  - ① 手続の概要
 

鉄道事業動力車操縦者資質管理報告規則第2条の規定に基づき、事業者は、動力車操縦者の資質の管理の状況を取りまとめて地方運輸局長に提出することとしている。
  - ② 電子化の状況
 

電子化した様式を全事業者に配布しており、基本的に電子媒体で提出されている。

## 2 削減方策（コスト削減の取組内容及びスケジュール）

- (1) 鉄道施設の変更の認可
- (2) 鉄道施設の軽微な変更の届出
- (15) 索道施設の変更の認可の手続
  - (1)及び(2)については、鉄道事業法第14条に規定された認定鉄道事業者制度により、手続きの大幅な簡素化を実施してきたところであるが、今後、事業者に対して、(15)の手続きを含めて更なるコスト削減の要望について調査する【平成29年度中に実施】。
  - 上記調査を踏まえ、必要に応じて削減方策を検討する【平成30年度以降】。
- (3) 車両の確認
- (4) 車両の構造又は装置の変更の確認
- (5) 車両の構造又は装置の軽微な変更の届出の手続
  - 上記3手続は、鉄道事業法第14条に規定された認定鉄道事業者制度により、車両の設計に関する業務の能力が省令で定める基準に適合している事業者を認定し、当該事業者については、既に申請又は届出に係る記載事項又は添付書類の一部を省略することとしている。
  - また、提出書類には様々な大きさの必要図面を添付しなければならず、電子化した場合は事業者の作業負担が増加することが予想されるが、今後、事業者に対して、上記3手続に関するコスト削減の要望について調査する【平成29年度中に実施】。
  - 上記調査を踏まえ、必要に応じて削減方策を検討する【平成30年度以降】。
- (6) 運賃等の設定の届出
- (7) 運賃等の設定の変更の届出

- (8) 国土交通省令で定める料金の設定の届出
- 平成12年の鉄道事業法の一部改正により、旅客運賃等については上限認可制とし、上限の範囲内であれば、所定運賃等を届出により、鉄道事業者の判断で自由に設定できることとしたところである。これにより、鉄道事業者による特定の旅客又は荷主に対する不当に差別的な運賃設定や市場収奪的な運賃設定が行われる可能性があることから、鉄道事業法第16条第5項において、変更命令の発出基準を明確化するとともに、届出られた運賃等が上記事例に該当する場合には是正措置を命ずることができることとしている。上記3手続は、この規定の趣旨から鑑みて、これ以上簡素化することは困難である。
  - また、(7)(8)の手続については、以前は電子化されていたが、利用率が低調であったため、現在は電子申請を休止しているものであり、(6)の手続については現在も電子化されている。今後、(6)の手続については、電子媒体での届出が可能であることについて、改めて事業者に対し周知の徹底を図る。(7)(8)の手続については、電子媒体による届出の要望について調査する【平成29年度中に実施】。
  - 上記調査を踏まえ、必要に応じて削減方策を検討する【平成30年度以降】。
- (9) 列車の運行計画の変更の届出
- 本手続では、事業者が自ら使用している運行計画をそのまま紙媒体で届出しているだけであるが、今後、電子媒体での届出が可能であることについて、改めて事業者に対し周知の徹底を図る【平成29年度中に実施】。
- (10) 運輸に関する協定の届出
- (11) 運輸に関する協定の変更の届出
- 輸送の安全、利用者の利便、その他公共の利益を阻害している事実があると認められるときは、鉄道事業法第23条第1項に基づき、鉄道事業者に対し業務改善の命令を行う必要がある。そのため、鉄道事業法施行規則第36条第2項に基づき、協定の契約書の写し等の提出を定めているが、これは契約内容を把握するために必要最低限のものとなっている。
  - また、上記2手続は既に電子化されているが、今後、電子媒体での届出が可能であることについて、改めて事業者に対し周知の徹底を図る【平成29年度中に実施】。
- (12) 事故等の報告
- 本手続は既に電子化されており、電子化した様式を全事業者に配布しているが、今後、電子媒体での届出が可能であることについて、改めて事業者に対し周知の徹底を図る【平成29年度中に実施】。
- (13) 索道事業の休業の届出
- (14) 6月以上休止している索道事業の再開の届出の手続き
- 上記2手続については、今後、事業者に対して、上記2手続に関するコスト削減の要望について調査する【平成29年度中に実施】。
  - 上記検討を踏まえ、必要に応じて削減方策を検討する【平成30年度以降】。
- (16) 索道事業の安全統括管理者又は索道技術管理者の選任又は解任の届出
- 本手続のうち、安全統括管理者については安全に関する業務の経験年数を3年以上等、索道技術管理者については索道の維持及び管理に関する技術上の業務の経験期間が3年以上等の要件を鉄道事業法施行規則に規定しており、当該手続は事業者として頻繁に行われる手続ではない。
  - また、安全統括管理者については、原則として取締役等の要件を調達で定めており、その手続のほとんどが役員変更によるものであるが、今後、事業者に対して、本手続に関するコスト削減の要望について調査する【平成29年度中に実施】。
  - 上記調査を踏まえ、必要に応じて削減方策を検討する【平成30年度以降】。
- (17) 業務実施規程の変更の届出
- 本手続は、人事異動による安全統括管理者、設計管理者、竣工確認管理者及び竣工確認者の変更に伴う手続がほとんどであり、事業者としての手続は年1回程度であるが、今後、事業者に対して、本手続に関するコスト削減の要望について調査する【平成29年度中に実施】。
  - 上記検討を踏まえ、必要に応じて削減方策を検討する【平成30年度以降】。
- (18) 鉄道事業者の名称等の変更等の届出
- 本手続については、届出件数のほとんどを役員等の変更で占めており、また、代表権を有しない役

員変更については届出頻度を年に1度とすることで簡素化している。

- また、添付資料として鉄道事業法第6条各号に該当しない旨を証する書面の原本が必要であるため、紙媒体での提出を求めているところであるが、今後、事業者に対して、本手続に関するコスト削減の要望について調査する【平成29年度中に実施】。
  - 上記調査を踏まえ、必要に応じて削減方策を検討する【平成30年度以降】。
- (19) 事業報告書及び鉄道事業実績報告書の提出
- 事業報告書の提出手続は既に電子化されており、報告内容についても、平成18年に鉄道事業等報告規則及び鉄道事業会計規則を改正し、報告事項を必要最低限の情報に絞るなど、簡素化・合理化を図っているが、今後、電子媒体での提出が可能であることについて、改めて事業者に対し周知の徹底を図る【平成29年度中に実施】。
  - 鉄道事業実績報告書の提出手続は既に電子化されており、報告内容についても、鉄道事業等報告規則別表第2で定められている輸送実績や運輸収入、就労人員等、業界の実態を把握し、政策立案の基礎資料とするための必要最低限の情報に絞っており、簡素化・合理化を図っているが、今後、電子媒体での提出が可能であることについて、改めて事業者に対し周知の徹底を図る【平成29年度中に実施】。
- (20) 動力車操縦者資質管理報告書の提出
- 本手続は既に電子化されており、電子化した様式を全事業者に配布しているが、今後、電子媒体での提出が可能であることについて、改めて事業者に対し周知の徹底を図る【平成29年度中に実施】。

## 道路運送法

### 1 手続の概要及び電子化の状況

- (1) 一般旅客自動車運送事業の許可
- ① 手続の概要  
一般旅客自動車運送事業を営もうとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならない。
  - ② 電子化の状況  
上記の手続については電子化がなされていない。
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金の上限の設定及び変更の認可
- ① 手続の概要  
一般乗合旅客自動車運送事業者は、旅客の運賃及び料金(旅客の利益に及ぼす影響が比較的小さいものとして国土交通省令で定める運賃及び料金を除く。)の上限を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。
  - ② 電子化の状況  
上記の手続については電子化がなされていない。
- (3) 一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金の設定及び変更の届出
- ① 手続の概要  
一般乗合旅客自動車運送事業者は、(2)の認可を受けた運賃及び料金の上限の範囲内で運賃及び料金を定め、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。
  - ② 電子化の状況  
上記の手続については電子化がなされていない。
- (4) 一般貸切旅客自動車運送事業の運賃及び料金の設定及び変更の届出
- ① 手続の概要  
一般貸切旅客自動車運送事業者は、旅客の運賃及び料金を定め、あらかじめ、国土交通大臣に届け出なければならない。
  - ② 電子化の状況

上記の手続については電子化がなされていない。

- (5) 一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の設定及び変更の認可
- ① 手続の概要  
一般乗用旅客自動車運送事業者は、旅客の運賃及び料金（旅客の利益に及ぼす影響が比較的小さいものとして国土交通省令で定める料金を除く。）を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。
  - ② 電子化の状況  
上記の手続については電子化がなされていない。
- (6) 一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の設定及び変更の届出
- ① 手続の概要  
一般乗用旅客自動車運送事業者は、旅客の利益に及ぼす影響が比較的小さい料金を定めようとするときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。
  - ② 電子化の状況  
上記の手続については電子化がなされていない。
- (7) 運送約款の設定及び変更の認可
- ① 手続の概要  
一般旅客自動車運送事業者は、運送約款を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。
  - ② 電子化の状況  
上記の手続については電子化がなされていない。
- (8) 一般旅客自動車運送事業の事業計画の変更の認可
- ① 手続の概要  
一般旅客自動車運送事業者は、事業計画の変更をしようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。
  - ② 電子化の状況  
上記の手続については電子化がなされていない。
- (9) 一般旅客自動車運送事業の事業計画の変更の届出
- ① 手続の概要  
一般旅客自動車運送事業者は、営業所ごとに配置する事業用自動車の数その他の国土交通省令で定める事項に関する事業計画の変更をしようとするときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。  
一般旅客自動車運送事業者は、営業所の名称その他の国土交通省令で定める軽微な事項に関する事業計画の変更をしたときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。
  - ② 電子化の状況  
上記の手続については電子化がなされていない。
- (10) 運輸協定の設定及び変更の認可
- ① 手続の概要  
一般乗合旅客自動車運送事業者は、運輸協定を締結し、又はその内容を変更しようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。
  - ② 電子化の状況  
上記の手続については電子化がなされていない。
- (11) 一般旅客自動車運送事業の安全管理規程の設定及び変更の届出
- ① 手続の概要  
一般旅客自動車運送事業者（その事業の規模が国土交通省令で定める規模未満であるものを除く。）は、安全管理規程を定め、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣に届け出なければならない。
  - ② 電子化の状況  
上記の手続については電子化がなされていない。
- (12) 一般旅客自動車運送事業の管理の受委託の許可
- ① 手続の概要

一般旅客自動車運送事業の管理の委託及び受託については、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

- ② 電子化の状況  
上記の手続については電子化がなされていない。
- (13) 一般旅客自動車運送事業の譲渡及び譲受の認可
- ① 手続の概要  
一般旅客自動車運送事業の譲渡及び譲受は、国土交通大臣の認可を受けなければならない。
  - ② 電子化の状況  
上記の手続については電子化がなされていない。
- (14) 一般旅客自動車運送事業の法人の合併又は分割の認可
- ① 手続の概要  
一般旅客自動車運送事業者たる法人の合併及び分割は、国土交通大臣の認可を受けなければならない。ただし、一般旅客自動車運送事業者たる法人と一般旅客自動車運送事業を経営しない法人が合併する場合において一般旅客自動車運送事業者たる法人が存続するとき又は一般旅客自動車運送事業者たる法人が分割をする場合において一般旅客自動車運送事業を承継させないときは、この限りでない。
  - ② 電子化の状況  
上記の手続については電子化がなされていない。
- (15) 一般旅客自動車運送事業の休廃止の届出
- ① 手続の概要  
一般旅客自動車運送事業者（路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者を除く。）は、その事業を休止し、又は廃止しようとするときは、その三十日前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。
  - ② 電子化の状況  
上記の手続については電子化がなされていない。
- (16) 特定旅客自動車運送事業の許可
- ① 手続の概要  
特定旅客自動車運送事業を経営しようとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならない。
  - ② 電子化の状況  
上記の手続については電子化がなされていない。
- (17) 特定旅客自動車運送事業の事業計画の変更の認可
- ① 手続の概要  
特定旅客自動車運送事業者は、事業計画の変更（第三項、第四項及び次条第一項に規定するものを除く。）をしようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。
  - ② 電子化の状況  
上記の手続については電子化がなされていない。
- (18) 特定旅客自動車運送事業の事業計画の変更の届出
- ① 手続の概要  
特定旅客自動車運送事業者は、営業所ごとに配置する事業用自動車の数その他の国土交通省令で定める事項に関する事業計画の変更をしようとするときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。  
特定旅客自動車運送事業者は、営業所の名称その他の国土交通省令で定める軽微な事項に関する事業計画の変更をしたときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。
  - ② 電子化の状況  
上記の手続については電子化がなされていない。
- (19) 特定旅客自動車運送事業の管理の委託又は休廃止の届出
- ① 手続の概要  
特定旅客自動車運送事業の管理の委託及び受託については、国土交通大臣の許可を受けなければならない。



特定旅客自動車運送事業者は、その事業を休止し、又は廃止しようとするときは、その三十日前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

- ② 電子化の状況  
上記の手続については電子化がなされていない。

#### (20) 旅客自動車運送事業者の届出

- ① 手続の概要  
一般旅客自動車運送事業者（第三号に掲げる場合にあつては、相続人）、特定旅客自動車運送事業者、適正化機関、自家用有償旅客運送者及び道路運送に関する団体は、次の各号に掲げる場合に該当することとなつたときは、その旨を当該各号に掲げる行政庁に届け出るものとする。
- ② 電子化の状況  
上記の手続については電子化がなされていない。

#### (21) 旅客自動車運送事業の事業報告書及び輸送実績報告の提出

- ① 手続の概要  
旅客自動車運送事業者は、事業者の区分に応じ、国土交通大臣又は当該事業者が経営する旅客自動車運送事業に係る路線若しくは営業区域が存する区域を管轄する地方運輸局長、運輸監理部長若しくは運輸支局長に、必要な報告書をそれぞれ一通提出しなければならない。
- ② 電子化の状況  
オンラインシステムによる受付は可能としているが、オンラインによる申請はほぼない。

## 2 削減方策（コスト削減の取組内容及びスケジュール）

- (1) 一般旅客自動車運送事業の許可
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金上限の設定及び変更の認可
- (5) 一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金設定及び変更の認可
- (7) 運送約款の設定及び変更の認可
- (8) 一般旅客自動車運送事業の事業計画の変更の認可
- (10) 運輸協定の設定及び変更の認可
- (12) 一般旅客自動車運送事業の管理の受委託の許可
- (13) 一般旅客自動車運送事業の譲渡及び譲受の認可
- (14) 一般旅客自動車運送事業の法人の合併又は分割の認可
- (16) 特定旅客自動車運送事業の許可
- (17) 特定旅客自動車運送事業の事業計画の変更の認可
  - 現在、本省及び全国の地方運輸局、運輸支局において公表されている申請書類において、ワードやエクセル等、編集が可能な様式とするよう徹底するとともに、申請書類の記載要領等を必要に応じて公表する。【平成 29 年度中に実施】
  - 手続の審査基準等について、本省及び地方運輸局、地方運輸支局における HP 上での公開を徹底し、審査基準の明確化を図る。【平成 29 年度中に実施】
  - 申請者から書類を受け付けた際には速やかに審査を開始し、標準処理期間内でできる限り迅速に審査がなされるよう、地方運輸局等に対して働きかける。【平成 29 年度中に実施】
- (3) 一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金の設定及び変更の届出
- (4) 一般貸切旅客自動車運送事業の運賃及び料金の設定及び変更の届出
- (6) 一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の設定及び変更の届出
- (9) 一般旅客自動車運送事業の事業計画の変更の届出
- (11) 一般旅客自動車運送事業の安全管理規程の設定及び変更の届出
- (15) 一般旅客自動車運送事業の休廃止の届出
- (18) 特定旅客自動車運送事業の事業計画の変更の届出
- (19) 特定旅客自動車運送事業の管理の委託又は休廃止の届出
- (20) 旅客自動車運送事業者の届出
  - 現在、本省及び全国の地方運輸局、運輸支局において公表されている申請書類において、ワードやエクセル等、編集が可能な様式とするよう徹底するとともに、申請書類の記載要領等を必要に応じて公表する。【平成 29 年度中に実施】
- (21) 旅客自動車運送事業の事業報告書及び輸送実績報告の提出
  - 現在、本省及び全国の地方運輸局、運輸支局において公表されている申請書類において、ワードや

エクセル等、編集が可能な様式とするよう徹底するとともに、申請書類の記載要領等を必要に応じて公表する。【平成 29 年度中に実施】

- 業界団体を通じた、事業者へのオンライン手続きの周知を行う。【平成 29 年度中に実施】

## 3 コスト計測

### 1. 選定理由

- (9) 一般旅客自動車運送事業の事業計画の変更の届出
- (21) 旅客自動車運送事業の事業報告書及び輸送実績報告の提出  
年間申請件数が多く、手続コストの削減による効果が高いと見込まれるため。

### 2. コスト計測の方法及び時期

- (9) 一般旅客自動車運送事業の事業計画の変更の届出
- (21) 旅客自動車運送事業の事業報告書及び輸送実績報告の提出
  - ① 方法：事業者ヒアリングにより実施
  - ② 時期：事業者との意見交換等の機会を捉え、平成 29 年度中に実施する。また、平成 30 年度以降、前年と概ね同時期に実施。

タクシー業務適正化特別措置法

## 1 手続の概要及び電子化の状況

- (1) タクシーに関する届出
  - ① 手続の概要  
一般乗用旅客自動車運送事業者は、指定地域内の営業所にその事業の用に供する自動車を配置しようとするときは、あらかじめ、当該自動車について道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）による自動車登録番号、タクシー又はハイヤーの別その他の国土交通省令で定める事項を国土交通大臣に届け出なければならない。
  - ② 電子化の状況  
上記の手続については電子化がなされていない。

## 2 削減方策（コスト削減の取組内容及びスケジュール）

- (1) タクシーに関する届出
  - 現在、本省及び全国の地方運輸局、運輸支局において公表されている申請書類において、ワードやエクセル等、編集が可能な様式とするよう徹底するとともに、申請書類の記載要領等を必要に応じて公表する。【29 年度中に実施】

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化  
に関する法律

**1 手続の概要及び電子化の状況**

- (1) 特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の運賃の届出
- ① 手続の概要  
国土交通大臣が指定する運賃の範囲が公表された特定地域又は準特定地域内に営業所を有する一般乗用旅客自動車運送事業者は、当該運賃の範囲の適用後に当該特定地域又は準特定地域において行う一般乗用旅客自動車運送事業に係る旅客の運賃を定め、あらかじめ、国土交通大臣に届け出なければならない。
  - ② 電子化の状況  
上記の手続きについては電子化がなされていない。

**2 削減方策（コスト削減の取組内容及びスケジュール）**

- (1) 特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の運賃の届出
- 現在、本省及び全国の地方運輸局、運輸支局において公表されている申請書類において、ワードやエクセル等、編集が可能な様式とするよう徹底するとともに、申請書類の記載要領等を必要に応じて公表する。【平成 29 年度中に実施】

貨物自動車運送事業法

**1 手続の概要及び電子化の状況**

- (1) 一般貨物自動車運送事業の許可
- ① 手続の概要  
一般貨物自動車運送事業を営もうとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならない。
  - ② 電子化の状況  
上記の手続きについては電子化がなされていない。
- (2) 一般貨物自動車運送事業の事業計画の変更の認可
- ① 手続の概要  
一般貨物自動車運送事業者は、事業計画の変更をしようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。
  - ② 電子化の状況  
上記の手続きについては電子化がなされていない。
- (3) 一般貨物自動車運送事業の事業計画の変更の届出
- ① 手続の概要  
一般貨物自動車運送事業者は、事業用自動車に関する国土交通省令で定める事業計画の変更をするときは、あらかじめその旨を、国土交通省令で定める軽微な事項に関する事業計画の変更をしたときは、遅滞なくその旨を、国土交通大臣に届け出なければならない。
  - ② 電子化の状況  
上記の手続きについては電子化がなされていない。
- (4) 一般貨物自動車運送事業の譲渡し又は譲受けの認可
- ① 手続の概要  
一般貨物自動車運送事業の譲渡し及び譲受けは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。
  - ② 電子化の状況  
上記の手続きについては電子化がなされていない。

- (5) 一般貨物自動車運送事業の休止又は廃止の届出
- ① 手続の概要  
一般貨物自動車運送事業者は、その事業を休止し、又は廃止したときは、その日から三十日以内に、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。
  - ② 電子化の状況  
上記の手続きについては電子化がなされていない。
- (6) 貨物軽自動車運送事業の経営の届出
- ① 手続の概要  
貨物軽自動車運送事業を営もうとする者は、国土交通省令で定めるところにより、営業所の名称及び位置、事業用自動車の概要その他の事項を国土交通大臣に届け出なければならない。
  - ② 電子化の状況  
上記の手続きについては電子化がなされていない。
- (7) 貨物軽自動車運送事業の届出事項の変更の届出
- ① 手続の概要  
貨物軽自動車運送事業者が届出をした事項を変更しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣に届け出なければならない。
  - ② 電子化の状況  
上記の手続きについては電子化がなされていない。
- (8) 貨物軽自動車運送事業の廃止、譲渡又は承継の届出
- ① 手続の概要  
貨物軽自動車運送事業者は、事業を廃止し、事業の全部を譲渡し、又は分割により事業の全部を承継させたときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。
  - ② 電子化の状況  
上記の手続きについては電子化がなされていない。
- (9) 一般貨物自動車運送事業者等による届出
- ① 手続の概要  
一般貨物自動車運送事業者等は、事業の運輸を開始した場合、休止した事業を再開した場合等において、その旨を地方運輸局長、運輸支局長等に届け出なければならない。
  - ② 電子化の状況  
上記の手続きについては電子化がなされていない。
- (10) 事業報告書及び事業実績報告書の提出
- ① 手続の概要  
貨物自動車運送事業者（貨物軽自動車運送事業者を除く。）は、国土交通大臣又はその主たる事務所の所在地を管轄する地方運輸局長に、事業報告書及び事業実績報告書を提出しなければならない。
  - ② 電子化の状況  
上記の手続きについては電子化がなされていない。
- (11) 一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業及び貨物軽自動車運送事業の運賃及び料金の届出
- ① 手続の概要  
一般貨物自動車運送事業者、特定貨物自動車運送事業者及び貨物軽自動車運送事業者は、運賃及び料金を定め又は変更したときは、運賃及び料金の設定又は変更後三十日以内に、運賃料金設定（変更）届出書を地方運輸局長等に提出しなければならない。
  - ② 電子化の状況  
上記の手続きについては電子化がなされていない。

**2 削減方策（コスト削減の取組内容及びスケジュール）**

- (1) 一般貨物自動車運送事業の許可  
(2) 一般貨物自動車運送事業の事業計画の変更の認可  
(4) 一般貨物自動車運送事業の譲渡し又は譲受けの認可

- 現在、本省及び全国の地方運輸局、運輸支局において公表されている申請書類において、ワードやエクセル等、編集が可能な様式とするよう徹底するとともに、申請書類の記載要領等を必要に応じて公表する。また、そもそも申請書類が公表されていない場合は、速やかに公表する。【平成 29 年度中に実施】
  - 貨物自動車運送事業法に基づく手続の審査基準について、本省及び地方運輸局、運輸支局における HP 上での公開を徹底し、審査基準の明確化を図る。【平成 29 年度から実施】
  - 今後、審査の進行状況に関する情報について、迅速かつ適確に事業者に提供できるよう努める。【平成 29 年度から実施】
  - 申請者から書類を受け付けた際には速やかに審査を開始し、標準処理期間内でできる限り迅速に審査がなされるよう努める。【平成 29 年度から実施】
  - 手続きの電子化について検討を行い、電子化が可能なものから順次実施する。【平成 29 年度から開始】
  - 申請書類の内容について、同じ内容の情報を再び求めていないかどうか精査し、必要に応じて手続きの見直しを実施する。【平成 29 年度から開始】
- (3) 一般貨物自動車運送事業の事業計画の変更の届出  
 (5) 一般貨物自動車運送事業の休止又は廃止の届出  
 (6) 貨物軽自動車運送事業の経営の届出  
 (7) 貨物軽自動車運送事業の届出事項の変更の届出  
 (8) 貨物軽自動車運送事業の廃止、譲渡又は承継の届出  
 (9) 一般貨物自動車運送事業者等による届出  
 (10) 事業報告書及び事業実績報告書の提出  
 (11) 一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業及び貨物軽自動車運送事業の運賃及び料金の届出
- 現在、本省及び全国の地方運輸局、運輸支局において公表されている申請書類において、ワードやエクセル等、編集が可能な様式とするよう徹底するとともに、申請書類の記載要領等を必要に応じて公表する。また、そもそも申請書類が公表されていない場合は、速やかに公表する。【平成 29 年度中に実施】
  - 手続きの電子化について検討を行い、電子化が可能なものから順次実施する。【平成 29 年度から開始】
  - 申請書類の内容について、同じ内容の情報を再び求めていないかどうか精査し、必要に応じて手続きの見直しを実施する。【平成 29 年度から開始】

### 3 コスト計測

#### 1. 選定理由

- (3) 一般貨物自動車運送事業の事業計画の変更の届出
  - (6) 貨物軽自動車運送事業の経営の届出
  - (7) 貨物軽自動車運送事業の届出事項の変更の届出
  - (8) 貨物軽自動車運送事業の廃止、譲渡及び承継の届出
  - (10) 事業報告書及び事業実績報告書の提出
  - (11) 一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業及び貨物軽自動車運送事業の運賃及び料金の届出
- 年間申請件数が多く、手続コストの削減による効果が高いと見込まれるため。

#### 2. コスト計測の方法及び時期

- (3) 一般貨物自動車運送事業の事業計画の変更の届出
  - (6) 貨物軽自動車運送事業の経営の届出
  - (7) 貨物軽自動車運送事業の届出事項の変更の届出
  - (8) 貨物軽自動車運送事業の廃止、譲渡及び承継の届出
  - (10) 事業報告書及び事業実績報告書の提出
  - (11) 一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業及び貨物軽自動車運送事業の運賃及び料金の届出
- ①方法：事業者ヒアリングにより実施。  
 ②時期：事業者との意見交換等の機会を捉え、平成 29 年度中に実施する。また、平成 30 年度以降、前年と概ね同時期に実施。

### 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法

#### 1 手続の概要及び電子化の状況

- (1) 土砂等運搬大型自動車（事業用自動車であるものを除く）の表示番号の指定
- ① 手続の概要  
土砂等の運搬の用に供するため大型自動車(事業用自動車であるものを除く。)を使用しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣に申請して、当該大型自動車について表示番号の指定を受けなければならない。
  - ② 電子化の状況  
上記の手続きについては電子化がなされていない。
- (2) 土砂等運搬大型自動車（事業用自動車であるものに限る）の表示番号の指定
- ① 手続の概要  
土砂等の運搬の用に供するため大型自動車(事業用自動車であるものに限る。)を使用しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣に申請して、当該大型自動車について表示番号の指定を受けなければならない。
  - ② 電子化の状況  
上記の手続きについては電子化がなされていない。
- (3) 届出事項の変更届出に伴う表示番号の指定
- ① 手続の概要  
(1)の規定による届出をした者は、当該届出事項に変更があつたときは、国土交通省令で定めるところにより、すみやかに、国土交通大臣に申請して、当該大型自動車について表示番号の指定を受けなければならない。
  - ② 電子化の状況  
上記の手続きについては電子化がなされていない。
- (4) 使用廃止の届出
- ① 手続の概要  
(1)～(3)による表示番号の指定に係る土砂等運搬大型自動車を使用する者は、当該土砂等運搬大型自動車を土砂等の運搬の用に供しないこととなったときは、その日から三十日以内に、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。
  - ② 電子化の状況  
上記の手続きについては電子化がなされていない。

#### 2 削減方策（コスト削減の取組内容及びスケジュール）

- (1) 土砂等運搬大型自動車（事業用自動車であるものを除く）の表示番号の指定
  - (2) 土砂等運搬大型自動車（事業用自動車であるものに限る）の表示番号の指定
  - (3) 届出事項の変更届出に伴う表示番号の指定
  - (4) 使用廃止の届出
- 現在、本省及び全国の地方運輸局、運輸支局において公表されている申請書類において、ワードやエクセル等、編集が可能な様式とするよう徹底するとともに、申請書類の記載要領等を必要に応じて公表する。また、そもそも申請書類が公表されていない場合は、速やかに公表する。【平成 29 年度中に実施】
  - 手続きの電子化について検討を行い、電子化が可能なものから順次実施する。【平成 29 年度から開始】
  - 申請書類の内容について、同じ内容の情報を再び求めていないかどうか精査し、必要に応じて手続きの見直しを実施する。【平成 29 年度から開始】

#### 3 コスト計測

##### 1. 選定理由

- (3) 届出事項の変更届出に伴う表示番号の指定
- (4) 使用廃止の届出

年間申請件数が多く、手続コストの削減による効果が高いと見込まれるため。

## 2. コスト計測の方法及び時期

- (3) 届出事項の変更届出に伴う表示番号の指定
- (4) 使用廃止の届出

①方法：事業者ヒアリングにより実施。

②時期：事業者との意見交換等の機会を捉え、平成 29 年度中に実施する。また、平成 30 年度以降、前年と概ね同時期に実施。

## 道路運送車両法

### 1 手続の概要及び電子化の状況

- (1) 自動車分解整備事業の認証

① 手続の概要

自動車分解整備事業を営もうとする者は、自動車分解整備事業の種類及び分解整備を行う事業場ごとに、地方運輸局長の認証を受けなければならない。

② 電子化の状況

上記の手続については電子化がなされていない。

- (2) 自動車分解整備事業者の氏名等の変更届出

① 手続の概要

自動車分解整備事業者は、氏名又は名称及び住所等について変更が生じたときは、その事由が生じた日から 30 日以内に、地方運輸局長に届け出なければならない。

② 電子化の状況

上記の手続については電子化がなされていない。

- ・自動車分解整備事業者の地位承継の届出（相続、合併又は分割によるもの）

① 手続の概要

自動車分解整備事業者の相続、合併又は分割により、その地位を承継した者は、その事由の生じた日から 30 日以内にその旨を地方運輸局長に届け出なければならない。

② 電子化の状況

上記の手続については電子化がなされていない。

- ・自動車分解整備事業の譲渡の届出

① 手続の概要

自動車分解整備事業者の譲受により、その地位を承継した者は、その事由の生じた日から 30 日以内にその旨を地方運輸局長に届け出なければならない。

② 電子化の状況

上記の手続については電子化がなされていない。

- (3) 自動車分解整備事業の廃止の届出

① 手続の概要

自動車分解整備事業者は、その事業を廃止したときは、その日から 30 日以内に、その旨を地方運輸局長に届け出なければならない。

② 電子化の状況

上記の手続については電子化がなされていない。

### 2 削減方策（コスト削減の取組内容及びスケジュール）

- (1) 自動車分解整備事業の認証
- (2) 自動車分解整備事業者の氏名等の変更届出  
自動車分解整備事業者の地位承継の届出（相続、合併又は分割によるもの）  
自動車分解整備事業の譲渡の届出
- (3) 自動車分解整備事業の廃止の届出

- 各地方運輸局単位で定められている申請・届出等の書類について標準の様式を定め、当該様式や申請・届出時に必要な添付書類等を HP に掲載する等、手続の透明化を図る。【平成 31 年度末までに実施】

## 海上運送法

### 1 手続の概要及び電子化の状況

- (1) 人の運送をする不定期航路事業の事業開始の届出

① 手続の概要

人の運送をする不定期航路事業開始の届出を行う。

② 電子化の状況

電子化していない

- (2) 人の運送をする不定期航路事業の事業開始の届出事項の変更の届出

① 手続の概要

人の運送をする不定期航路事業者が届出をした事項を変更する場合届出を行う。

② 電子化の状況

電子化していない

- (3) 不定期航路事業の事業廃止の届出

① 手続の概要

人の運送をする不定期航路事業者が事業を廃止したとき届出を行う。

② 電子化の状況

電子化していない

- (4) 貨物定期航路事業の開始の届出事項の変更の届出

① 手続の概要

外航貨物定期航路事業の開始に係る届出事項を変更しようとする場合に、変更事項の届出を行うもの。

② 電子化の状況

電子化していない

### 2 削減方策（コスト削減の取組内容及びスケジュール）

- (1) 人の運送をする不定期航路事業の事業開始の届出
- (2) 人の運送をする不定期航路事業の事業開始の届出事項の変更の届出
- (3) 不定期航路事業の事業廃止の届出

- (4) 貨物定期航路事業の開始の届出事項の変更の届出

- 手続きの簡素化のため、現在、本省のホームページで公表している申請手続きにおいて、申請様式等についてワードやエクセルなどの編集を可能とする様式の掲載を進める等、必要に応じて改善策を講じる【29 年度中に実施】。

## 内航海運業法

### 1 手続の概要及び電子化の状況

- (1) 内航海運事業の変更登録
  - ① 手続の概要  
内航海運事業者が登録事項を変更する場合登録を行う。
  - ② 電子化の状況  
電子化していない
- (2) 内航海運事業の軽微な届出
  - ① 手続の概要  
内航海運事業者が登録事項の軽微な変更をしたときは届出を行う。
  - ② 電子化の状況  
電子化していない

### 2 削減方策（コスト削減の取組内容及びスケジュール）

- (1) 内航海運事業の変更登録
- (2) 内航海運事業の軽微な届出
  - 現在、本省のホームページで公表している申請手続きにおいて、申請様式等についてワードやエクセルなどの編集を可能とする様式の掲載を進める等、必要に応じて改善策を講じる【平成29年度中に実施】。

## 港湾運送事業法

### 1 手続の概要及び電子化の状況

- (1) 事業計画の変更の認可
  - ① 手続の概要  
港湾運送事業者は、事業計画を変更しようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。
  - ② 電子化の状況  
上記の手続については電子化がなされていない。
- (2) 事業計画の軽微な変更の届出
  - ① 手続の概要  
港湾運送事業者は国土交通省令で定める軽微な事項に係る変更については、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。
  - ② 電子化の状況  
上記の手続について電子化されており、インターネット上での提出が可能である。
- (3) 港湾運送事業者の氏名等の変更に係る報告書の提出
  - ① 手続の概要  
港湾運送事業者は、氏名若しくは名称、住所又は役員若しくは社員に変更があった場合は、当該変更の日から30日以内に、当該変更があった旨を記載した報告書を港湾運送事業の許可を受けた地方運輸局長又は国土交通大臣に提出しなければならない。この場合において当該変更が役員又は社員の変更であるときは、法第6条第2項第1号から第4号までのいずれにも該当しない者である旨の宣誓書を添付しなければならない。
  - ② 電子化の状況  
上記の手続については電子化がなされていない。

31

### (4) 事業概況報告書等の提出

- ① 手続の概要  
港湾運送事業者は、国土交通大臣及びその管轄港湾運送事業に係る港湾の所在地を管轄する地方運輸局長にそれぞれ一通提出しなければならない。
- ② 電子化の状況  
上記の手続について電子化されており、インターネット上での提出が可能である。

### 2 削減方策（コスト削減の取組内容及びスケジュール）

- (1) 事業計画の変更の認可
- (2) 事業計画の軽微な変更の届出
- (3) 港湾運送事業者の氏名等の変更に係る報告書の提出
- (4) 事業概況報告書等の提出
  - 電子申請システムによるオンライン申請を認めているものについては、事業者に対し利用方法のさらなる周知を図る。【平成29年～31年度】
  - 事業者に対してヒアリングを行い、上記手続きを行う際に負担を感じている点を調査し、効果的な削減方法を検討する。また、申請・届出として提出を求める内容を精査し、必要に応じて不要な提出書類や記載事項の削減を図る。【平成29年度中に実施】
  - 上記検討を踏まえ、必要に応じて削減方策を実施し、コスト削減に取り組む。【平成30年～31年度】

### 3 コスト計測

#### 1. 選定理由

- (4) 事業概況報告書等の提出  
年間申請件数が多く、手続コストの削減による効果が高いと見込まれるため。

#### 2. コスト計測の方法及び時期

- (4) 事業概況報告書等の提出
  - ①方法：事業者ヒアリングにより実施。
  - ②時期：事業者からの申請受理の機会や、削減方法を検討するための事業者ヒアリングを行う際に併せて、平成29年度中に実施する。また、平成30年度以降、前年と概ね同時期に実施。

## 航空法

### 1 手続の概要及び電子化の状況

- (1) 運航規程及び整備規程の変更の認可
  - ① 手続の概要  
本邦航空運送事業者は、航空機の運航及び整備に関する事項について定めた運航規程及び整備規程を変更しようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。
  - ② 電子化の状況  
申請書に係る大部分の書類について電子媒体による提出を認めている（電子メールや郵送でも申請書類を受け付けている。）。
- (2) 運賃及び料金の届出
  - ① 手続の概要  
本邦航空運送事業者は、運賃及び料金を定め、あらかじめ、国土交通大臣に届け出なければならない。

32

- ② 電子化の状況  
電子化されており、インターネット上での提出が可能である。
- (3) 運賃及び料金の変更届出
  - ① 手続の概要  
本邦航空運送事業者は、運賃及び料金を変更しようとするときは、あらかじめ、国土交通大臣に届け出なければならない。
  - ② 電子化の状況  
電子化されており、インターネット上での提出が可能である。
- (4) 運賃及び料金の認可
  - ① 手続の概要  
国際航空運送事業を営もうとする本邦航空運送事業者は、運賃及び料金を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。
  - ② 電子化の状況  
電子化されており、インターネット上での提出が可能である。
- (5) 運賃及び料金の変更認可
  - ① 手続の概要  
国際航空運送事業を営もうとする本邦航空運送事業者は、運賃及び料金を変更しようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。
  - ② 電子化の状況  
電子化されており、インターネット上での提出が可能である。
- (6) 混雑飛行場を使用する路線に係る運航計画の変更の認可
  - ① 手続の概要  
混雑空港を使用して運航を行うことについて国土交通大臣の許可を受けた本邦航空運送事業者は、当該混雑空港を使用空港とする路線に係る運航計画を変更しようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。
  - ② 電子化の状況  
電子化されていない。
- (7) 事業計画の変更認可
  - ① 手続の概要  
本邦航空運送事業者は、事業計画の変更（同条第3項及び第4項に規定するものを除く。）をしようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。
  - ② 電子化の状況  
電子化されていない。
- (8) 事業計画の変更（国土交通省令で定める事項）の届出
  - ① 手続の概要  
本邦航空運送事業者は、国土交通省令で定める軽微な事項に関する事業計画の変更をしたときは、遅滞なくその旨を国土交通大臣に届け出なければならない。
  - ② 電子化の状況  
電子化されており、インターネット上での提出が可能である。
- (9) 安全上の支障を及ぼす事態の報告
  - ① 手続の概要  
本邦航空運送事業者は、航空機の正常な運航に安全上の支障を及ぼす事態が発生したときは、国土交通大臣にその旨を報告しなければならない。
  - ② 電子化の状況  
報告すべき事案が発生した場合は、航空運送事業者はオンラインシステムである航空安全情報管理・提供システムによる報告を行っている。
- (10) 事業計画の変更（国土交通省令で定める事項）の届出
  - ① 手続の概要  
航空機使用事業の許可を受けた者は、国土交通省令で定める軽微な事項に関する事業計画の変

- 更をしたときは、遅滞なくその旨を国土交通大臣に届け出なければならない。
- ② 電子化の状況  
電子化されていない。
- (11) 外国航空機の航行の許可
  - ① 手続の概要  
国際民間航空条約の締約国の国籍を有する航空機であって外国、外国の公共団体等の使用するもの及び締約国以外の外国の国籍を有する航空機は、本邦発着または本邦領空を通過する航行を行う場合には、国土交通大臣の許可を受けなければならない。
  - ② 電子化の状況  
電子化されており、インターネット上での提出が可能である。
- (12) 外国航空機の国内使用許可
  - ① 手続の概要  
外国人国際運送事業者の当該事業に供する航空機及び有償で本邦発着の運送を行う航空機を除き、外国の国籍を有する航空機が、本邦内の各地間において航行を行うときは、国土交通大臣の許可を受けなければならない。
  - ② 電子化の状況  
電子化されていない。
- (13) 運賃及び料金の認可
  - ① 手続の概要  
外国人国際運送事業者は、運賃及び料金を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。
  - ② 電子化の状況  
電子化されており、インターネット上での提出が可能である。
- (14) 運賃及び料金の変更の認可
  - ① 手続の概要  
外国人国際運送事業者は、運賃及び料金を変更しようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。
  - ② 電子化の状況  
電子化されており、インターネット上での提出が可能である。
- (15) 事業計画変更の認可
  - ① 手続の概要  
外国人国際運送事業者は、事業計画を変更しようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。
  - ② 電子化の状況  
電子化されており、インターネット上での提出が可能である。
- (16) 事業計画変更の届出
  - ① 手続の概要  
外国人国際運送事業者が、軽微な事項について事業計画を変更しようとするときは、遅滞なくその旨を国土交通大臣に届け出なければならない。
  - ② 電子化の状況  
電子化されており、インターネット上での提出が可能である。
- (17) 外国航空機による本邦内発着旅客等の有償の運送許可
  - ① 手続の概要  
外国人国際運送事業者の当該事業に供する航空機を除き、外国の国籍を有する航空機が、本邦発着の国際有償運送を行う場合には、国土交通大臣の許可を受けなければならない。
  - ② 電子化の状況  
電子化されており、インターネット上での提出が可能である。
- (18) 第1類営業の承認
  - ① 手続の概要  
空港内の国の管理する土地、建物その他の施設を借用して営業を行おうとする者は、地方航空

- 局長の承認を受けなければならない。
- ② 電子化の状況  
電子化されていない。
- (19) 第2類営業の承認
  - ① 手続の概要  
空港内の国の管理する土地、建物その他の施設において営業を行おうとする者で第12条第1項の承認を受けるべき者以外の者は、地方航空局長の承認を受けなければならない。
  - ② 電子化の状況  
電子化されていない。

## 2 削減方策（コスト削減の取組内容及びスケジュール）

- (1) 運航規程及び整備規程の変更の認可
- (2) 運賃及び料金の届出
- (3) 運賃及び料金の変更届出
- (4) 運賃及び料金の認可
- (5) 運賃及び料金の変更認可
- (6) 混雑飛行場を使用する路線に係る運航計画の変更の認可
- (7) 事業計画の変更認可
- (8) 事業計画の変更（国土交通省令で定める事項）の届出
- (10) 事業計画の変更（国土交通省令で定める事項）の届出
  - オンライン手続の利用方法を事業者に改めて周知する。【平成29年度中に実施】
  - 申請・届出として提出を求める内容を精査し、手続の簡素化を図る。【平成29年度中に実施】
- (9) 安全上の支障を及ぼす事態の報告
  - 報告すべき事案が発生した場合は、オンラインシステムである航空安全情報管理・提供システムによる報告を求めているが、利便性向上の観点から利用者の要望を聞きながら必要に応じて、今後同システムの更なる改善に取り組んでいく。【H29年度～H31年度】
- (11) 外国航空機の航行の許可
- (12) 外国航空機の国内使用許可
- (13) 運賃及び料金の認可
- (14) 運賃及び料金の変更の認可
- (15) 事業計画変更の認可
- (16) 事業計画変更の届出
- (17) 外国航空機による本邦内発着旅客等の有償の運送許可
  - 各事業者に対して、オンライン手続について利用方法を周知し、オンライン手続への移行を促す。【平成29年度中に実施】
  - 申請・届出として提出を求める内容を精査し、手続の簡素化を図る。【H29年度中に実施】
  - 各事業者に意見聴取を行いながら、必要に応じて申請書の記載方法を見直す。【H30年度～H31年度に実施】
- (18) 第1類営業の承認
- (19) 第2類営業の承認
  - 事業者に対して意見照会を行い、上記手続を行う際に負担に感じている点を調査し、効果的な削減方策を検討する【H29年度中に実施】。
  - 上記検討を踏まえ、必要に応じて削減方策を実施し、コスト削減に取り組む【H30年度～H31年度に実施】。

## 1 手続の概要及び電子化の状況

- (1) 経営状況報告
  - ① 手続の概要  
登録ホテル及び旅館は毎事業年度終了後3か月以内に経営状況報告書及び財務諸表（貸借対照表、損益計算書等）の原本を観光庁長官に提出する。
  - ② 電子化の状況  
経営状況報告書を書面で提出。（当該経営状況報告書の様式は観光庁WEBサイトにてダウンロード可能。）

## 2 削減方策（コスト削減の取組内容及びスケジュール）

- (1) 経営状況報告
  - 経営状況報告書が観光庁WEBサイトにてダウンロード可能である旨の周知の徹底を図る【平成29年度中に実施】。
  - 当該経営状況報告書に添付すべき書類を分かりやすく示すことについて検討する【平成29年度中に実施】。

## 1 手続の概要及び電子化の状況

- (1) 登録事項の変更の届出
  - ① 手続の概要  
旅行者の名称、営業所の所在地等の変更があった場合に観光庁長官に届け出る。
  - ② 電子化の状況  
旅行業法施行規則第4号様式及び第5号様式により書面で提出。
- (2) 取引額の報告
  - ① 手続の概要  
旅行者が供託すべき営業保証金の額を確認するため、事業年度終了後100日以内にその事業年度における旅行者との取引額を観光庁長官に報告する。
  - ② 電子化の状況  
旅行業法施行規則第6号様式により書面で提出。
- (3) 旅行業約款の変更の認可
  - ① 手続の概要  
旅行者が旅行者と契約する旅行業務の取扱いに関する契約に関し定めた旅行業約款を変更する場合に観光庁長官の認可を受ける。
  - ② 電子化の状況  
旅行業約款変更認可申請書を書面で提出。

## 2 削減方策（コスト削減の取組内容及びスケジュール）

- (1) 登録事項の変更の届出
- (2) 取引額の報告
- (3) 旅行業約款の変更の認可
  - 記入例を作成し、公表することにより、事業者の負担軽減を図る【平成29年度中に実施】。

## 「行政手続コスト」削減のための基本計画

省庁名	厚生労働省
重点分野名	営業の許可・認可に係る手続

局名	医政局
----	-----

### I. 病院、診療所、助産所、衛生検査所、施術所（あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師）、歯科技工所等に関する手続

#### 1 手続の概要及び電子化の状況

※ いずれの手続についても、窓口は都道府県等であり、電子化の状況は一概には把握していないが、ほとんど電子化されていないと思われる。

##### (1) 地域医療支援病院の業務報告書提出

###### 手続の概要

地域医療支援病院の開設者は業務に反する報告書を都道府県知事に提出しなければならない。

##### (2) 病院、診療所、助産所、施術所（あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師）、歯科技工所の開設の許可申請・開設の届出

###### 手続の概要

病院、診療所、助産所、施術所（あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師）、歯科技工所を開設しようとする者は、開設地の都道府県知事等（都道府県知事、保健所設置市長、又は特別区長。以下同じ。）に対して、開設許可の申請又は開設の届出を行う。

##### (3) 病院、診療所又は助産所の開設後の届出

###### 手続の概要

病院、診療所又は助産所の開設の許可を受けた者は、病院、診療所又は助産所を開設したときに都道府県知事等に届け出なければならない。

##### (4) 病院、診療所、助産所、衛生検査所、施術所（あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師）、歯科技工所の変更の許可申請・変更の届出

###### 手続の概要

病院、診療所、助産所、施術所（あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師）、歯科技工所の開設者は、その病院、診療所又は助産所を休止したときは都道府県知事等に届け出なければならない。

##### (5) 診療所、施術所（あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師）の休止の届出

###### 手続の概要

病院、診療所、助産所、施術所（あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師）、歯科技工所の開設者は、その病院、診療所又は助産所を休止したときは都道府県知事等に届け出なければならない。

##### (6) 病院、診療所の再開の届出

###### 手続の概要

病院、診療所の開設者は、その病院、診療所又は助産所を再開したときは都道府県知事等に届け出なければならない。

##### (7) 病院、診療所、助産所、施術所（あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師）、歯科技工所の廃止の届出

###### 手続の概要

病院、診療所、助産所、施術所（あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師）、歯科技工所の開設者は、その病院、診療所又は助産所を再開したときは都道府県知事等に届け出なければならない。

##### (8) 診療所の開設者の死亡・失踪届出

#### 手続の概要

診療所の開設者が死亡または失踪の宣告を受けたときは、戸籍法の規定による届出義務者は、その旨をその所在地の都道府県知事等に届け出なければならない。

##### (9) 病院又は診療所へのエックス線装置等の設置・変更・廃止届出

###### 手続の概要

病院又は診療所の開設者は、病院又は診療所に診療の用に供するエックス線装置等を備えたとき、変更したとき、備えなくなったときは、所在地の都道府県知事等に届け出なければならない。

### 2 削減方策（コスト削減の取組内容及びスケジュール）

いずれの手続も各都道府県等のHPから様式を入手して書類を作成することが可能であることから、以下の方法によりコスト削減を行う。

なお、いずれの方法も地方自治体の協力が不可欠である。

- ・ 各手続における事前相談について、対面以外の電話・メール対応を導入する。  
→ 6%の削減

特に開設の手続においては、内容につき自治体と相談を行う場合が多い。相談を対面に限定している場合においては、電話・メールでの相談を導入することで、移動時間として1件あたり平均10分程度の削減が見込める。

- ・ 各手続について、書類提出を対面に限定している場合は、郵送での手続を導入する。  
→ 4%の削減

特に許可を要する手続については、許可申請の書類提出を対面に限定している場合が多い。書類提出を郵送でも可とすることで、移動時間・待ち時間として1件あたり平均15分程度の削減が見込める。

- ・ 許可申請の場合、許可証の受領を対面のみでなく郵送でも対応する。  
→ 4%の削減

許可を要する手続については、許可証交付を対面に限定している場合が多い。許可証交付を郵送でも可とすることで、移動時間・待ち時間として1件あたり平均15分程度の削減が見込める。

- ・ 各手続について、様式の記入例をHP等で公開する。  
→ 11%の削減

各手続において、書類の作成作業において様式の記入例を用意することにより、記入の際に都道府県等へ記入内容や記入する内容の緻密さを問い合わせたり、調べたりする時間を省く。このことで、各手続1件当たり平均5分程度の削減が見込める。

以上の方策により、合計25%の削減が見込める。

### 3 コスト計測

#### 1. 選定対象と理由

Iの手続のうち、病院、診療所、施術所に関する手続についてコスト計測を行う。

これは、計測に係るコストを抑えつつ、全体の90%以上の行政手続コストを占めるため、上記のように選定する。

#### 2. コスト計測の方法及び時期

全地方自治体にサンプル調査を依頼し、申請にあたっての事前調整、書類作成、行政機関への往復時間、行政機関における待ち時間を集計し、これらの平均時間により年間の総作業時間を計測する。

時期については8～9月に実施する。



## II. 再生医療等に関する手続

### 1 手続の概要及び電子化の状況

※ いずれの手続についても、提出様式をウェブサイトにて示しており、独自の電子システム上で提出様式を作成・編集し、厚生局へ郵送又は提出することとしている。また、添付書類については、電子システムにアップロードすることにより、印刷・提出は不要としている。

- (1) 再生医療等提供計画の提出  
手続の概要  
再生医療等を提供しようとする病院又は診療所の管理者は、再生医療等の提供に関する計画（以下、「再生医療等提供計画」という。）を厚生労働大臣に提出しなければならない。
- (2) 再生医療等提供計画の変更  
手続の概要  
再生医療等提供計画の変更をしようとする病院又は診療所の管理者は、あらかじめ、その変更後の再生医療等提供計画を厚生労働大臣に提出しなければならない。
- (3) 再生医療等の提供の中止の届出  
手続の概要  
再生医療等提供機関の管理者は、再生医療等提供計画に記載された再生医療等の提供を中止したときは、厚生労働大臣に届け出なければならない。
- (4) 厚生労働大臣への定期報告（再生医療等）  
手続の概要  
再生医療等提供機関の管理者は、再生医療等提供計画に記載された再生医療等の提供の状況について、定期的に厚生労働大臣に報告しなければならない。
- (5) 特定細胞加工物の製造の変更届  
手続の概要  
特定細胞加工物の製造の許可を受けた者は、当該許可に係る事項を変更したときは、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。
- (6) 特定細胞加工物の製造の届出  
手続の概要  
特定細胞加工物の製造の許可を得た者で、特定細胞加工物の製造をしようとする者は、製造を行う施設ごとに厚生労働大臣へ届出をしなければならない。
- (7) 特定細胞加工物の製造の廃止届  
手続の概要  
特定細胞加工物の製造を廃止したときは、その旨を厚生労働大臣へ届け出なければならない。
- (8) 厚生労働大臣への定期報告（特定細胞加工物製造）  
手続の概要  
特定細胞加工物製造事業者は、特定細胞加工物の製造の状況について、定期的に厚生労働大臣に報告しなければならない。

### 2 削減方策（コスト削減の取組内容及びスケジュール）

- ・ 再生医療等については、安全な提供、医療の質及び保健衛生の向上という観点から、手続の廃止をすることは適当ではない。
- ・ 提出様式をウェブサイトにて示し、独自の電子システム上で提出様式を作成・編集し、厚生局へ郵送又は提出することとしており、様式の統一や電子化については既に行っている。
- ・ また、一部の提出様式については、記載要領をウェブサイトにて示しており、記載事項の意図が明確になるようにしている。

ことから、これ以上のコスト削減は不適当かつ困難である。

「行政手続コスト」削減のための基本計画

省庁名	厚生労働省
重点分野名	営業の許可・認可に係る手続

局名	医薬・生活衛生局
----	----------

## I. 医薬品医療機器等法に関する許可等の手続

### 1 手続の概要及び電子化の状況

#### i. 薬局・医薬品販売業の許可等に関する手続き

- (1) 許可の申請
  - ① 手続の概要  
薬局を開設又は業として医薬品を販売するためには、申請書にその薬局等の平面図等を添付して提出し、許可を受けなければならない。  
許可権者は、都道府県知事（保健所設置市又は特別区においては、市長又は区長）である。  
都道府県（保健所又は特別区）による、申請書類の審査、実地調査で問題がなければ許可証が交付される。
  - ② 電子化の状況  
電子化されていない。
- (2) 許可の更新の申請
  - ① 手続の概要  
許可の期限は6年とされており、薬局の開設又は医薬品の販売業の許可を受けた者（以下、「薬局等の開設者」という。）は、当該期間内に更新の申請書を都道府県知事等に提出し（変更事項がなければ添付書類は不要）なければならない。  
都道府県（保健所または特別区）による、申請書類の審査、現地確認で問題がなければ許可証が交付される。
  - ② 電子化の状況  
電子化されていない。
- (3) 変更・休止・廃止等届
  - ① 手続きの概要  
薬局等の開設者は、薬局等の管理者等を変更した場合又は薬局等を休止若しくは廃止等をした場合は、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
  - ② 電子化の状況  
電子化されていない。

#### ii. 医薬品等の製造販売業の許可等に関する手続き

- (1) 許可の申請
  - ① 手続の概要  
業として医薬品等を製造販売（自ら又は他社に委託して製造した医薬品等を販売すること）するためには、企業毎に人的要件並びに品質管理及び安全確保体制等を確認して与えられる製造販売業の許可を受けなければならない。  
許可権者は都道府県知事である。  
都道府県による、申請書類の内容確認、実地調査で問題がなければ許可証が交付される。

- ② 電子化の状況  
電子化されていない。
- (2) 許可の更新の申請
  - ① 手続の概要  
製造販売業許可の期限は5年とされており、製造販売業許可の取得者（以下「製造販売業者」という。）は、当該期間内に許可の更新を受けなければならない。  
都道府県による、申請書類の内容確認、実地調査で問題がなければ許可証が交付される。
  - ② 電子化の状況  
電子化されていない。
- (3) 変更・休止・廃止等の届出
  - ① 手続の概要  
医薬品等の製造販売業者は、製造販売業者の氏名、所在地等に変更があった場合又は休止若しくは廃止等をした場合は、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
  - ② 電子化の状況  
電子化されていない。

### iii. 医薬品等の製造業許可・外国製造業者認定等に関する手続き

- (1) 許可・認定の申請
  - ① 手続の概要  
業として医薬品、医薬部外品、化粧品（以下、「医薬品等」という。）を製造するためには、申請書に構造設備に関する書類等を添付して提出し、製造所毎に製造業の許可を受けなければならない。  
許可権者は都道府県知事（薬局製造販売医薬品を製造する薬局の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長、生物学的製剤等は地方厚生局長）である。  
また、外国において、日本へ輸出される医薬品等を製造するためには、外国製造業者の認定を受けなければならない。  
認定権者は厚生労働大臣である。  
いずれも、都道府県等による申請書類の書面・実地調査で問題がなければ、許可証・認定証が交付される。
  - ② 電子化の状況  
電子化されていない。
- (2) 許可・認定の更新の申請
  - ① 手続の概要  
許可・認定の期限は5年とされており、医薬品等の製造業の許可・認定を受けた者（「以下、「医薬品等の製造業者」という。」は、当該期間内に申請書に構造設備に関する書類等を添付して提出し、当該期間内に許可の更新を受けなければならない。  
都道府県等による、申請書類の書面・実地調査で問題がなければ、許可証・認定証が交付される。
  - ② 電子化の状況  
電子化されていない。
- (3) 変更・休止・廃止等届出
  - ① 手続の概要  
医薬品等の製造業者は、申請事項に変更があった場合又は休止若しくは廃止等をした場合は、その旨を都道府県知事等に届出なければならない。
  - ② 電子化の状況  
電子化されていない。

### iv. 医療機器の製造業等に関する手続

- (1) 登録・許可の申請
  - ① 手続の概要  
業として医療機器、体外診断用医薬品の製造をするためには、製造所毎に製造業の登録を受けなければならない。  
また、業として医療機器の修理をするためには、医療機器の修理業の許可を受けなければならない。  
いずれも許可権者は、都道府県知事等であり、都道府県知事等による、申請書類の審査、実地調査で問題がなければ、登録証・許可証が交付される。
  - ② 電子化の状況  
電子化されていない。
- (2) 登録の更新
  - ① 手続の概要  
医療機器等の製造業・修理業の登録の期限は5年とされており、医療機器等の製造業の登録を受けた者（以下、「医療機器等の製造業者」という。）及び医療機器の修理業の許可を受けた者（以下、「医療機器修理業者」という。）は、当該期間内に登録・許可の更新を受けなければならない。  
都道府県知事等による、申請書類の審査、実地調査で問題がなければ、登録証・許可証が交付される。
  - ② 電子化の状況  
電子化されていない。
- (3) 変更・廃止・休止等届出
  - ① 手続の概要  
医療機器等の製造業者及び医療機器修理業者は、医療機器責任技術者、体外診断用医薬品製造管理者を変更した場合又は製造所を廃止若しくは休止等した場合は、その旨を都道府県知事等に届け出なければならない。
  - ② 電子化の状況  
電子化されていない。

### v. 医療機器の販売業等に関する手続

- (1) 許可・届出の申請
  - ① 手続の概要  
業として高度管理医療機器、特定保守管理医療機器（以下「高度管理医療機器等」という。）を販売又は貸与するためには、それぞれ高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可を受けなければならない。  
許可権者は都道府県知事（保健所設置市又は特別区においては、市長又は区長）である。  
都道府県知事等の申請書類の審査・実地調査で問題がなければ許可証が交付される。  
また、業として管理医療機器（特定保守管理医療機器を除く）を販売及び貸与するためには、管理医療機器の販売業及び貸与業の届出を行わなければならない。  
届出先は都道府県知事である。
  - ② 電子化の状況  
電子化されていない。
- (2) 許可の更新の申請
  - ① 手続の概要  
高度管理医療機器等の販売業及び貸与業の許可の期限は6年とされており、高度管理医療機器等の販売業及び貸与業の許可を受けた者（以下、「高度管理医療機器等の販売業及び貸与業者」という。）は、当該期間内に許可の更新を受けなければならない。都道府県知事等の申請書類の審査、実地調査で問題がなければ許可証が交付される。
  - ② 電子化の状況  
電子化されていない。

(3) 変更・休止・廃止等の届出

① 手続きの概要

高度管理医療機器等の販売業及び貸与業者及び管理医療機器の販売業及び貸与業の届出を行った者は、営業所の管理者の変更があった場合又は休止若しくは廃止等した場合は、都道府県知事等に届け出なければならない。

② 電子化の状況

電子化されていない。

## 2 削減方策（コスト削減の取組内容及びスケジュール）

資料等の提出、許可証等の受取りに関して、自治体が直接窓口での対応を求めており、提出時及び受取り時両者に移動等コストがかかっていることが判明したため、以下の削減方策をとる。

届出等提出・許可証等の受取りの郵送化

都道府県等の窓口で行っている①届出等に係る資料等の提出（移動 120 分減）②許可証等の受取りの郵送化（移動 120 分減）を進める。

なお、手続きの所管機関は地方自治体であるため、手続きを簡素化する場合には、地方自治体の理解・協力は不可欠である。

### 【医薬品医療機器等法における許認可等全体】

現状 平均 264 分/1 件 × 362,387 件/年 = 96,064,560 分  
↓【郵送対応可能な手続きは、郵送率を向上させ（届出等提出：50%、許可証等の受取り 30%）、窓口での提出にかかる時間を削減】  
削減 平均 216 分/1 件 × 362,387 件/年 = 76,748,160 分

行政コストの削減は、  
(96,064,560 - 76,748,160)  
96,064,560 × 100 = 20%

### 【i. 薬局・医薬品販売業の許可等に関する手続き】

現状 平均 210 分/1 件 × 221,116 件/年 = 47,007,720 分  
↓【郵送対応可能な手続きは、郵送率を向上させ（届出等提出：50%、許可証等の受取り 30%）、窓口での提出にかかる時間を削減】  
削減 平均 156 分/1 件 × 221,116 件/年 = 34,339,140 分

行政コストの削減は、  
(47,007,720 - 34,339,140)  
47,007,720 × 100 = 27%

### 【ii. 医薬品等の製造販売業の許可等に関する手続き】

現状 平均 828 分/1 件 × 5,569 件/年 = 4,569,960 分  
↓【郵送対応可能な手続きは、郵送率を向上させ（届出等提出：50%、許可証等の受取り 30%）、窓口での提出にかかる時間を削減】  
削減 平均 768 分時間/1 件 × 5,569 件/年 = 4,274,580 分

行政コストの削減は、  
(4,569,960 - 4,274,580)  
4,569,960 × 100 = 6%

### 【iii. 医薬品等の製造業許可・外国製造業者認定等に関する手続き】

現状 平均 474 分時間/1 件 × 9,152 件/年 = 4,311,720 分  
↓【郵送対応可能な手続きは、郵送率を向上させ（届出等提出：50%、許可証等の受取り 30%）、窓口での提出にかかる時間を削減】  
削減 平均 414 分/1 件 × 9,152 件/年 = 3,766,680 分

行政コストの削減は、  
(4,311,720 - 3,766,680)  
4,311,720 × 100 = 12%

### 【iv. 医療機器の製造業等に関する手続き】

現状 平均 462 分/1 件 × 8,471 件/年 = 3,920,280 分  
↓【郵送対応可能な手続きは、郵送率を向上させ（届出等提出：50%、許可証等の受取り 30%）、窓口での提出にかかる時間を削減】  
削減 平均 402 分/1 件 × 8,471 件/年 = 3,418,140 分

行政コストの削減は、  
(3,920,280 - 3,418,140)  
3,920,280 × 100 = 12%

### 【v. 医療機器の販売業等に関する手続き】

現状 平均 306 分/1 件 × 118,079 件/年 = 36,254,940 分  
↓【郵送対応可能な手続きは、郵送率を向上させ（届出等提出：50%、許可証等の受取り 30%）、窓口での提出にかかる時間を削減】  
削減 平均 264 分/1 件 × 118,079 件/年 = 30,949,620 分

行政コストの削減は、  
(36,254,940 - 30,949,620)  
36,254,940 × 100 = 14%

## 3 コスト計測

### 1. 選定理由

- (1) 薬局・医薬品販売業の許可証の受取り
- (2) 薬局の休廃止等の届出
- (3) 店舗販売業の休廃止等の届出
- (4) 高度管理医療機器等の販売業及び貸与業の変更届
- (5) 管理医療機器の販売業及び貸与業の変更・休廃止等の届出

申請件数が多く、かつ実地調査を必要としないなど、コスト削減効果が高いと見込まれるものを選定した。なお、コスト計測の対象が総件数に占める割合は 74%である。

### 2. コスト計測の方法及び時期

届出件数に応じて複数の自治体を選出（届出件数が全国平均より多い、同等、少ない、の3区分に分類しそれぞれから選出）し、年度末等の自治体の業務繁忙時期を避けた時期（6月など）に、届出等提出・許可証等の受取りの郵送率を確認する。

「行政手続コスト」削減のための基本計画

省庁名	厚生労働省
重点分野名	営業の許可・認可に係る手続

局名	医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部
----	--------------------

I. 飲食店営業等の許可等に関する手続

1 手続の概要及び電子化の状況

(1) 営業許可の申請

① 手続の概要

飲食店営業等を営もうとする者は、営業所所在地を管轄する都道府県知事等（都道府県知事、保健所設置市長又は特別区長。以下同じ。）に対して、営業許可の申請を行う。

② 電子化の状況

電子化は行われていない。

(2) 営業許可の更新の申請

① 手続の概要

食品衛生法第52条第1項の規定による営業許可を受けた者が、許可の有効期間満了に際し引き続き同一の営業の許可を受けようとする場合は、営業所所在地を管轄する都道府県知事等に対して、営業許可の更新申請を行う。

② 電子化の状況

電子化は行われていない。

(3) 許可営業者の申請事項の変更の届出

① 手続の概要

食品衛生法第52条第1項の許可を受けた者が、許可申請書に記載した事項に変更があったときに、変更があった旨を営業所所在地を管轄する都道府県知事等に対して届け出る。

② 電子化の状況

電子化は行われていない。

(4) 許可営業者の地位の承継の届出

① 手続の概要

食品衛生法第52条第1項の許可を受けた者について、相続、合併又は分割があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該営業を承継した法人は、許可営業者の地位を承継した旨を都道府県知事等に対して届け出る。

② 電子化の状況

電子化は行われていない。

(5) 動物の飼養又は収容の許可に係る申請

① 手続の概要

都道府県の条例で定める基準に従い都道府県知事が指定する区域内において、政令で定める種類の動物を、その飼養又は収容のための施設で、当該動物の種類ごとに都道府県の条例で定める数以上に飼養又は収容しようとする者は、その施設の所在地の都道府県知事等に対して、許可の申請を行う。

② 電子化の状況

電子化は行われていない。

2 削減方策（コスト削減の取組内容及びスケジュール）

(1) 営業許可の申請

- ・申請のオンライン化等の推進 作業時間20%削減
- ・施設基準・申請様式の標準化

食品衛生法に基づく飲食店営業等の営業許可は、自治事務であるため、地方自治体が行っている。したがって、施設基準・申請様式については条例で定めるとされていることから、自治体毎にばらつきがあるものの実態を見極め、標準化の取組を進める。必要に応じて自治体における条例改正等を伴うことから、取組期間は5年とする。

申請のオンライン化等の推進に当たっては、実際に申請を受理する地方自治体の理解・協力が必要。

(2) 営業許可の更新の申請

- ・申請のオンライン化等の推進 作業時間20%削減
- ・施設基準・申請様式の標準化

食品衛生法に基づく飲食店営業等の営業許可は、自治事務であるため、地方自治体が行っている。したがって、施設基準・申請様式については条例で定めるとされていることから、自治体毎にばらつきがあるものの実態を見極め、標準化の取組を進める。必要に応じて自治体における条例改正等を伴うことから、取組期間は5年とする。

申請のオンライン化等の推進に当たっては、実際に申請を受理する地方自治体の理解・協力が必要。

(3) 許可営業者の申請事項の変更の届出

- ・申請のオンライン化等の推進 作業時間20%削減
- ・施設基準・申請様式の標準化

食品衛生法に基づく飲食店営業等の営業許可は、自治事務であるため、地方自治体が行っている。したがって、施設基準・申請様式については条例で定めるとされていることから、自治体毎にばらつきがあるものの実態を見極め、標準化の取組を進める。必要に応じて自治体における条例改正等を伴うことから、取組期間は5年とする。

申請のオンライン化等の推進に当たっては、実際に申請を受理する地方自治体の理解・協力が必要。

(4) 許可営業者の地位の承継の届出

- ・申請のオンライン化等の推進 作業時間20%削減

・施設基準・申請様式の標準化

食品衛生法に基づく飲食店営業等の営業許可は、自治事務であるため、地方自治体が行っている。したがって、施設基準・申請様式については条例で定めるとされていることから、自治体毎にばらつきがあるものの実態を見極め、標準化の取組を進める。必要に応じて自治体における条例改正等を伴うことから、取組期間は5年とする。

申請のオンライン化等の推進に当たっては、実際に申請を受理する地方自治体の理解・協力が必要。

(5) 動物の飼養又は収容の許可に係る申請

・申請のオンライン化等の推進 作業時間20%削減

申請のオンライン化等の推進に当たっては、実際に申請を受理する地方自治体の理解・協力が必要。

**3 コスト計測**

**1. 選定理由**

(1) 営業許可の申請

年間申請件数が多く、また、事業者から簡素化の要望が強いため。

(2) 営業許可の更新の申請

年間申請件数が多く、また、事業者から簡素化の要望が強いため。

(3) 許可営業者の申請事項の変更の届出

年間申請件数が多いため。

**2. コスト計測の方法及び時期**

(1) 営業許可の申請

選定した事業者ヒアリングを行い、申請に当たっての事前準備に要する時間、申請書類等の作成等に要する時間、施設検査に要する時間、行政機関への往復時間及び行政機関における待ち時間を集計し、これらの平均時間により年間の総作業時間をコスト計測する。

なお、オンライン化等により、行政機関への往復時間及び行政機関における待ち時間が削減され、また、施設基準・申請様式の統一化により、申請に当たっての事前準備に要する時間、申請書類等の作成等に要する時間が削減されることが見込まれる。

コスト計測は、地方自治体の食品衛生関係の業務が比較的繁忙になる夏期に実施する。

(2) 営業許可の更新の申請

選定した事業者ヒアリングを行い、申請に当たっての事前準備に要する時間、申請書類等の作成等に要する時間、施設検査に要する時間、行政機関への往復時間及び行政機関における待ち時間を集計し、これらの平均時間により年間の総作業時間をコスト計測する。

なお、オンライン化等により、行政機関への往復時間及び行政機関における待ち時間が削減され、また、施設基準・申請様式の統一化により、申請に当たっての事前準備に要する時間、申請書類等の作成等に要する時間が削減されることが見込まれる。

コスト計測は、地方自治体の食品衛生関係の業務が比較的繁忙になる夏期に実施する。

(3) 許可営業者の申請事項の変更の届出

選定した事業者ヒアリングを行い、届出に当たっての事前準備に要する時間、届出書類等の作成等に要する時間、行政機関への往復時間及び行政機関における待ち時間を集計し、これらの平均時間により年間の総作業時間をコスト計測する。

なお、オンライン化等により、行政機関への往復時間及び行政機関における待ち時間が削減され、また、施設基準・申請様式の統一化により、申請に当たっての事前準備に要する時間、申請書類等の作成等に要する時間が削減されることが見込まれる。

コスト計測は、地方自治体の食品衛生関係の業務が比較的繁忙になる夏期に実施する。

**II. 理容所、美容所、興行場、旅館、公衆浴場、クリーニング所等の開設等に関する手続**

**1 手続の概要及び電子化の状況**

(1) 理容所、美容所、興行場、旅館、公衆浴場、クリーニング所等の開設許可の申請等

① 手続の概要

興行場、旅館、公衆浴場等の開設しようとする者は、都道府県知事等の許可を受けなければならない。理容所、美容所、クリーニング所を開設しようとする者は、都道府県知事等に届け出なければならない。

② 電子化の状況

電子化は行われていない。

(2) 理容所、美容所、旅館、公衆浴場、クリーニング所等の開設後の変更届

① 手続の概要

理容所、美容所、旅館、公衆浴場、クリーニング所等の営業者は、申請事項等を変更しようとするときは、都道府県知事等に届け出なければならない。

② 電子化の状況

原則、電子化は行われていない。

(3) 理容所、美容所、旅館、公衆浴場、クリーニング所等の廃止届

① 手続の概要

理容所、美容所、旅館、公衆浴場、クリーニング所等の営業者は、営業廃止しようとするときは、都道府県知事等に届け出なければならない。

② 電子化の状況

原則、電子化は行われていない。

(4) 理容所、美容所、旅館、公衆浴場、クリーニング所等の地位承継の届出

① 手続の概要

理容所、美容所、旅館、公衆浴場、クリーニング所等の営業者の地位を承継した者は、都道府県知事等に届け出なければならない。

② 電子化の状況

原則、電子化は行われていない。

(5) 墓地、納骨堂の開設許可の申請

① 手続の概要

墓地、納骨堂を開設しようとする者は、都道府県知事、市長又は特別区長の許可を受けなければならない。

② 電子化の状況

電子化は行われていない。

(6) 墓地の開設後の変更許可の申請

① 手続の概要

墓地の営業者は、墓地の区域を変更しようとするときは、都道府県知事、市長又は特別区長の許可を受けなければならない。

② 電子化の状況

電子化は行われていない。

(7) 墓地の廃止許可の申請

① 手続の概要

墓地の営業者は、墓地を廃止しようとするときは、都道府県知事、市長又は特別区長の許可を受けなければならない。

② 電子化の状況

電子化は行われていない。

**2 削減方策（コスト削減の取組内容及びスケジュール）**

(1) 理容所、美容所、旅館、公衆浴場、クリーニング所等の開設許可の申請等

・申請のオンライン化等の推進 作業時間20%削減

本手続は、地方自治体が自治事務として行っている。そのため、技術的助言により、申請のオンライン化や電子メール又は郵送による申請を可能とすることを推奨する。

なお、自治事務の性質上、実施をするか否かの判断は、実際に申請を受理する地方自治体が行うものであり、実施に当たっては、地方自治体の理解・協力が必要。

(2) 理容所、美容所、旅館、公衆浴場、クリーニング所等の開設後の変更届

・申請のオンライン化等の推進 作業時間20%削減

本手続は、地方自治体が自治事務として行っている。そのため、技術的助言により、申請のオンライン化や電子メール又は郵送による申請を可能とすることを推奨する。

なお、自治事務の性質上、実施をするか否かの判断は、実際に申請を受理する地方自治体が行うものであり、実施に当たっては、地方自治体の理解・協力が必要。

(3) 理容所、美容所、旅館、公衆浴場、クリーニング所等の廃止届

・申請のオンライン化等の推進 作業時間20%削減

本手続は、地方自治体が自治事務として行っている。そのため、技術的助言により、申請のオンライン化や電子メール又は郵送による申請を可能とすることを推奨する。

なお、自治事務の性質上、実施をするか否かの判断は、実際に申請を受理する地方自治体が行うものであり、実施に当たっては、地方自治体の理解・協力が必要。

(4) 理容所、美容所、旅館、公衆浴場、クリーニング所等の地位継承の届出

・申請のオンライン化等の推進 作業時間20%削減

本手続は、地方自治体が自治事務として行っている。そのため、技術的助言により、申請のオンライン化や電子メール又は郵送による申請を可能とすることを推奨する。

なお、自治事務の性質上、実施をするか否かの判断は、実際に申請を受理する地方自治体が行うものであり、実施に当たっては、地方自治体の理解・協力が必要。

(5) 墓地、納骨堂の開設許可の申請

・申請のオンライン化等の推進 作業時間20%削減

本手続は、地方自治体が自治事務として行っている。そのため、技術的助言により、申請のオンライン化や電子メール又は郵送による申請を可能とすることを推奨する。

なお、自治事務の性質上、実施をするか否かの判断は、実際に申請を受理する地方自治体が行うものであり、実施に当たっては、地方自治体の理解・協力が必要。

(6) 墓地の開設後の変更許可の申請

・申請のオンライン化等の推進 作業時間20%削減

本手続は、地方自治体が自治事務として行っている。そのため、技術的助言により、申請のオンライン化や電子メール又は郵送による申請を可能とすることを推奨する。

なお、自治事務の性質上、実施をするか否かの判断は、実際に申請を受理する地方自治体が行うものであり、実施に当たっては、地方自治体の理解・協力が必要。

(7) 墓地の廃止許可の申請

・申請のオンライン化等の推進 作業時間20%削減

本手続は、地方自治体が自治事務として行っている。そのため、技術的助言により、申請のオンライン化や電子メール又は郵送による申請を可能とすることを推奨する。

なお、自治事務の性質上、実施をするか否かの判断は、実際に申請を受理する地方自治体が行うものであり、実施に当たっては、地方自治体の理解・協力が必要。

(以上)

## 「行政手続コスト」削減のための基本計画

省庁名	厚生労働省
重点分野名	営業の許可・認可に係る手続

局名	職業安定局
----	-------

### I. 有料・無料及び特別の法人の行う無料職業紹介事業に関する手続、無料の委託募集の届出に関する手続

#### **1 手続の概要及び電子化の状況**

##### (1) 職業紹介事業開始時・更新時（許可・許可の有効期間の更新の申請）

###### ① 手続の概要

有料・無料職業紹介事業を開始しようとするときは、所定の有料・無料職業紹介事業許可申請書及び添付書類（事業計画書、法人に関する書類、代表者・役員に関する書類等）を所管の都道府県労働局を経て厚生労働大臣に提出しなければならない。

許可有効期間満了後に引き続き事業を継続しようとするときは、所定の許可有効期間更新申請書及び添付書類を所管の都道府県労働局を経て厚生労働大臣に提出しなければならない。

特別の法人の行う無料職業紹介事業を開始しようとするときは、所定の特別の法人無料職業紹介事業届出書及び添付書類（事業計画書、法人に関する書類等）を所管の都道府県労働局を経て厚生労働大臣に提出しなければならない。

###### ② 電子化の状況

e-gov による電子申請が可能。

##### (2) 有料職業紹介事業に係る手数料表の届出・変更の届出

###### ① 手続の概要

有料職業紹介事業者は、届出制手数料に基づき手数料を徴収する場合は、あらかじめ、手数料表（手数料の種類、額その他手数料に関する事項を定めた表をいう。）を厚生労働大臣に届け出なければならない。また、届出制手数料表を変更する場合は、あらかじめ、厚生労働大臣に届け出なければならない。

###### ② 電子化の状況

e-gov による電子申請が可能。

##### (3) 職業紹介事業報告の提出

###### ① 手続の概要

有料・無料及び特別の法人の行う無料職業紹介事業者は、所定の様式により事業報告書を作成し、所管の都道府県労働局を経て厚生労働大臣に提出しなければならない。

###### ② 電子化の状況

e-gov による電子申請が可能。

##### (4) 取扱職種の範囲等の届出・変更の届出

###### ① 手続の概要

有料・無料及び特別の法人の行う職業紹介事業者は、職業紹介事業において取り扱う職種の範囲その他業務の範囲（以下「取扱職種の範囲等」という。）を定めたとき又はこれを変更したときは、所管の都道府県労働局を経て厚生労働大臣に届け出なければならない。

###### ② 電子化の状況

e-gov による電子申請が可能。

##### (5) 有料・無料職業紹介事業開始後の変更届・許可証の書き換え

###### ① 手続の概要

有料・無料職業紹介事業者は、氏名等に変更があった場合には遅滞なく、その旨を所管の都道府県労働局を経て厚生労働大臣に届け出るとともに、必要に応じ許可証の書き換への申請を行わなければならない。

###### ② 電子化の状況

e-gov による電子申請が可能。

##### (6) 職業紹介事業の廃止の届出

###### ① 手続の概要

有料・無料職業紹介事業者は有効期間内に事業の廃止をしたときは遅滞なく、その旨所管の都道府県労働局を経て厚生労働大臣に届け出なければならない。

###### ② 電子化の状況

e-gov による電子申請が可能。

##### (7) 無料の委託募集開始時

###### ① 手続の概要

委託募集を、募集主が募集受託者に報酬を与えることなく行う場合、所定の委託募集届出書及び添付書類（届出書の内容を証明するために必要となる帳簿、書類等）を所管の都道府県労働局を経て厚生労働大臣に提出しなければならない。

届出の有効期間は最長で1年とし、1年を超えて行う場合には、以後1年ごとに届け出なければならない。

###### ② 電子化の状況

e-gov による電子申請が可能。

##### (8) 募集報告の提出

### ① 手続の概要

募集主または募集受託者は、所定の様式により労働者募集報告を作成し、所管の都道府県労働局を経て厚生労働大臣に提出しなければならない。

### ② 電子化の状況

e-govによる電子申請が可能。

各種変更届について、遠隔地事業所のオンライン等による非来局型申請を勧奨する。

- ・登記事項証明書の添付省略 作業時間2%削減  
※「登記・法人設立等関係手続の簡素化・迅速化に向けたアクションプラン」(平成28年10月C I O連絡会議決定)により、平成32年度実施に向けて各省庁で検討を進めているところであるため、当該項目の取組期間は5年となる。

## 2 削減方策（コスト削減の取組内容及びスケジュール）

(1)～(4) トータルで行政手続コスト2割削減、(5)～(6) トータルで2割削減を実現する。

(1) 職業紹介事業開始時・更新時（許可・届出・許可の有効期間の更新の申請。手数料表・取扱職種等の範囲等の届出を含む。）4,687件

- ・『許可・更新等マニュアル』等の記載の見直し 作業時間20%削減（更新時10%）

現行のマニュアルでは整備すべき書類及び申請書の書き方について特に補足説明が必要であることから、事業所の不備や質問の多い事項について追記等を行うことにより、相談及び説明、修正の手間の削減を図る。また、許可申請時に来局による移動は、相談時、申請時、修正時に発生すると想定されるが、そのうち修正時の再来局の手間（1往復分）を合わせて解消する。

許可更新時においても、労働局への相談事項として事業の概要に関するものがほとんど無いと考えられるが、その他は同様の考え方にに基づき、事業所の不備や質問の多い事項について追記等を行うことにより、相談及び説明、修正の手間の削減を図る。

- ・許可更新のオンラインまたは郵送申請率を0%から20%へ向上 作業時間10%削減  
労働局所在地以外に所在する遠隔地事業所（全体の4割程度。以下「遠隔地事業所」という。）に対し許可更新のオンライン等によるオンライン等申請を勧奨する。
- ・登記事項証明書の添付省略 許可時作業時間4%削減 更新時作業時間2%削減  
※「登記・法人設立等関係手続の簡素化・迅速化に向けたアクションプラン」(平成28年10月C I O連絡会議決定)により、平成32年度実施に向けて各省庁で検討を進めているところであるため、当該項目の取組期間は5年となる。

(2) 職業紹介事業報告の提出

- ・オンラインまたは郵送申請率を0.07%から20%へ向上 作業時間20%削減  
全体の4割を占める遠隔地事業所に対して、オンライン等による非来局型申請を勧奨する。

(3) 職業紹介事業開始後の変更届（手数料表、取扱職種等の範囲等の変更含む）・許可証の書き換え

- ・『許可・更新等マニュアル』等の記載の見直し 作業時間10%削減  
許可更新時と同じ考えに基づき、事業所の不備や質問の多い事項について追記等を行うことにより、相談及び説明、修正の手間の削減を図る。
- ・オンラインまたは郵送申請率を0.001%から20%へ向上 作業時間10%削減

(4) 職業紹介事業の廃止の届出

- ・オンラインまたは郵送申請率を0%から20%へ向上 作業時間30%削減  
遠隔地事業所に対して、オンライン等による非来局型申請を勧奨する。

(5) 無料の委託募集開始時

- ・確認書類の見直し 作業時間40%削減  
届出の有効期間が満了し、改めて届出を行う際、求人や募集受託者等の内容が以前の届出と同じであれば、確認書類を不要とし、オンラインや郵送での届出を勧奨する。有効期間満了後、同内容で相談を要さず再届出する募集主等について移動の時間をゼロとすることで、作業時間を40%削減する。
- ・現在、最長1年の届出の有効期間を見直すことにより、募集主または募集受託者の作業の頻度を軽減する。

(6) 募集報告の提出

- ・オンラインまたは郵送申請率を0%から20%へ向上 作業時間20%削減  
遠隔地事業所に対して、オンライン等による非来局型申請を勧奨する。

## 3 コスト計測

### 1. 選定理由

(1) 有料・無料職業紹介事業開始時・更新時（許可・許可の有効期間の更新の申請）

当該手続は、職業紹介事業を行う全ての事業者に必要な手続であり、また、相談や提出書類の整備等に最も時間を要する手続であると考えられることから、コスト削減の寄与度が高いと見込まれるため。

(2) 職業紹介事業報告の提出

当該手続は、現在オンライン申請ができるにも関わらず普及していないが、入力作業が多いこと、来局のための移動時間が、手続に要する時間の中で占める割合が高いことから、オンライン申請が可能となれば、一定程度のコスト削減が見込まれると考えるため。

(3) 無料の委託募集開始時



当該手続は、無料の委託募集を行う全ての者に必要な手続であり、また、相談や提出書類の整備等に最も時間を要する手続であると考えられることから、コスト削減の寄与度が大きいと見込まれるため。

#### (4) 募集報告の提出

当該手続は、現在オンライン申請ができるにも関わらず普及していないが、入力作業が多いこと、来局のための移動時間が、手続に要する時間の中で占める割合が高いことから、オンライン申請が可能となれば、一定程度のコスト削減が見込まれると考えるため。

## 2. コスト計測の方法及び時期

#### (1) 事業開始時・更新時（許可・許可の有効期間の更新の申請）

都市部及び地方の労働局の選出の上、毎年5月にサンプル調査を行い、全国事務量時間を推計。

#### (2) 事業報告の提出

都市部及び地方の労働局の選出の上、毎年5月にサンプル調査を行い、全国事務量時間を推計。  
(事業報告の提出期限が毎年4月30日であることから、期日翌月にサンプル調査を行い、6月末までに取りまとめる。)

#### (3) 無料の委託募集開始時

都市部及び地方の労働局の選出の上、毎年5月にサンプル調査を行い、全国事務量時間を推計。

#### (4) 募集報告の提出

都市部及び地方の労働局の選出の上、毎年5月にサンプル調査を行い、全国事務量時間を推計。  
(事業報告の提出期限が毎年4月30日であることから、期日翌月にサンプル調査を行い、6月末までに取りまとめる。)

## II. 労働者派遣事業に関する手続

### 1 手続の概要及び電子化の状況

#### (1) 事業開始時・更新時（許可・許可の有効期間の更新の申請）

##### ① 手続の概要

労働者派遣事業を開始しようとするときは、所定の労働者派遣事業許可申請書及び添付書類（事業計画書、法人に関する書類、代表者・役員に関する書類等）を所管の都道府県労働局を経て厚生労働大臣に提出しなければならない。

許可有効期間満了後に引き続き事業を継続しようとするときは、所定の許可有効期間更新申請書及び添付書類を所管の都道府県労働局を経て厚生労働大臣に提出しなければならない。

##### ② 電子化の状況

e-govによる電子申請が可能。

#### (2) 事業報告の提出

##### ① 手続の概要

派遣元事業主は、所定の様式により事業報告書を作成し、所管の都道府県労働局を経て厚生労働大臣に提出しなければならない。

##### ② 電子化の状況

e-govによる電子申請は不可。

#### (3) 収支決算書の提出

##### ① 手続の概要

派遣元事業主は、所定の様式により収支決算書を作成し、所管の都道府県労働局を経て厚生労働大臣に提出しなければならない。

##### ② 電子化の状況

e-govによる電子申請は不可。

#### (4) 関係派遣先への派遣割合の報告

##### ① 手続の概要

派遣元事業主は、所定の様式により、関係派遣先への派遣割合について、所管の都道府県労働局を経て厚生労働大臣に報告しなければならない。

##### ② 電子化の状況

e-govによる電子申請は不可。

#### (5) 海外派遣の届出

##### ① 手続の概要

派遣元事業主は、派遣労働者を海外に所在する事業所その他の施設において就業させるための労働者派遣をしようとするときは、その旨を所管の都道府県労働局を経て厚生労働大臣に届け出なければならない。

##### ② 電子化の状況

e-govによる電子申請が可能。

#### (6) 事業開始後の変更届・許可証の書き換え

##### ① 手続の概要

派遣元事業主は、氏名等に変更があった場合には遅滞なく、その旨を所管の都道府県労働局を経て厚生労働大臣に届け出るとともに、必要に応じ許可証の書き換えの申請を行わなければならない。

##### ② 電子化の状況

e-govによる電子申請が可能。

## (7) 事業の廃止の届出

### ① 手続きの概要

派遣元事業主は有効期間内に事業の廃止をしたときは遅滞なく、その旨所管の都道府県労働局を経て厚生労働大臣に届け出なければならない。

### ② 電子化の状況

e-govによる電子申請が可能。

## 2 削減方策（コスト削減の取組内容及びスケジュール）

(1)～(7)トータルで行政手続コスト2割削減を実現する。

### (1) 事業開始時・更新時（許可・許可の有効期間の更新の申請。）

- ・オンラインまたは郵送申請率を0%から20%へ向上（更新申請のみ） 作業時間10%削減  
添付書類が比較的少なく、労働局との事前相談等が事業開始時に比べて少ないと思われる許可更新について、遠隔地事業所に対して、オンライン等による非来局型申請を勧奨する。
- ・登記事項証明書の添付省略 許可時作業時間4%削減 更新時作業時間1%削減  
※「登記・法人設立等関係手続の簡素化・迅速化に向けたアクションプラン」（平成28年10月CIO連絡会議決定）により、平成32年度実施に向けて各省庁で検討を進めているところであるため、当該項目の取組期間は5年となる。

### (2) 事業報告の提出

- ・オンラインまたは郵送申請率を0%から20%へ向上 作業時間20%削減  
遠隔地事業所に対して、オンライン等による非来局型申請を勧奨する。

### (3) 収支決算書の提出

- ・オンラインまたは郵送申請率を0%から20%へ向上 作業時間20%削減  
遠隔地事業所に対して、オンライン等による非来局型申請を勧奨する。

### (4) 関係派遣先への派遣割合の報告

- ・オンラインまたは郵送申請率を0%から20%へ向上 作業時間20%削減  
遠隔地事業所に対して、オンライン等による非来局型申請を勧奨する。

### (5) 海外派遣の届出

- ・オンラインまたは郵送申請率を0.001%から20%へ向上 作業時間30%削減  
遠隔地事業所に対して、オンライン等による非来局型申請を勧奨する。

### (6) 事業開始後の変更届・許可証の書き換え

- ・オンラインまたは郵送申請率を0.001%から20%へ向上 作業時間10%削減

遠隔地事業所に対して、オンライン等による非来局型申請を勧奨する。される。

- ・登記事項証明書の添付省略 作業時間2%削減

※「登記・法人設立等関係手続の簡素化・迅速化に向けたアクションプラン」（平成28年10月CIO連絡会議決定）により、平成32年度実施に向けて各省庁で検討を進めているところであるため、当該項目の取組期間は5年となる。

## (7) 事業の廃止の届出

- ・オンラインまたは郵送申請率を0%から20%へ向上 作業時間30%削減  
遠隔地事業所に対して、オンライン等による非来局型申請を勧奨する。

## 3 コスト計測

### 1. 選定理由

#### (1) 事業開始後の変更届・許可証の書き換え

当該手続は、事業内容に変更等があれば手続を行う必要があり、1事業主において複数回手続を行わなければならない場合もあるため、オンライン化等により手続の効率化を図ることで一定程度のコストの削減が見込まれると考えるため。

#### (2) 事業報告の提出

当該手続は、現在オンライン申請ができない手続であるが、入力作業が多いこと、来局のための移動時間が手続に要する時間の中で占める割合が高いことから、オンライン申請が可能となれば、一定程度のコスト削減が見込まれると考えるため。

### 2. コスト計測の方法及び時期

#### (1) 事業開始後の変更届・許可証の書き換え

都市部及び地方の労働局の選出の上、毎年5月にサンプル調査を行い、全国事務量時間を推計。

#### (2) 事業報告の提出

都市部及び地方の労働局の選出の上、毎年6月にサンプル調査を行い、全国事務量時間を推計。  
（事業報告の提出期限が毎年6月30日までとなっているため、期日翌月にサンプル調査を行い、8月末までに取りまとめる。）

## Ⅲ. 港湾労働法に係る届出等

### 1 手続きの概要及び電子化の状況

#### (1) 港湾労働者の雇用の届出

##### ① 手続きの概要

事業主は、日々又は2月以内の期間雇用を除き、その雇用する労働者を港湾運送の業務に従事

させようとするときは、所定の事項を公共職業安定所長に届け出なければならない。

② 電子化の状況

本手続きは、電子申請を行うことができる。

(2) 公共職業安定所の紹介を受けない日雇労働者の雇用の届出

① 手続の概要

事業主は、公共職業安定所の紹介を受けないで港湾運送業務に従事する日雇労働者を雇い入れようとするときは、その旨を公共職業安定所長に届け出なければならない。

② 電子化の状況

本手続きは、電子申請を行うことができる。

(3) 港湾労働者の雇入れ状況等の報告

① 手続の概要

事業主は、港湾労働者の雇入れの状況その他の厚生労働省令で定める事項を、公共職業安定所長に報告しなければならない。

② 電子化の状況

本手続きは、電子申請を行うことができる。

等

(2) 公共職業安定所の紹介を受けない日雇労働者の雇用の届出  
労働局を選出の上、実時間を計測する（原則、6月に計測を実施）

(3) 港湾労働者の雇入れ状況等の報告  
労働局を選出の上、実時間を計測する（原則、7月（報告頻度の見直し後の最初の報告時期となる予定）に計測を実施）

## 2 削減方策（コスト削減の取組内容及びスケジュール）

以下の取組によりトータルで行政手続コスト2割削減を実現する。

(1) 港湾労働者の雇用の届出

オンライン利用の促進、添付書類の省略、様式の見直し等により作業時間を削減

【作業時間 20%削減】

(2) 公共職業安定所の紹介を受けない日雇労働者の雇用の届出

様式の見直し等により作業時間を削減【作業時間 25%削減】

(3) 港湾労働者の雇入れ状況等の報告

オンライン利用の促進、報告頻度の見直し等により作業時間を削減【作業時間 37%削減】

## 3 コスト計測

### 1. 選定理由

以下3手続きが、港湾労働法に基づく手続きのほぼ100%を占めるため。

(1) 港湾労働者の雇用の届出（手続件数：年間3,000件程度）

(2) 公共職業安定所の紹介を受けない日雇労働者の雇用の届出（手続件数：年間45,000件程度）

(3) 港湾労働者の雇入れ状況等の報告（手続件数：年間10,000件程度）

### 2. コスト計測の方法及び時期

(1) 港湾労働者の雇用の届出

労働局を選出の上、実時間を計測する（原則、6月に計測を実施）

## 「行政手続コスト」削減のための基本計画

省庁名	厚生労働省
重点分野名	営業の許可・認可に係る手続

局名	職業能力開発局
----	---------

### I. 特定求職者に対する職業訓練の認定

#### 1 手続の概要及び電子化の状況

##### (1) 手続の概要

特定求職者に対する職業訓練の認定に関する手続（以下、「認定手続」という。）の事務については、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下、「機構」とする。）において実施することとしており、「申請に当たっての留意事項」として手続き方法や認定の基準をホームページ上に公開している。現在、認定手続にあたっては、各種様式・添付書類を提出することとしており、あらかじめ定めた認定単位期間ごとに機構各都道府県支部（以下、「機構支部」とする。）で、申請受付期間を設け、申請の募集および認定を行っている。また、認定にあたっては、認定基準を満たすものうち、各都道府県労働局で定めた訓練実施計画（以下、「計画」とする。）の定員の範囲内で、相対的に得点の高いものから認定を行うため、申請の審査結果については、各認定単位期間で認定日を一律に定め、通知しているところである。

##### (2) 電子化の状況

当該認定手続においては、機構支部に来所又は郵送により提出することとしており、電子手続は実施していないが「申請に当たっての留意事項」や様式は電子配信としていること。

#### 2 削減方策（コスト削減の取組内容及びスケジュール）

現在、後述のコスト計測方法で算出した職業訓練の認定に要する平均日数（暦日）は28.0日である。これは、認定手続に必要な提出書類については、「申請に当たっての留意事項」に記入例などを掲載しているところであるが、記載漏れや不備なども多く、窓口での相談・照会に占める時間が相当数生じていることに加え、申請内容の修正・補正に時間を要していることに起因する。よって申請書類の記載内容の簡素化等を図ることで認定審査時間の削減を図り、訓練実施機関による申請の審査に要する平均日数について、平成29年度に計測する行政手続コストから20%の削減（平成28年度実績値では5.6日に相当）を目指す。

#### 3 コスト計測

##### 1. 選定理由

本計画作成に係る事項は認定に係る手続のみが対象であること。

##### 2. コスト計測の方法及び時期

##### (1) コスト計測の方法

認定手続において、最も時間を占める申請締切日から、認定日までの期間を今回のコスト計測

時間の対象とする。なお、機構による認定審査は前述の計画に基づき、都道府県別に実施しており認定単位期間（毎月・四半期）が認定単位ごとに異なるが、いずれも以下により、第4四半期開講コース（3か月分）の認定に係るコスト計測を実施すること。

○手続コスト（認定単位期間：毎月・四半期）

第4四半期開講コースの認定に要した認定単位あたりの平均所要日数（「申請締切日」から「認定日」までの日数）

※毎月認定をしている地域については、3ヶ月分の実績で計算

##### (2) コスト計測の時期

1年で最も認定申請の多い、第4四半期開講コースに係る認定手続を対象とする。

「行政手続コスト」削減のための基本計画

省庁名	厚生労働省
重点分野名	営業の許可・認可に係る手続

局名	雇用均等・児童家庭局
----	------------

I. 放課後児童健全育成事業の届出に関する手続

**1 手続の概要及び電子化の状況**

(1) 事業開始時

① 手続の概要

国、都道府県及び市町村以外の者は、放課後児童健全育成事業を行うときは、あらかじめ、市町村長に届け出る必要がある。

② 電子化の状況

特になし（地方公共団体毎にそれぞれで対応している。）

(2) 事業変更時

① 手続の概要

国、都道府県及び市町村以外の者は、届け出た事項に変更を生じたときは、変更の日から一月以内に、その旨を市町村長に届け出なければならない。

② 電子化の状況

特になし（地方公共団体毎にそれぞれで対応している。）

(3) 事業廃止時

① 手続の概要

国、都道府県及び市町村以外の者は、放課後児童健全育成事業を廃止し、又は休止しようとするときは、あらかじめ、市町村長に届け出なければならない。

② 電子化の状況

特になし（地方公共団体毎にそれぞれで対応している。）

**2 削減方策（コスト削減の取組内容及びスケジュール）**

※（１）～（３）について同じ

自治体に対して、様式をインターネットで入手できるようにすることや郵送等で申請を受け付ける等の削減方策をとるように促していく。削減効果は２％の見通しである。

※地方公共団体の理解・協力が必要な取組である。

**3 コスト計測**

※（１）～（３）について同じ

1. 選定理由

雇用均等・児童家庭局関係の「営業の許可・認可に係る手続」において、上記手続件数が全体件数の約９割の内数となっているため。

2. コスト計測の方法及び時期

今後、放課後児童クラブの新規申請が増えると考えられる年度末を中心に自治体へのヒアリングにより、作業時間の初回計測を行う予定である。

## Ⅱ. 委託状況届

### 1 手続の概要及び電子化の状況

#### ① 手続の概要

委託者は、家内労働法における委託者となった場合には遅滞なく、それ以後は毎年4月1日現在の状況について4月30日までに、委託業務の内容、家内労働者数などを記入した委託状況届を労働基準監督署に提出しなければならない。

#### ② 電子化の状況

e-Gov（電子政府の総合窓口）を通じたオンライン電子申請による届出が可能となっている。

### 2 削減方策（コスト削減の取組内容及びスケジュール）

委託者に対し、平成29年度に、委託状況届はオンライン電子申請が可能であることや、電子申請の方法を盛り込んだ広報資料を作成するとともに厚労省HP（届出様式の記載例、内容に関するQ&A等）等を通じて、オンライン電子申請を促すことにより、行政手続きコストの20%削減を図る。

（参考）オンラインでの届出が進まない主な理由として考えられるもの。  
（都道府県労働局が3つまで回答。平成29年6月調査）

ア 電子申請ができることを知らない	38.7%
イ 手間がかかる（イメージ含む）	25.5%
ウ 方法がわからない	23.6%
エ 委託状況届の書き方の相談が必要	0.0%
オ セキュリティが不安	0.9%
カ パソコンを使用していない	2.8%
キ その他	8.5%

### 3 コスト計測

#### 1. 選定理由

・委託状況届は、全ての委託者に対し、法律上、提出が義務付けられているものであり、届出件数が毎年約7,000件と比較的多いものであるため。

#### 2. コスト計測の方法及び時期

##### 1 当該手続に係る行政手続きコスト（事業者の作業時間）

委託者等にヒアリングを実施した結果を踏まえた行政手続きコストは以下の通り。

##### （1）委託状況届の作成にかかるコスト（書類の作成とその準備）

約0.2時間／1枚

##### （2）委託状況届の提出にかかるコスト（監督署までの往復の移動時間及び窓口待ち時間・対面時間）

約2.5時間／1枚

##### 2 コスト計測の時期

平成30年度以降のコスト計測時期：毎年6月末（委託状況届の提出時期を踏まえて決定）

## Ⅲ. 保育所等の設置認可等に関する手続

### 1 手続の概要及び電子化の状況

#### （1）保育所等の認可申請

##### ① 手続の概要

民間事業者が、保育所を設置する際には都道府県知事（指定都市又は中核市にあっては当該市の長）の認可を得ることとなっており、また、家庭的保育事業等（家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、居宅訪問型保育事業をいう。以下同じ。）を行う際には市町村長の認可を得ることとなっている。

名称、種類、位置、建物の規模・構造等の厚生労働省令で定める事項のほか、必要な書類は認可主体である各自治体で判断している。

##### ② 電子化の状況

電子化が行われている事例は承知していない。

#### （2）保育所等の廃止の承認の申請

##### ① 手続の概要

民間事業者が、保育所を廃止（休止を含む。以下同じ。）する際には都道府県知事の承認を得ることとなっており、また、家庭的保育事業等を廃止する際には市町村長の承認を得ることとなっている。

廃止の理由や現に保育を受けている児童に対する措置等の厚生労働省令で定める事項のほか、必要な書類は認可主体である各自治体で判断している。

##### ② 電子化の状況

電子化が行われている事例は承知していない。

#### （3）認可外保育施設の設置等の届出

##### ① 手続きの概要

民間事業者が、認可外保育施設を設置する際には都道府県知事（指定都市又は中核市にあっては当該市の長）に届け出ることとなっている。また、当該施設を廃止する際にもその旨を都道府県知事に届け出ることとなっている。

設置する場合には、施設の名称及び所在地、建物その他の設備の規模・構造等の法令で定める事項を届け出なければならない。一方、廃止する場合には、廃止の理由の通知で定める事項を届け出なければならない。また、設置又は廃止若しくは休止の際に提出する様式は厚生労働省が通知で示している。

##### ② 電子化の状況

電子化が行われている事例は承知していない。

## 2 削減方策（コスト削減の取組内容及びスケジュール）

### （1）保育所等の認可申請

- ・郵送・メール等での申請の推進
- ・申請様式の標準的様式の作成・周知

以上の削減方策による削減効果は約 22%の見通しである。

政府としては、コスト削減のために、自治体の理解を得ながら、郵送・メール等での申請を推進するとともに、申請様式の標準的様式を示し、その活用を促す。

申請の方法や様式は各自治体が独自に条例施行規則等で定めているため。郵送・メール等での申請や様式の統一に当たっては、

- ・今年度中に国として指針を示したのち、
- ・平成 30 年度中に各自治体での検討、施行規則の改正等を行い、
- ・平成 31 年度中にコスト削減後の申請を受け付ける

こととなる。また、適切にコスト計測を行うためには、自治体担当者・保育事業者が変更後の手続に習熟し、十分な件数が処理されることが必要であるため、コスト計測は平成 32 年度に行う。

### （2）保育所等の廃止の承認の申請

- ・郵送・メール等での申請等の推進
- ・申請様式の標準的様式の作成・周知

政府としては、コスト削減のために、自治体の理解を得ながら、郵送・メール等での申請を推進するとともに、申請様式の標準的様式を示し、その活用を促す。

申請の方法や様式は各自治体が独自に条例施行規則等で定めているため。郵送・メール等での申請推進や様式の統一に当たっては、

- ・今年度中に国として指針を示したのち、
- ・平成 30 年度中に各自治体での検討、施行規則の改正等を行い、
- ・平成 31 年度中にコスト削減後の申請を受け付ける

こととなる。また、適切にコスト計測を行うためには、自治体担当者・保育事業者が変更後の手続に習熟し、十分な件数が処理されることが必要であるため、コスト計測は平成 32 年度に行う。

### （3）認可外保育施設の設置等の届出

- ・郵送・メール等での申請等の推進

政府としてはコスト削減のために、自治体の理解を得ながら、郵送・メール等での申請を推進する（標準的様式は既に示している。）。

申請の方法は各自治体が独自に条例施行規則等で定めているため。郵送・メール等での申請に当たっては、

- ・今年度中に国として指針を示したのち、
- ・平成 30 年度中に各自治体での検討、施行規則の改正等を行い、
- ・平成 31 年度中にコスト削減後の申請を受け付ける

こととなる。また、適切にコスト計測を行うためには、自治体担当者・保育事業者が変更後の手続に習熟し、十分な件数が処理されることが必要であるため、コスト計測は平成 32 年度に行う。

## 3 コスト計測

### 1. 選定理由

保育所等の認可申請

件数の多さに加えて、保育の受け皿拡大という政策目標の達成に向けて、手続コストを削減する必要性が特に高いと考えられるため。

### 2. コスト計測の方法及び時期

- 現状のコスト（待機児童が発生している複数自治体と大手保育事業者に対して平成 29 年 6 月時点でヒアリングした結果を基に標準モデルとして作成）

- ①申請書類作成時間・・・約 2400 分（1 週間程度）
- ②自治体への書類提出（移動時間・待ち時間等）・・・約 200 分

- 取り組みの計測方法・時期

- ①測定方法  
上記の標準モデル作成に当たってヒアリングを行った自治体等に対して、手続に要する時間をヒアリングする。
- ②測定時期  
時期は、認可申請が特に多い平成 32 年 12 月～平成 33 年 3 月中を想定

省庁名	厚生労働省
重点分野名	営業の許可・認可に係る手続

局名	社会・援護局
----	--------

I. 生活保護法に関する手続

1 手続の概要及び電子化の状況

(1) 指定の申請

① 手続の概要

生活保護法における指定を受けようとする各機関の開設者もしくは施術者は、生活保護法施行規則に定められている書類を都道府県知事（政令市及び中核市の長も含む。以下同じ。）に申請する。（保護課長通知において申請書様式を示している。）

② 電子化の状況

各自治体は申請書等に法人印等の押印を求めていることから、電子化は行われていない。

(2) 指定後の更新

① 手続の概要

指定医療機関は、6年ごとに更新を受けなければ効力を失うので、更新を受けようとする医療機関の開設者は、生活保護法施行規則に定められている書類を都道府県知事に申請する。（保護課長通知において申請書様式を示している。）

② 電子化の状況

各自治体は申請書等に法人印等の押印を求めていることから、電子化は行われていない。

(3) 指定後の変更

① 手続の概要

指定を受けた各機関は、その名称や住所等に変更があった場合、又は事業を廃止、休止及び再開した場合は、生活保護法施行規則に定められている書類を都道府県知事に申請する。

② 電子化の状況

各自治体は申請書等に法人印等の押印を求めていることから、電子化は行われていない。

(4) 指定の辞退

① 手続の概要

指定を受けた各機関は、その指定を辞退することができ、その旨を記載した届書を都道府県知事に提出する。

② 電子化の状況

各自治体は申請書等に法人印等の押印を求めていることから、電子化は行われていない。

(5) 指定介護機関の指定を不要とする別段の申出

① 手続の概要

介護機関においては、その種類に応じ介護保険法の指定又は許可があったときは、同時に生活保護法上の指定を受けたものとみなされる。ただし、あらかじめ別段の申出をしたときはこの限りではないとされており、この申出は、生活保護法施行規則に定められている書類を都道府県知事に提出することとされている。

② 電子化の状況

各自治体は申請書等に法人印等の押印を求めていることから、電子化は行われていない。

2 削減方策（コスト削減の取組内容及びスケジュール）

指定医療機関である事業者及び指定権者である都道府県等へのヒアリングを実施した結果、指定及び更新に係る申請書様式が簡素であることから、特段負担となっている手続はなく、また、返戻による補正もほとんどないとの回答が得られた。

したがって、可能な限り指定及び更新に係る申請書様式の記載項目を見直し、申請書作成時間の削減を図ることとする。また、その他の手続については、指定を行うこととされている地方公共団体において、行政手続簡素化の観点から各種様式を見直すよう周知を行う。

(1) 指定の申請

記載事項の見直し 書類作成時間 35%削減

(2) 指定後の更新

記載事項の見直し 書類作成時間 33%削減

3 コスト計測

1. 選定理由

生活保護法に基づく指定医療機関等に関する手続のうち、「指定の申請」及び「指定の更新」に係る手続件数が多いため。

なお、その他の手続については国として様式を定めておらず、各自治体において各種の様式が異なることから、コスト計測は困難である。

2. コスト計測の方法及び時期

事業者へのヒアリングにより、申請書類の作成について平成29年6月にコスト計測を実施済み。次年度以降については、7月頃に実施予定。

書類の作成に係るコスト（記載事項別）

記載事項	所要時間
病院若しくは診療所又は薬局の名称及び所在地	5分
病院若しくは診療所又は薬局の開設者の氏名、生年月日、住所及び職名または名称	
病院若しくは診療所又は薬局の管理者の氏名、生年月日及び住所	
診療科名	1分
病床数	
保険医療機関である旨及びその有効期間	2分
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による指定の有無及びその指定日	2分
生活保護法第49条の3第4項において規定する診療所又は薬局の該当の有無	1分
その医師等の氏名	3分
（更新時のみ）現に受けている生活保護法による指定の有効期間の満了日	1分
署名	3分
計	17分（指定） 18分（更新）



## Ⅱ. 社会福祉士及び介護福祉士法に関する手続

### 1 手続の概要及び電子化の状況

#### (1) 喀痰吸引等事業者の登録

##### ① 手続の概要

自らの事業又はその一環として、喀痰吸引等（介護福祉士が行うものに限る。）の業務を行うものとする者は、その事業所ごとに、都道府県知事の登録を受けなければならない。

##### ② 電子化の状況

都道府県の裁量により手続の電子化が可能であるため不明。

#### (2) 喀痰吸引等事業者の名称等の変更の届出

##### ① 手続の概要

喀痰吸引等事業者の登録を受けた者は、名称等を変更しようとするとき及び変更があったときは、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

##### ② 電子化の状況

都道府県の裁量により手続の電子化が可能であるため不明。

#### (3) 登録特定行為事業者の登録

##### ① 手続の概要

自らの事業又はその一環として、特定行為（認定特定行為業務従事者が行うものに限る。）の業務を行うものとする者は、その事業所ごとに、都道府県知事の登録を受けなければならない。

##### ② 電子化の状況

都道府県の裁量により手続の電子化が可能であるため不明。

#### (4) 登録特定行為事業者の名称等の変更の届出

##### ① 手続の概要

登録特定行為事業者は、名称等を変更しようとするとき及び変更があったときは、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

##### ② 電子化の状況

都道府県の裁量により手続の電子化が可能であるため不明。

#### (5) 登録特定行為事業者の喀痰吸引等業務を行わなくなったときの届出

##### ① 手続の概要

登録特定行為事業者は、喀痰吸引等業務を行う必要がなくなったときは、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

##### ② 電子化の状況

都道府県の裁量により手続の電子化が可能であるため不明。

#### (2) 喀痰吸引等事業者の名称等の変更の届出（※2）

1件あたり 40分 × 届出件数 282件 = 11,280分

#### (3) 登録特定行為事業者の登録（※3）

1件あたり 290分 × 登録件数 2,161件 = 626,690分

#### (4) 登録特定行為事業者の名称等の変更の届出（※3）

1件あたり 50分 × 届出件数 6,242件 = 312,100分

#### (5) 登録特定行為事業者の喀痰吸引等業務を行わなくなったときの届出（※3）

1件あたり 20分 × 届出件数 211件 = 4,220分

※1 調査対象：平成28年度に登録実績のあった5都道府県

※2 調査対象：平成28年度に登録実績のあった3都道府県

※3 調査対象：平成28年度に登録実績のあった都道府県のうち手続件数が多かった10都道府県

### 2 削減方策（コスト削減の取組内容及びスケジュール）

上記の手続について、法令で定められた書類以上のものを求めることをしていないかなどを踏まえてサンプル調査（調査対象は「3 コスト計測」に記載）を実施した。その結果、法令で定められた書類以外のものを求めている例はほぼなかったが、書類の提出方法を郵送にするよう徹底した場合、12%の削減効果が見込まれた。

この結果を踏まえ削減を図る。

### 3 コスト計測

#### 1. 選定理由

社会福祉士及び介護福祉士法に関する主要な手続であるため。

#### 2. コスト計測の方法及び時期

サンプル調査対象の都道府県における事業者へのヒアリングにより、各手続における1件あたりの平均作業時間を算出。

#### (1) 喀痰吸引等事業者の登録（※1）

1件あたり 295分 × 登録件数 124件 = 36,580分

「行政手続コスト」削減のための基本計画

省庁名	厚生労働省
重点分野名	営業の許可・認可に係る手続

局名	障害保健福祉部
----	---------

I. 障害福祉サービス等事業者等に関する手続

1 手続の概要及び電子化の状況

- (1) 障害福祉サービス等事業者の新規開始
  - ① 手続の概要  
障害福祉サービス等事業を行う者の申請により、障害福祉サービス等の種類等及び障害福祉サービス等事業を行う事業所ごとに届出及び指定申請を行う。
  - ② 電子化の状況  
なし
- (2) 障害福祉サービス等事業者等の変更
  - ① 手続の概要  
障害福祉サービス等事業者は、サービスの量を増加しようとするとき等又は名称及び所在地等に変更があった際には、その旨の申請又は届出を行う。
  - ② 電子化の状況  
なし
- (3) 障害福祉サービス等事業者の指定の更新
  - ① 手続の概要  
障害福祉サービス等事業者の指定は、六年ごとにそれらの更新を受けなければ、その期間の経過によって、それらの効力を失う。
  - ② 電子化の状況  
なし
- (4) 障害福祉サービス等事業者の廃止
  - ① 手続の概要  
指定障害福祉サービス等事業者又は、当該指定障害福祉サービスの事業を廃止しようとするときは、その廃止の一月前までに、その旨を届け出なければならない。
  - ② 電子化の状況  
なし
- (5) 障害福祉サービス等事業者の休止
  - ① 手続の概要  
指定障害福祉サービス事業者は、当該指定障害福祉サービスの事業を休止しようとするときは、その休止の一月前までに、その旨を届け出なければならない。
  - ② 電子化の状況  
なし

2 削減策（コスト削減の取組内容及びスケジュール）

- (1) 障害福祉サービス等事業者の新規開始
  - ・添付書類である「利用者の推定数」の提出形式の簡略化
  - ・必要な提出書類の公表の推進
  - ・Eメール等を利用した事前相談の推進
  - ・郵送による書類提出の原則化

以上の削減策による削減効果は25%の見通しである。
- (2) 障害福祉サービス等事業者の変更
  - ・Eメール等を利用した事前相談の推進
  - ・郵送による書類提出の原則化

以上の削減策による削減効果は36%の見通しである。

- (3) 障害福祉サービス等事業者等の指定の更新
  - ・必要な提出書類の公表の推進
  - ・Eメール等を利用した事前相談の推進
  - ・郵送による書類提出の原則化

以上の削減策による削減効果は28%の見通しである。
- (4) 障害福祉サービス等事業者の廃止
  - ・郵送による書類提出の原則化 作業時間 20%削減
- (5) 障害福祉サービス等事業者の休止
  - ・郵送による書類提出の原則化 作業時間 20%削減

※ いずれの取組についても、自治体の理解・協力が必要であり、平成29年度中にその取組を事務連絡等により促進し、平成31年度末までにその徹底を図る。

3 コスト計測

1. 選定理由

- (1) 障害福祉サービス等事業者の新規開始
  - (2) 障害福祉サービス等事業者の変更
  - (3) 障害福祉サービス等事業者等の指定の更新
- 上記3つの手続条件数の合計が、障害福祉サービス等事業者等に関する手続件数全体のうち9割を超えており、これらの削減策を検討することで、実効性のある計画実行に寄与すると考えられることから。

2. コスト計測の方法及び時期

- (1) 障害福祉サービス等事業者の新規開始

①コスト計測の方法

事業者へのヒアリングの結果、以下の標準的なモデルケースを設定。

- |                               |   |           |
|-------------------------------|---|-----------|
| I 書類作成に要する時間 2,040分           | } | 合計:2,400分 |
| II 決定までに3回訪問するのに要する時間(※) 360分 |   |           |
- ※(1回の訪問時間) = (往復の移動時間) + (待ち時間) + (対面時間) = 120分として計算  
このうち、

Iについて、

- ・法令に規定された添付書類である「利用者の推定数」について、自治体において個別対象者名簿等の提出が求められており、事業者の負担が過大になっている現状を改善するため、当該添付書類の提出形式を簡略化する。
- ・各自治体において必要な提出書類等について、担当者間でその見解が相違している現状を改善するため、これを公表することを推進する。
- ・事業者と自治体間の法解釈等が異なり、提出書類の出し直し等が発生しているという現状を改善するため、Eメール等を利用した事前相談を推進する。

IIについて、

- ・事業者の自治体への訪問回数が過大になっているという現状を改善するため、Iの取組を行うこととEメール等や郵送による手続を増やす。

- (2) 時期：取組の起算点（開始時期）はヒアリングを行った平成29年6月とし、次年度以降については申請件数が年間で最も多い4月を想定。

- (2) 障害福祉サービス等事業者の変更

①コスト計測の方法

事業者へのヒアリングの結果、以下の標準的なモデルケースを設定。

- |                               |   |         |
|-------------------------------|---|---------|
| I 書類作成に要する時間 180分             | } | 合計:420分 |
| II 決定までに2回訪問するのに要する時間(※) 240分 |   |         |
- ※(1回の訪問時間) = (往復の移動時間) + (待ち時間) + (対面時間) = 120分として計算  
このうち、

Iについて、  
 ・ 事業者と自治体間の法解釈等が異なり、提出書類の出し直し等が発生しているという現状を改善するため、Eメール等を利用した事前相談を推進する。

IIについて、  
 ・ 事業者の自治体への訪問回数が過大になっているという現状を改善するため、郵送による書類提出の原則化する。

②時期：取組の起算点（開始時期）はヒアリングを行った平成29年6月とし、次年度以降については申請件数が年間で最も多い4月を想定。

(3) 障害福祉サービス等事業者等の指定の更新

①コスト計測の方法

事業者へのヒアリングの結果、以下の標準的なモデルケースを設定。

I 書類作成に要する時間 480分

II 決定までに2回訪問するのに要する時間（※）240分

合計：720分

※（1回の訪問時間）＝（往復の移動時間）＋（待ち時間）＋（対面時間）＝120分として計算

このうち、

Iについて、

- ・ 各自治体において必要な提出書類等について、担当者間でその見解が相違している現状を改善するため、これを公表することを推進する。
- ・ 事業者と自治体間の法解釈等が異なり、提出書類の出し直し等が発生しているという現状を改善するため、Eメール等を利用した事前相談を推進する

IIについて、

- ・ 事業者の自治体への訪問回数が過大になっているという現状を改善するため、Iの取組みを行うこととEメール等や郵送による手続を増やす。

②時期：取組の起算点（開始時期）はヒアリングを行った平成29年6月とし、次年度以降については申請件数が年間で最も多い4月を想定。

II. 指定自立支援医療機関に関する手続

1 手続の概要及び電子化の状況

(1) 指定自立支援医療機関の指定申請

① 手続の概要

指定自立支援医療機関の指定を、自立支援医療を行う者の申請により、自立支援医療の種類及び自立支援医療を行う医療機関ごとに行う。

② 電子化の状況

なし。

(2) 指定自立支援医療機関の変更届出

① 手続の概要

指定自立支援医療機関は、当該指定に係る医療機関の名称等に変更があったときはその旨を都道府県知事に届け出なければならない。

② 電子化の状況

なし。

(3) 指定自立支援医療機関の指定の更新申請

① 手続の概要

指定自立支援医療機関の指定は、六年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

② 電子化の状況

なし。

(4) 指定自立支援医療機関の指定の辞退

① 手続の概要

指定自立支援医療機関は、一月以上の予告期間を設けて、その指定を辞退することができる。

② 電子化の状況

なし。

2 削減方策（コスト削減の取組内容及びスケジュール）

(1) 指定自立支援医療機関の指定申請

- ・ 申請書等の記載方法や記載内容の明確化

作業時間 20%削減

(2) 指定自立支援医療機関の変更届出

- ・ 申請書等の記載方法や記載内容の明確化

作業時間 25%削減

(3) 指定自立支援医療機関の指定の更新申請

- ・ 申請書等の記載方法や記載内容の明確化

作業時間 20%削減

(4) 指定自立支援医療機関の指定の辞退

- ・ 辞退届の記載方法や記載内容の明確化

作業時間 20%削減

※ 平成29年度中に各地方自治体に対して、申請書等の記載方法や記載内容について明確にしたもの（記載例等）を配布し、ホームページ等で周知してもらう。

3 コスト計測

1. 選定理由

(1) 指定自立支援医療機関の指定申請

(2) 指定自立支援医療機関の変更届出

(3) 指定自立支援医療機関の指定の更新申請

上記3つの手続き件数の合計が、指定自立支援医療機関の指定に関する手続件数全体のうち9割を超えており、これらの削減方策を検討することで、実効性のある計画実行に寄与すると考えられることから。

2. コスト計測の方法及び時期

(1) 指定自立支援医療機関の指定申請

### ①コスト計測の方法

医療機関へのヒアリングの結果、以下の標準的な作業時間を設定。

○書類作成に要する時間 300分（うち事前準備150分）

- ・申請書等の記載要領（主に医師の経歴書）について、わかりにくく、自治体への問い合わせや提出後の修正が必要になるという現状を改善するため、記載要領に対応した記載例等を医療機関に配布する。

削減率：60分/300分=20%

②時期：取組の起算点（開始時期）はヒアリングを行った平成29年6月とし、次年度以降については申請件数が年間で最も多い4月を想定。

### (2) 指定自立支援医療機関の変更届出

#### ①コスト計測の方法

医療機関へのヒアリングの結果、以下の標準的な作業時間を設定。

○書類作成に要する時間 120分（うち事前準備60分）

- ・申請書等の記載要領（主に医師の経歴書）について、わかりにくく、自治体への問い合わせや提出後の修正が必要になるという現状を改善するため、記載要領に対応した記載例等を医療機関に配布する。

削減率：30分/120分=25%

②時期：取組の起算点（開始時期）はヒアリングを行った平成29年6月とし、次年度以降については申請件数が年間で最も多い4月を想定。

### (3) 指定自立支援医療機関の指定の更新申請

#### ①コスト計測の方法

医療機関へのヒアリングの結果、以下の標準的な作業時間を設定。

○書類作成に要する時間 150分（うち事前準備60分）

- ・申請書等の記載要領（主に医師の経歴書）について、わかりにくく、自治体への問い合わせや提出後の修正が必要になるという現状を改善するため、記載要領に対応した記載例等を医療機関に配布する。

削減率：30分/150分=20%

②時期：取組の起算点（開始時期）はヒアリングを行った平成29年6月とし、次年度以降については申請件数が年間で最も多い4月を想定。

## Ⅲ. 指定障害福祉サービス事業者等の業務管理体制の整備に関する事項の届出等

### 1 手続の概要及び電子化の状況

#### ① 手続の概要

##### (1) 業務管理体制の整備に関する事項の届出時

指定障害福祉サービス事業者等は、事業を開始するにあたってその旨を厚生労働大臣、都道府県知事、指定都市の長又は市町村長（以下、「厚生労働大臣等」という）に届け出なければならない。また、法令遵守の義務の履行を確保するため、業務管理体制の整備を義務付けることにより、不正行為を未然に防止するとともに、事業運営の適正化を図る。

指定障害福祉サービス事業者等は、次に掲げる区分に応じ、業務管理体制の整備に関する事項を届け出なければならない。（障害者総合支援法第51条の2第2項）、（障害者総合支援法第51条の31第2項）（児童福祉法第21条の5の25第2項）、（児童福祉法第24条の19の2第2項）、（児童福祉法第24条の38第2項）

①業所等が2以上の都道府県に所在する事業者・・・厚生労働省

②特定相談支援事業又は障害児相談支援事業のみを行う事業者であって、すべての事業所が同一市町村内に所在する事業者・・・市町村

③すべての事業所等が同一指定都市内に所在する事業者・・・指定都市

④①から③以外の事業者・・・都道府県

##### (2) 業務管理体制の整備に関する事項の変更時

指定障害福祉サービス事業者等は、その届け出た事項に変更があったときは、その旨を当該届出を行った厚生労働大臣等に届け出なければならない。

（障害者総合支援法第51条の2第3項）、（障害者総合支援法第51条の31第3項）、（児童福祉法第21条の5の25第3項）、（児童福祉法第24条の19の2第3項）、（児童福祉法第24条の38第3項）

##### (3) 業務管理体制の整備に関する事項の届出先変更時

指定障害福祉サービス事業者等は、同項各号に掲げる区分の変更により、同項の規定により当該届出を行った厚生労働大臣等以外の厚生労働大臣等に届出を行うときは、その旨を当該届出を行った厚生労働大臣等にも届け出なければならない。（障害者総合支援法第51条の2第4項）、（障害者総合支援法第51条の31第4項）（児童福祉法第21条の5の25第4項）、（児童福祉法第24条の19の2第4項）、（児童福祉法第24条の38第4項）

#### ② 電子化の状況

なし

### 2 削減方策（コスト削減の取組内容及びスケジュール）

#### ○取り組み対象

- (1) 業務管理体制の整備に関する事項の届出時
- (2) 業務管理体制の整備に関する事項の変更時
- (3) 業務管理体制の整備に関する事項の届出先変更時

#### ○削減方策

郵送による手続きの徹底により33%削減

#### ○コスト削減の取り組み時期

上記取り組みの実施については、自治体の理解・協力が不可欠であり、平成29年度中に上記取り組みに関する事務連絡等による周知を行い、平成31年度末までにその徹底を図るものとする。

## 3 コスト計測

### 1. 選定理由

(1) 業務管理体制の整備に関する事項の届出時

(2) 業務管理体制の整備に関する事項の変更時

(3) 業務管理体制の整備に関する事項の届出先変更時

上記3つの手続きが業務管理体制の整備に関する届出書の手続きを以下の削減方策を実施することにより、より効果のある計画実行が行えると考えられるため。

## 2. コストの計測及び時期

コスト計測については、(1) 業務管理体制の整備に関する事項の届出時 (2) 業務管理体制の整備に関する事項の変更時 (3) 業務管理体制の整備に関する事項の届出先変更時のいずれも作成方法、提出方法が同じなので、以下の方法で行う。

### I コスト計測の方法

事業者へのヒアリングの結果、以下の標準的なモデルケースを設定

- ① 作成の際に係るコスト  
30分/枚 × 1 (=30分)
- ② 提出の際に係るコスト (事業所から市役所等)  
60分程度

持参した場合に係る  
総コストは90分

### II 実施時期：取組の起算点 (開始時期) はヒアリングを行った平成 29 年 6 月とし、次年度以降についてはは昨年後に届出のあった事業者数が把握できる 4 月末を想定。

## IV 障害福祉サービス事業等の開始等 (障害者総合支援法第 7 9 条第 1 項第 3 号及び第 4 号に限る。) に関する手続きに関する手続

### 1 手続の概要及び電子化の状況

- (1) 事業の開始の届出
  - ① 手続の概要  
事業者が、移動支援事業及び地域活動支援センターを運営する事業を行うときは、あらかじめ、事業を開始する際に都道府県知事宛に届出を行う。
  - ② 電子化の状況  
なし。
- (2) 事業の開始後の変更届
  - ① 手続の概要  
事業者は、(1)にて届け出た内容に変更が生じた場合は、その旨を都道府県知事に届出を行う。
  - ② 電子化の状況  
なし。
- (3) 事業の廃止又は休止の届
  - ① 手続きの概要  
事業所は、事業を廃止又は休止しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事に届出を行う。
  - ③ 電子化の状況  
なし。

※手続きの手法については、都道府県に委ねられている。

### 2 削減方策 (コスト削減の取組内容及びスケジュール)

- (1) 事業の開始の届出
  - ・加工可能な電子媒体による届出様式の提供を推進
  - ・最終的な提出書類一式のイメージを公表することを推進
  - ・Eメールを利用した事前相談及び不備の修正の推進
  - ・郵送による書類提出の原則化
  - 以上の削減方策による削減効果は 20%の見通しである。
- (2) 事業の変更の届出
  - ・加工可能な電子媒体による届出様式の提供を推進
  - ・最終的な提出書類一式のイメージを公表することを推進
  - ・Eメールを利用した事前相談及び不備の修正の推進
  - ・郵送による書類提出の原則化
  - 以上の削減方策による削減効果は 23%の見通しである。
- (3) 事業の廃止又は休止の届出
  - ・加工可能な電子媒体による届出様式の提供を推進
  - ・最終的な提出書類一式のイメージを公表することを推進
  - ・Eメールを利用した事前相談及び不備の修正の推進
  - ・郵送による書類提出の原則化
  - 以上の削減方策による削減効果は 20%の見通しである。

※いずれの取組についても、自治体の理解・協力が必要であり、平成 29 年度中にその取組を事務連絡等により促進し、平成 31 年度末までにその徹底を図る。また、自治体において好事例があれば、併せて周知、促進する。

### 3 コスト計測

#### 1 選定理由

開始の届出（年間 728 件）、変更の届出（2,535 件）、廃止の届出（217 件）のうち、開始の届出及び変更の届出（計 3,263 件）の削減を計測することで、全手続きの約 94%を占めるため、これらの削減方を検討することで、実効性のある計画が実行できると考える。

#### 2 コスト計測の方法及び時期

##### (1) 事業の開始の届出

###### ① コスト計測の方法

自治体より事業者の状況を確認の結果、以下の標準的なモデルケースを設定。

I 書類作成に要する時間 600 分

II 書類提出及び内容確認のため訪問に要する時間 120 分

720 分

※(1回の訪問時間)=(往復の移動時間)+(待ち時間)+(対面時間)=2時間として計算

各々以下の方法により、コスト計測を図る。

###### I について

ア 都道府県から様式及び記入要領は示されているものの、PDF の提供のため、様式から作成する時間を要しているが、加工可能な電子媒体により提供する。

イ 都道府県から様式及び記入要領は示されているものの、例えば、経歴をどの時点から記載すべきか、という細かい点は示されておらず、小さな問題であっても都道府県へ相談や提出後の差し替えを行っているため、最終的な提出書類一式のイメージを公表することで、記載要領よりも、書類作成開始時から、より都道府県が求める完成形に近い書類の作成を進めることを可能とする。

###### II について

ア 事業者が書類提出のために、都道府県へ訪問し、その場で簡単な確認がされているが、郵送による書類提出とする。

イ 書類提出前後の不備の修正は、Eメールを利用した修正を指示し、郵送による書類の差し替えを行う。

###### ② コスト計測の時期

取組の起算点（開始時期）はヒアリングを行った平成 29 年 6 月とし、次年度以降については手続き件数が年間で最も多い 4 月を想定。

##### (2) 事業の開始後の変更届

###### ① コスト計測の方法

自治体より事業者へヒアリングの結果、以下の標準的なモデルケースを設定。

I 書類作成に要する時間 300 分

II 書類提出及び内容確認のため訪問に要する時間 270 分

390 分

※(1回の訪問時間)=(往復の移動時間)+(待ち時間)+(対面時間)=90分として計算

各々以下の方法により、コスト計測を図る。

###### I について

ア 都道府県から様式及び記入要領は示されているものの、PDF の提供のため、ひな形の作成に時間を要しているが、加工可能な電子媒体により提供する。

イ 都道府県から様式及び記入要領は示されているものの、例えば、経歴をどの時点から記載すべきか、という細かい点は示されておらず、小さな問題であっても都道府県へ相談や提出後の差し替えを行っているため、最終的な提出書類一式のイメージを公表することで、

記載要領よりも、書類作成開始時から、より都道府県が求める完成形に近い書類の作成を進めることが可能とする。

###### II について

ア 事業者が書類提出のために、都道府県へ訪問し、その場で簡単な確認がされているが、郵送による書類提出とする。

イ 書類提出前後の不備の修正は、Eメールを利用した修正を指示し、郵送による書類の差し替えを行う。

###### ② コスト計測の時期

取組の起算点（開始時期）はヒアリングを行った平成 29 年 6 月とし、次年度以降については手続き件数が年間で最も多い 4 月を想定。

## V. 精神障害者の保健及び福祉に関する科目を定める省令に関する手続

### 1 手続の概要及び電子化の状況

#### (1) 実習演習科目の確認

##### ① 手続きの概要

精神障害者の保健及び福祉に関する科目を定める省令（以下「科目省令」という。）第1条に掲げる科目を開設する学校教育法に基づく大学、専修学校又は各種学校（以下「学校等」という。）の設置者は、開設し、又はしようとする実習演習科目について、科目省令第3条第2項に規定する事項について申請をすることにより、その確認を受けることができる。

##### ② 電子化の状況

なし

#### (2) 設置者の氏名等の変更の届出

##### ① 手続きの概要

科目省令第3条第1項の確認を受けた者は、同第3条第2項、第4項に規定する事項に変更があったときは、その日から1月以内に届け出なければならない。

##### ② 電子化の状況

なし

#### (3) 確認の取消し

##### ① 手続きの概要

科目省令第3条第1項の確認を受けた者が当該確認の取消を受けようとするときは、その旨を申請しなければならない。

##### ② 電子化の状況

なし

#### (4) 講習会修了者名簿の提出

##### ① 手続きの概要

科目省令第1条第3項第4号及び同条第8項に規定する講習会を行う者は、当該講習会を行ったときは、遅滞なく、当該講習会の課程を修了した者の氏名、性別並びに当該講習会の受講の開始年月日及び修了年月日を記載した名簿を作成し、提出しなければならない。

##### ② 電子化の状況

なし

### 2 削減方策（コスト削減の取組内容及びスケジュール）

#### (2) 設置者の氏名等の変更の届出

- ・ 必要な提出書類に関するマニュアル等の公表の推進
- ・ E-mail 等を利用した事前相談の推進

合計作業時間 20%削減

- ・ いずれの取組についても、大学等の理解・協力が必要であり、平成29年度中にその取組を事務連絡等により促進し、平成31年度までにその徹底を図る。

### 3 コスト計測

#### 1. 選定理由

#### (2) 設置者の氏名等の変更の届出

上記の手続が、精神障害者の保健及び福祉に関する科目を定める省令に関する手続全体の9割以上を占めており、当該手続の削減方策を検討することで、実効性のある計画実行に寄与すると考えられるため。

## 2. コスト計測の方法及び時期

### (2) 設置者の氏名等の変更の届出

#### ① コスト計測の方法（総件数：337件 28年度実績）

大学等へヒアリングを行い、実習演習科目の確認を受けた大学等における標準的な作業時間を設定。

I 書類作成に要する時間 360分

II 提出してから最終的な受理までの時間

(1) 書類の不備等に係るやりとりのみの場合 120分（上記337件のうち274件）

(2) 書類の不備等に係るやりとり（120分）+本省までの往復時間（180分）+対面時間（60分）=360分（上記337件のうち63件）

上記平成28年度実績を参考に、作業時間を算出。

このうち、

Iについて（書類作成に要する時間×総件数=121,320分）

・ 大学等において、届出に関する必要提出書類等への理解度が異なるため、マニュアル等を示す。

IIについて（（来省前の書類の不備等に係るやりとり 32,880分）+（指導のための本省への来省 22,680分）=合計 55,560分）

・ (1)について

「書類の不備等に係るやりとりのみ」について、マニュアル等を示すことやE-mail等での事前相談を推進することで、約半分の大学等において「書類の不備等に係るやりとり」を不要とすることを目標とする。

・ (2)について

書類の不備が多い大学等については、その要因等の説明をするため、来省する大学等があるが、マニュアル等の提示やE-mail等での事前相談を推進する。

全体の作業時間：121,320分+55,560分=176,880分

②時期：取組の起算点（開始時期）は平成29年6月とし、次年度以降については届出の件数の多い毎年4・5月を想定

「行政手続コスト」削減のための基本計画

省庁名	厚生労働省
重点分野名	営業の許可・認可に係る手続

局名	老健局
----	-----

I. 業務管理体制の整備に関する事項の届出等

**1 手続の概要及び電子化の状況**

(1) 業務管理体制の整備に関する事項の届出

① 手続の概要

法令遵守の義務の履行を確保するため、業務管理体制の整備を義務付けることにより、指定取消事案などの不正行為を未然に防止するとともに、利用者の保護と介護事業運営の適正化を図る。介護サービス事業者は、次の各号に掲げる区分に応じ、(中略)業務管理体制の整備に関する事項を届け出なければならない。(介護保険法第115条の3第2項)

【届出先】

区 分	届出先
1号 2号から5号以外の事業者	都道府県知事
2号 指定事業所が二以上の都道府県に所在し、かつ、二以下の地方厚生局管轄区域に所在する事業者	主たる事務所の所在地の都道府県知事
3号 指定事業所が同一指定都市内にのみ所在する事業者	指定都市の長
4号 地域密着型サービス(予防含む)のみを行う事業者で、指定事業所が同一市町村内にのみ所在する事業者	3号を除く市町村長
5号 指定事業所が三以上の地方厚生局管轄区域に所在する事業者	厚生労働大臣

② 電子化の状況

電子化されている例は承知していない。

(2) 業務管理体制の整備に関する事項の変更の届出

① 手続の概要

介護保険法第115条の3第2項による届出を行った介護サービス事業者は、その届け出た事項に変更があったときは、(中略)その旨を当該届出を行った厚生労働大臣、都道府県知事、指定都市の長又は市町村長(中略)に届け出なければならない。(介護保険法第115条の3第3項)

② 電子化の状況

電子化されている例は承知していない。

(3) 指定事業者の区分の変更の届出

① 手続の概要

介護保険法第115条の3第2項の規定による届出を行った介護サービス事業者は、同項各号に掲げる区分の変更により、同項の規定により当該届出を行った厚生労働大臣等以外の厚生労働大臣等に届出を行うときは、(中略)その旨を当該届出を行った厚生労働大臣等にも届け出なければならない。(介護保険法第115条の3第4項)

② 電子化の状況

電子化されている例は承知していない。

**2 削減方策(コスト削減の取組内容及びスケジュール)**

取組対象

- (1) 業務管理体制の整備に関する事項の届出
- (2) 業務管理体制の整備に関する事項の変更の届出
- (3) 指定事業者の区分の変更の届出

削減方策

届出の郵送化を推進することにより、事業者における作業時間を約20%削減する。

コスト削減の取組時期

上記取組の実施については、自治体の理解・協力も不可欠であり、平成29年度中に上記取組に関する事務連絡等による周知を行い、平成31年度末までにその徹底を図るものとする。

**3 コスト計測**

**1. 選定理由**

(1) 業務管理体制の整備に関する事項の届出

当該手続は新規に介護サービス事業に参入する際に提出を求められるものであり、他の手続と比較して、直接持参されることが多いと推測されることから、当該手続に関する削減方策を検討することにより、計画の効率的かつ効果的な実施に寄与すると考えられるため。

**2. コスト計測の方法及び時期**

(1) 業務管理体制の整備に関する事項の届出

I コスト計測の方法

上記の届出について、現状の手続状況におけるモデルケース及び届出の郵送化を推進した後のモデルケースを設定し、それぞれを比較することにより行う。

現在持参により届出を行っている事業所が郵送に移行することにより、全体として総作業時間を20%削減するもの。

II 実施時期：9月末

9月末に今年度における届出数の半数を把握できるため。



## Ⅱ. 事業所の指定等に関する手続

### 1 手続の概要及び電子化の状況

#### (1) 指定居宅サービス事業者の指定

##### ① 手続の概要

居宅サービス事業を行う者の申請により、居宅サービスの種類及び当該居宅サービス事業の種類に係る居宅サービス事業を行う事業所ごとに都道府県知事が行う。

##### ② 電子化の状況

都道府県等が窓口であり、電子化されていない。

#### (2) 地域密着型サービス事業者の指定

##### ① 手続の概要

地域密着型サービス事業を行う者の申請により、地域密着型サービスの種類及び当該地域密着型サービス事業の種類に係る地域密着型サービス事業を行う事業所ごとに市町村長が行う。

##### ② 電子化の状況

市町村が窓口であり、電子化されていない。

#### (3) 指定居宅介護支援事業者の指定

##### ① 手続の概要

居宅介護支援事業を行う者の申請により、居宅介護支援事業を行う事業ごとに都道府県知事が行う。

##### ② 電子化の状況

都道府県等が窓口であり、電子化されていない。

#### (4) 指定介護老人福祉施設の指定

##### ① 手続の概要

特別養護老人ホームのうち、その入所定員が三十人以上であって都道府県の条例で定める数であるものの開設者の申請があったものについて都道府県知事が行う。

##### ② 電子化の状況

都道府県等が窓口であり、電子化されていない。

#### (5) 指定介護予防サービス事業者の指定

##### ① 手続の概要

指定介護予防サービス事業を行う者の申請により、指定介護予防サービスの種類及び当該指定介護予防サービス事業の種類に係る指定介護予防サービスを行う事業所ごとに都道府県知事が行う。

##### ② 電子化の状況

都道府県等が窓口であり、電子化されていない。

#### (6) 指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定

##### ① 手続の概要

地域密着型介護予防サービス事業を行う者の申請により、地域密着型介護予防サービスの種類及び当該地域密着型介護予防サービス事業の種類に係る地域密着型介護予防サービス事業を行う事業所ごとに市町村長が行う。

##### ② 電子化の状況

市町村が窓口であり、電子化されていない。

#### (7) 指定介護予防支援事業者の指定

##### ① 手続の概要

地域包括支援センターの設置者の申請により、介護予防支援事業を行う事業所ごとに市町村長が行う。

##### ② 電子化の状況

市町村が窓口であり、電子化されていない。

#### (8) 介護老人保健施設の開設の許可

##### ① 手続の概要

介護老人保健施設を開設しようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。

##### ② 電子化の状況

都道府県等が窓口であり、電子化されていない。

#### (9) 地域支援事業者の第一号指定事業者の指定

##### ① 手続の概要

第一号事業を行う者の申請により当該事業の種類及び当該事業の種類に係る当該第一号事業を行う事業所ごとに市町村長が行う。

##### ② 電子化の状況

市町村が窓口であり、電子化されていない。

#### (10) 指定居宅サービス事業者の特例

##### ① 手続の概要

病院等について、健康保険法第 63 条第 3 項第 1 号の規定による保険医療機関又は保険薬局の指定があったときは、その指定時に当該病院等の開設者により行われる居宅サービスについて、指定居宅サービス事業者の指定があったものとみなす。

##### ② 電子化の状況

都道府県等が窓口であり、電子化されていない。

#### (11) 指定居宅サービス事業者（特定施設入居者生活介護）の指定の変更

##### ① 手続の概要

特定施設入居者生活介護の事業を行う者は、第 41 条第 1 項本文の指定に係る特定施設入居者生活介護の利用定員を増加しようとするときは、あらかじめ、厚生労働省令で定めるところにより、当該特定施設入居者生活介護に係る指定の変更を申請することができる。

##### ② 電子化の状況

都道府県等が窓口であり、電子化されていない。

#### (12) 指定居宅サービス事業者の指定等の届出

##### ① 手続の概要

指定居宅サービス事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該指定居宅サービスの事業を再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

##### ② 電子化の状況

都道府県等が窓口であり、電子化されていない。

#### (13) 指定居宅サービス事業者の廃止等の届出

##### ① 手続の概要

指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援の事業を廃止し、又は休止しようとするとき

は、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

② 電子化の状況

都道府県等が窓口であり、電子化されていない。

(14) 指定地域密着型サービス（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を除く）事業者の変更等の届出

① 手続の概要

指定地域密着型サービス事業者は、当該指定地域密着型サービス（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を除く。）の事業を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を市町村長に届け出なければならない。

② 電子化の状況

市町村が窓口であり、電子化されていない。

(15) 指定地域密着型サービス（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を除く）事業者の廃止等の届出

① 手続の概要

指定地域密着型サービス事業者は、当該指定地域密着型サービス（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を除く。）の事業を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を市町村長に届け出なければならない。

② 電子化の状況

市町村が窓口であり、電子化されていない。

(16) 指定居宅サービス事業者（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護）の指定の辞退

① 手続の概要

第42条の2第1項本文の指定を受けて地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の事業を行う者は、一月以上の予告期間を設けて、その指定を辞退することができる。

② 電子化の状況

市町村が窓口であり、電子化されていない。

(17) 指定居宅介護支援事業者の変更等の届出

① 手続の概要

指定居宅介護支援事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該指定居宅介護支援の事業を再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、十日以内に、その旨を市町村長に届け出なければならない。

② 電子化の状況

市町村が窓口であり、電子化されていない。

(18) 指定居宅介護支援事業者の廃止等の届出

① 手続の概要

指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援の事業を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を市町村長に届け出なければならない。

② 電子化の状況

市町村が窓口であり、電子化されていない。

(19) 指定介護老人福祉施設の変更の届出

① 手続の概要

指定介護老人福祉施設の開設者は、開設者の住所その他の厚生労働省令で定める事項に変更があったときは、厚生労働省令で定めるところにより、十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

② 電子化の状況

都道府県等が窓口であり、電子化されていない。

(20) 指定介護老人福祉施設の指定の辞退

① 手続の概要

指定介護老人福祉施設は、一月以上の予告期間を設けて、その指定を辞退することができる。

② 電子化の状況

都道府県等が窓口であり、電子化されていない。

(21) 介護老人保健施設の変更等の届出

① 手続の概要

介護老人保健施設の開設者は、第94条第2項の規定による許可に係る事項を除き、当該介護老人保健施設の開設者の住所その他の厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該介護老人保健施設を再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

② 電子化の状況

都道府県等が窓口であり、電子化されていない。

(22) 介護老人保健施設の廃止等の届出

① 手続の概要

介護老人保健施設の開設者は、当該介護老人保健施設を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

② 電子化の状況

都道府県等が窓口であり、電子化されていない。

(23) 指定介護予防サービス事業者の変更等の届出

① 手続の概要

指定介護予防サービス事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該指定介護予防サービスの事業を再開したときは、

厚生労働省令で定めるところにより、十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

② 電子化の状況

都道府県等が窓口であり、電子化されていない。

(24) 指定介護予防サービス事業者の廃止等の届出

① 手続の概要

指定介護予防サービス事業者は、当該指定介護予防サービスの事業を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

② 電子化の状況

都道府県等が窓口であり、電子化されていない。

(25) 指定地域密着型介護予防サービス事業者等の変更の届出

① 手続の概要

指定地域密着型介護予防サービス事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該指定地域密着型介護予防サービスの事業を再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、十日以内に、その旨を市町村長に届け出なければならない。

② 電子化の状況

市町村が窓口であり、電子化されていない。

(26) 指定地域密着型介護予防サービス事業者の廃止等の届出

① 手続の概要

指定地域密着型介護予防サービス事業者は、当該指定地域密着型介護予防サービスの事業を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を市町村長に届け出なければならない。

② 電子化の状況

市町村が窓口であり、電子化されていない。

(27) 指定介護予防支援事業者の変更等の届出

① 手続の概要

指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該指定介護予防支援の事業を再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、十日以内に、その旨を市町村長に届け出なければならない。

② 電子化の状況

市町村が窓口であり、電子化されていない。

(28) 指定介護予防支援事業者の廃止等の届出

① 手続の概要

指定介護予防支援事業者は、当該指定介護予防支援の事業を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を市町村長に届け出なければならない。

② 電子化の状況

市町村が窓口であり、電子化されていない。

(29) 老人居宅生活支援事業の開始の届出

① 手続の概要

国及び都道府県以外の者は、厚生労働省令の定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出て、老人居宅生活支援事業を行うことができる。

② 電子化の状況

都道府県等が窓口であり、電子化されていない。

(30) 老人福祉施設（老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、老人介護支援センター）の設置の届出

① 手続の概要

国及び都道府県以外の者は、厚生労働省令の定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出て、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設又は老人介

護支援センターを設置することができる。

② 電子化の状況

都道府県等が窓口であり、電子化されていない。

(31) 老人福祉施設（養護老人ホーム、特別養護老人ホーム）の設置の認可

① 手続の概要

社会福祉法人は、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事の認可を受けて、養護老人ホーム又は特別養護老人ホームを設置することができる。

② 電子化の状況

都道府県等が窓口であり、電子化されていない。

(32) 老人居宅生活支援事業の変更の届出

① 手続の概要

老人居宅生活支援事業の開始の届出をした者は、厚生労働省令で定める事項に変更を生じたときは、変更の日から一月以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

② 電子化の状況

都道府県等が窓口であり、電子化されていない。

(33) 老人福祉施設（老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、老人介護支援センター）の変更の届出

① 手続の概要

国及び都道府県以外の者は、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設又は老人介護支援センターを廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の一月前までに、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。

② 電子化の状況

都道府県等が窓口であり、電子化されていない。

(34) 老人居宅生活支援事業の休廃止の届出

① 手続の概要

国及び都道府県以外の者は、老人居宅生活支援事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の一月前までに、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。

② 電子化の状況

都道府県等が窓口であり、電子化されていない。

(35) 老人福祉施設（老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、老人介護支援センター）の休廃止の届出

① 手続の概要

国及び都道府県以外の者は、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設又は老人介護支援センターを廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の一月前までに、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。

② 電子化の状況

都道府県等が窓口であり、電子化されていない。

(36) 老人福祉施設（養護老人ホーム、特別養護老人ホーム）の施設の設置の休廃止の認可

① 手続の概要

社会福祉法人は、養護老人ホーム又は特別養護老人ホームを廃止し、休止し、若しくはその入所

定員を減少し、又はその入所定員を増加しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止、休止若しくは入所定員の減少の時期又は入所定員の増加について、都道府県知事の認可を受けなければならない。

② 電子化の状況

都道府県等が窓口であり、電子化されていない。

「行政手続コスト」削減のための基本計画

**2 削減方策（コスト削減の取組内容及びスケジュール）**

- (1) 申請の手続きに係る手段の見直し
    - ・書類の作成相談等により自治体窓口を複数回往復しているケースが見られることから、Eメール等を利用した事前相談の実施。
    - ・自治体窓口への訪問に要する時間を削減するため、申請書類を郵送により提出することを推奨する。
  - (2) 申請書類の添付文書の見直し
    - ・事業の指定申請などの際に求める添付文書について、自治体ごとのばらつきがあることから、自治体が省令で定められた事項以外を確認するため、付加的に提出を求めている添付文書の種類やその意図等を自治体宛に調査する。また、類似の行政手続において既に提出している書類に重複があるかについても併せて調査する。
    - ・上記の調査結果を自治体宛に周知するとことにより、介護事業所の書類作成時間短縮を図る。
- ※ 本方策の取組期間については、ニッポン一億総活躍プランにも記載のある、文書量半減の取組期間（2020 年代初頭までに半減）も考慮し、5 年間とする。
- (3) 上記の取組により、作業時間を 20%削減することを目指す。

**3 コスト計測**

**1. 選定理由**

通所及び訪問サービス事業者の指定件数が、全手続件数のうち約 85%を占めるため。

**2. コスト計測の方法及び時期**

- (1) コスト計測の方法
 

複数の事業所からヒアリングを行い、事業の新規、変更、廃止などの各指定申請に要する時間を算出する。ヒアリングの際に、事業者が特に負担に感じている書類等を聴取し、2（2）の削減方策の検討にも活用。
- (2) コスト計測の時期
 

平成 29 年度中に実施予定。

※事業の指定申請などの際に求める添付文書について、上述の通り自治体ごとにばらつきがあることから、単一の地域だけでなく、複数の地域でのコスト計測調査を要するため、自治体宛の調査結果をふまえて事業者の抽出を行う予定。

省庁名	厚生労働省
重点分野名	営業の許可・認可に係る手続

局名	年金局
----	-----

**I. 確定拠出年金運営管理機関に関する手続**

**1 手続の概要及び電子化の状況**

- (1) 確定拠出年金運営管理機関の登録内容変更の届出
  - ① 手続の概要
 

確定拠出年金運営管理機関は、登録申請書の内容に変更があった場合には、その旨を主務大臣に届け出なければならない。
  - ② 電子化の状況
 

e-gov による電子申請が可能。

**2 削減方策（コスト削減の取組内容及びスケジュール）**

- (1) 確定拠出年金運営管理機関の登録内容変更の届出
  - 現在、確定拠出年金運営管理機関は、登録内容に変更があった際に、確定拠出年金運営管理機関に関する命令様式第一号、第二号（A 4 サイズ 1 枚又は 2 枚）を厚生労働省に届け出ることとされている。
  - 現行、既に多くの運営管理機関が郵送による届出を行っているところであるが、直接、厚生労働省に赴くことなく郵送やオンラインで手続を完結することができることについて、平成 29 年度末までに、改めて厚生労働省ホームページによる周知を行う。
  - また、届出に際し、厚生労働省に問い合わせが寄せられる事項（例えば、添付書類の提出時期等）があることから、平成 29 年度までに、当該事項に係る Q & A の作成や様式の記載例等を示すことにより、厚生労働省への問い合わせに要するコストや書類の記載事項の不備により、返戻された書類の修正及び再提出に係るコストの削減を図る。

上記（1）について、平成 31 年度末までに、作業時間（問い合わせや返戻の時間含む）の 20%削減を行う。